

文化的景観整備活用計画

～ 新上五島町北魚目の文化的景観 ～

～ 新上五島町崎浦の五島石集落景観 ～

平成 26 年 3 月

新上五島町

文化的景観（北魚目・崎浦）整備活用計画 目次

序 章 計画策定にあたって 【共通】

1	計画策定の背景	・ ・ ・ ・ ・	1
2	計画の目的	・ ・ ・ ・ ・	1
3	計画の範囲	・ ・ ・ ・ ・	1
4	計画の構成	・ ・ ・ ・ ・	4
5	文化財保護に伴う届出制及び土地利用規制について	・ ・ ・ ・ ・	5

第Ⅰ部 新上五島町北魚目の文化的景観整備活用計画

第1章	重要文化的景観の価値		
1	文化的景観の価値	・ ・ ・ ・ ・	25
2	重要な構成要素	・ ・ ・ ・ ・	26
3	文化的景観の価値を表象する場所	・ ・ ・ ・ ・	32
第2章	現状と課題		
1	集落の現状	・ ・ ・ ・ ・	33
2	保存に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	35
3	整備に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	36
4	活用に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	37
第3章	整備・活用の将来像		
1	基本理念	・ ・ ・ ・ ・	38
2	地域づくりの将来像	・ ・ ・ ・ ・	43
3	整備・活用の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	43
第4章	整備・活用の方針と方策		
1	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	45
2	方策	・ ・ ・ ・ ・	46
第5章	整備・活用の具体的な計画		
1	推進体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	49
2	整備・活用に関する事業の概要（短期・中期・長期）	・ ・ ・ ・ ・	51
3	整備（修理・修景）活用計画について	・ ・ ・ ・ ・	52
4	モニタリングと計画内容の見直し	・ ・ ・ ・ ・	73

第Ⅱ部 新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画

第1章	重要文化的景観の価値		
1	文化的景観の価値	・ ・ ・ ・ ・	75
2	重要な構成要素	・ ・ ・ ・ ・	76
3	文化的景観の価値を表象する場所	・ ・ ・ ・ ・	81

第2章	現状と課題		
1	集落の現状	・ ・ ・ ・ ・	83
2	保存に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	85
3	整備に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	85
4	活用に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	86
第3章	整備・活用の将来像		
1	基本理念	・ ・ ・ ・ ・	87
2	地域づくりの将来像	・ ・ ・ ・ ・	92
3	整備・活用の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	92
第4章	整備・活用の方針と方策		
1	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	94
2	方策	・ ・ ・ ・ ・	95
第5章	整備・活用の具体的な計画		
1	推進体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	98
2	整備・活用に関する事業の概要（短期・中期・長期）	・ ・ ・ ・ ・	100
3	整備（修理・修景）活用計画について	・ ・ ・ ・ ・	101
4	モニタリングと計画内容の見直し	・ ・ ・ ・ ・	118

第Ⅲ部 重要文化的景観内での公共事業等について 【共通】

第6章	公共事業等における文化的景観への配慮		
1	文化的景観の価値を保全・向上する整備のあり方	・ ・ ・ ・ ・	119
2	公共事業等の事業実施のプロセス	・ ・ ・ ・ ・	120
3	公共事業ガイドライン	・ ・ ・ ・ ・	122
4	景観に配慮した公共事業の事例	・ ・ ・ ・ ・	126

【参考資料】

新上五島町（北魚目・崎浦）の重要文化的景観に関する住民アンケート調査結果

序章 計画策定にあたって

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

新上五島町は、九州の西端に位置し、中通島と若松島を主体とした7つの有人島と60の無人島から構成されています。その大部分は西海国立公園に指定されており、美しい海と豊かな自然に恵まれた景観を有しています。

また、カトリック教会や寺社をはじめとして、多くの遺跡も残っており歴史を感じさせる景観も存在しています。特に教会は町内に29も点在し、中でも頭ヶ島天主堂と青砂ヶ浦天主堂は国の重要文化財に指定されています。自然、歴史、文化あふれる景観は、本町の地域づくりにおいて貴重で必要不可欠な資源と考えられます。

このような景観を自然・歴史・地質・民俗・建築等の分野において更に調査・研究を深めるため、新上五島町では平成20年6月に「新上五島町文化的景観保存計画策定委員会」を設置しました。同委員会は、平成24年度までに合計9回（ワーキングを含めると19回）開催し、専門の調査委員と随時協議しながら取組みを進めました。調査の結果、本町の北魚目地域と崎浦地域に独特な文化的景観が形成されているとし、平成23年7月に北魚目地域、平成24年1月に崎浦地域について、それぞれ重要文化的景観への申出を行い、平成24年1月24日に「新上五島町北魚目の文化的景観」が、同年9月19日に「新上五島町崎浦の五島石集落景観」がそれぞれ選定されました。

重要文化的景観の選定を受けた2つの地域を今後どのように活用していくべきか考える必要が出て来ました。さらにその景観を守り、整備し育てて継承していくためには、様々な課題を解決していかなければなりません。

そこで、将来にわたり、重要文化的景観の選定を受けた2つの地域について、景観を守りつつ、いかに整備し、活用していくため、この計画にてその手法や考え方をまとめ、持続可能な整備・活用を示していくこととします。

2 計画の目的

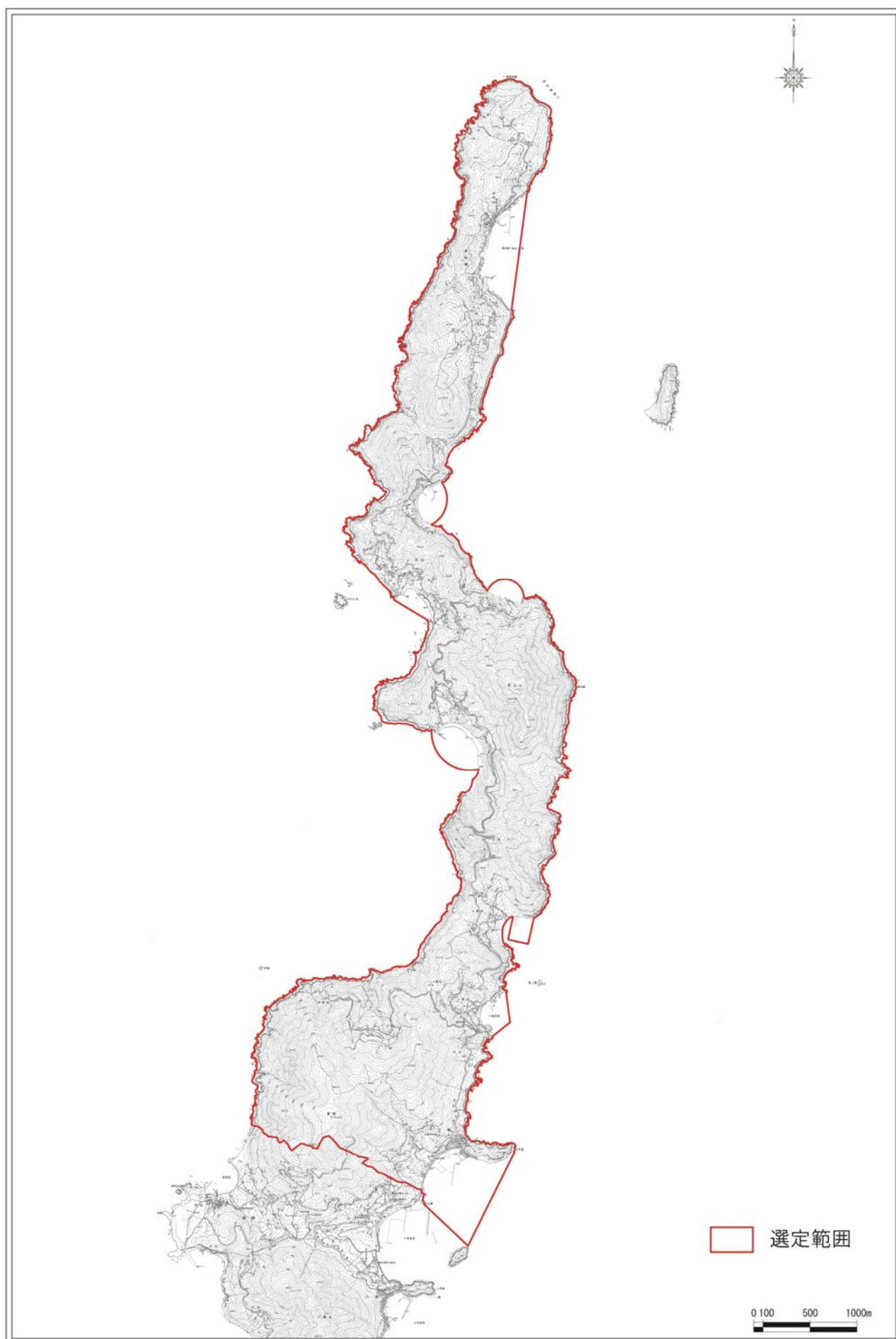
文化的景観は、文化財保護法第二条第1項第五号によると、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされています。「新上五島町北魚目の文化的景観」は離島における組織地形の高度利用を背景としてイモ（甘藷）文化を継承し、散居する農耕民と海浜に集住する漁労民が共生する多様で特徴的な集落景観です。また、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」はこの地域における身近に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心としてふんだんに活用することで生まれた特徴的な集落景観です。このような2つの個性ある文化的景観を、地域で守り、次世代へと継承していかなければなりません。

本計画は、北魚目地域と崎浦地域に残る文化的景観という貴重な文化財を守り後世へ伝えるため、それぞれの地域に合った景観整備のあり方や方策を検討し、景観とともに成り立つ特色ある生活・生業を継承しつつ、将来に向けて望ましい文化的景観へと整備・活用することを目的に策定するものです。

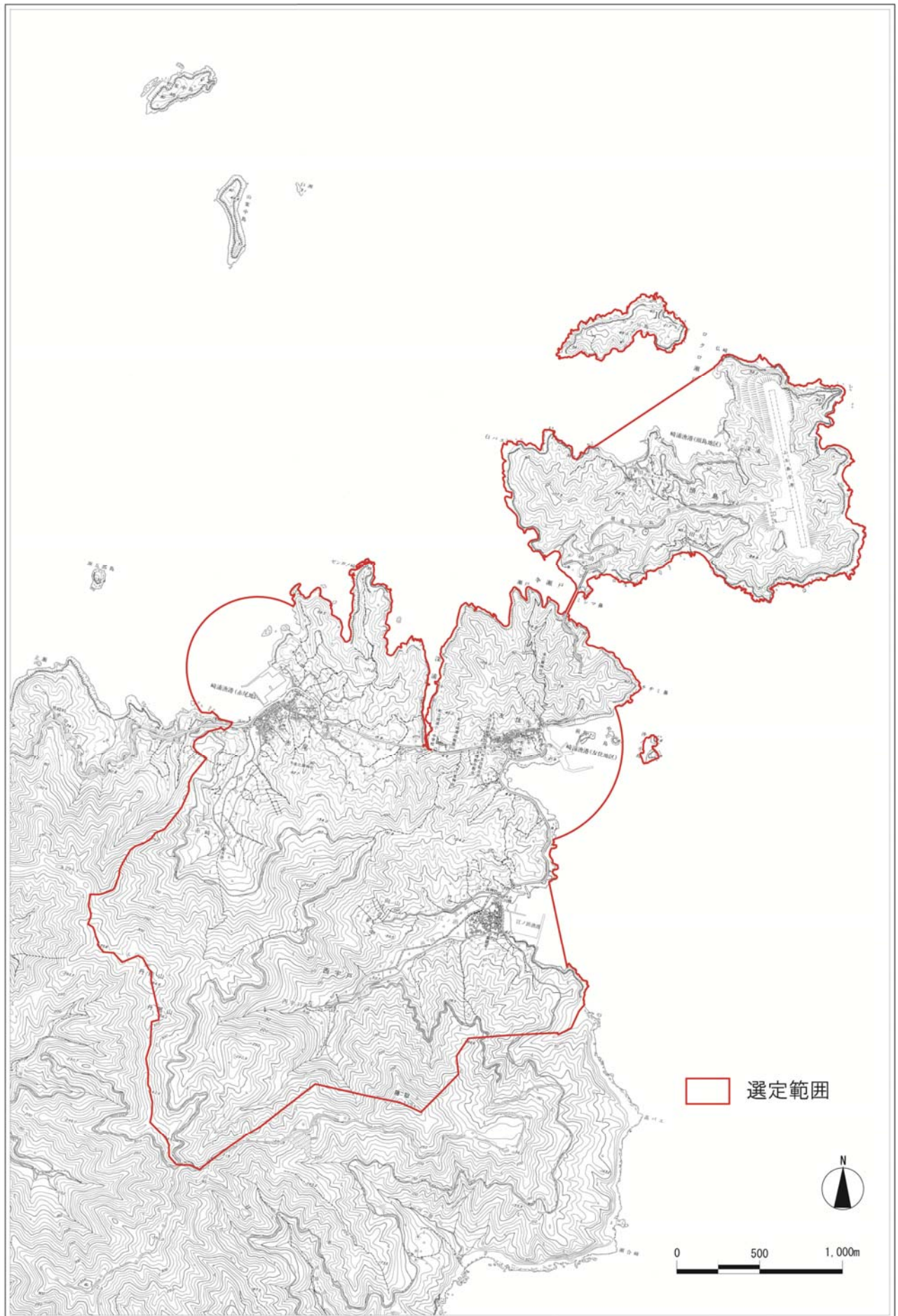
3 計画の範囲

本計画は、新上五島町の中通島の北部に位置する北魚目地域と、同じく中通島の北東部に位置する崎浦地域を対象とします。

北魚目地域は、番岳（標高442.6m）から以北の地域を指し、12集落で構成され、選定面積は1,508.0haです。崎浦地域は、4集落で構成され、選定面積は976.9haです。



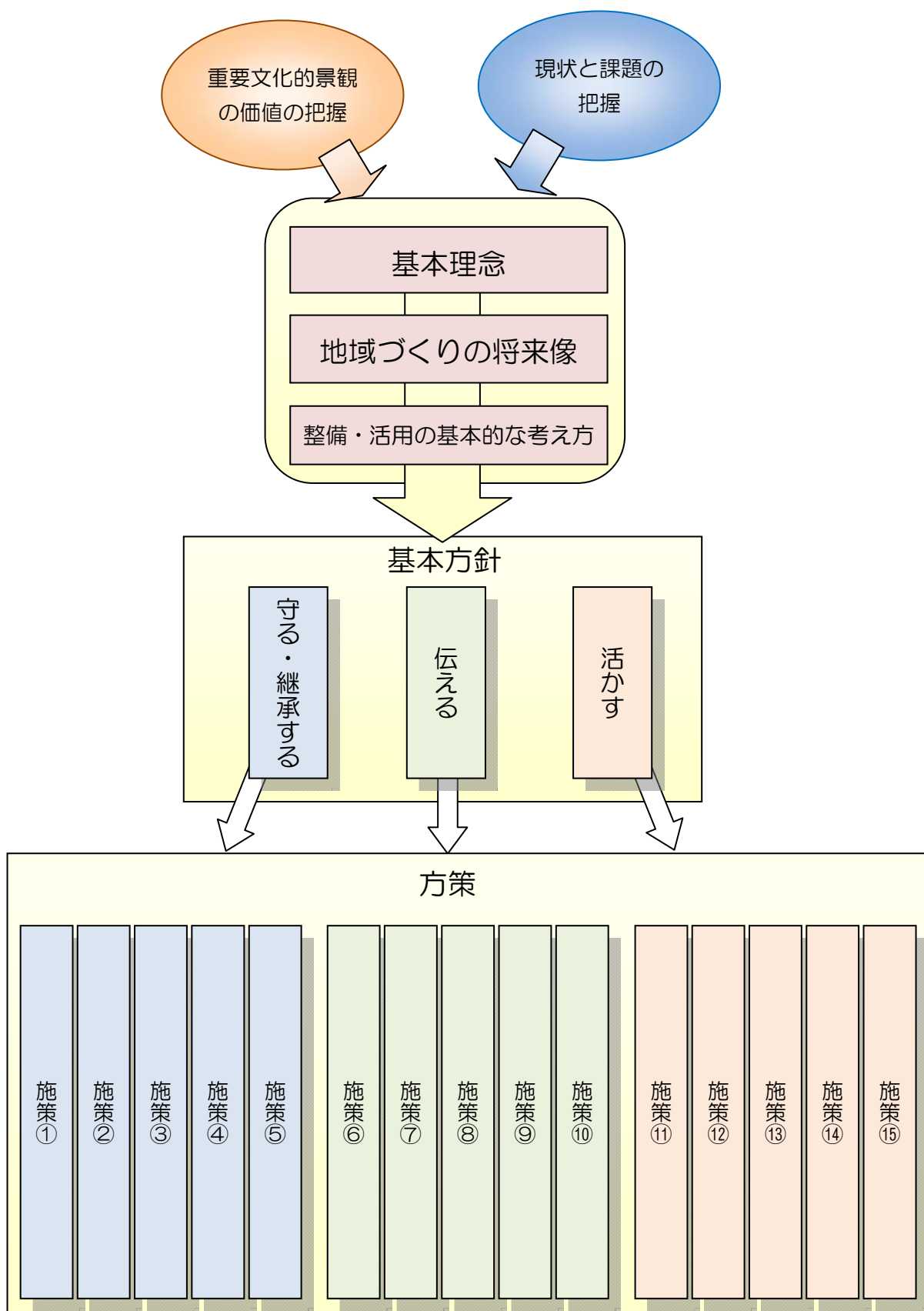
「新上五島町北魚目の文化的景観」選定範囲図



「新上五島町崎浦の五島石集落景観」選定範囲図

4 計画の構成

以下に本計画の構成を示します。



5 文化財保護に伴う届出制及び土地利用規制について

(1) 手続きの流れ

重要文化的景観の申出を行う前提として、本町では平成20年6月に景観行政団体となり、平成21年11月、新上五島町全域を対象に「新上五島町景観計画」を策定し、「新上五島町景観条例」を制定しました。その中で、北魚目の重要文化的景観選定範囲と崎浦の五島石集落景観選定範囲を重要景観計画区域に設定し、保護措置を確立しています。

また、重要文化的景観は、法執行上の規定として文化財保護法第8章に、現状変更等の規制が記されています。文化財保護法で届出を対象とする行為は、以下の行為であり、現状変更の際は教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うこととなっています。

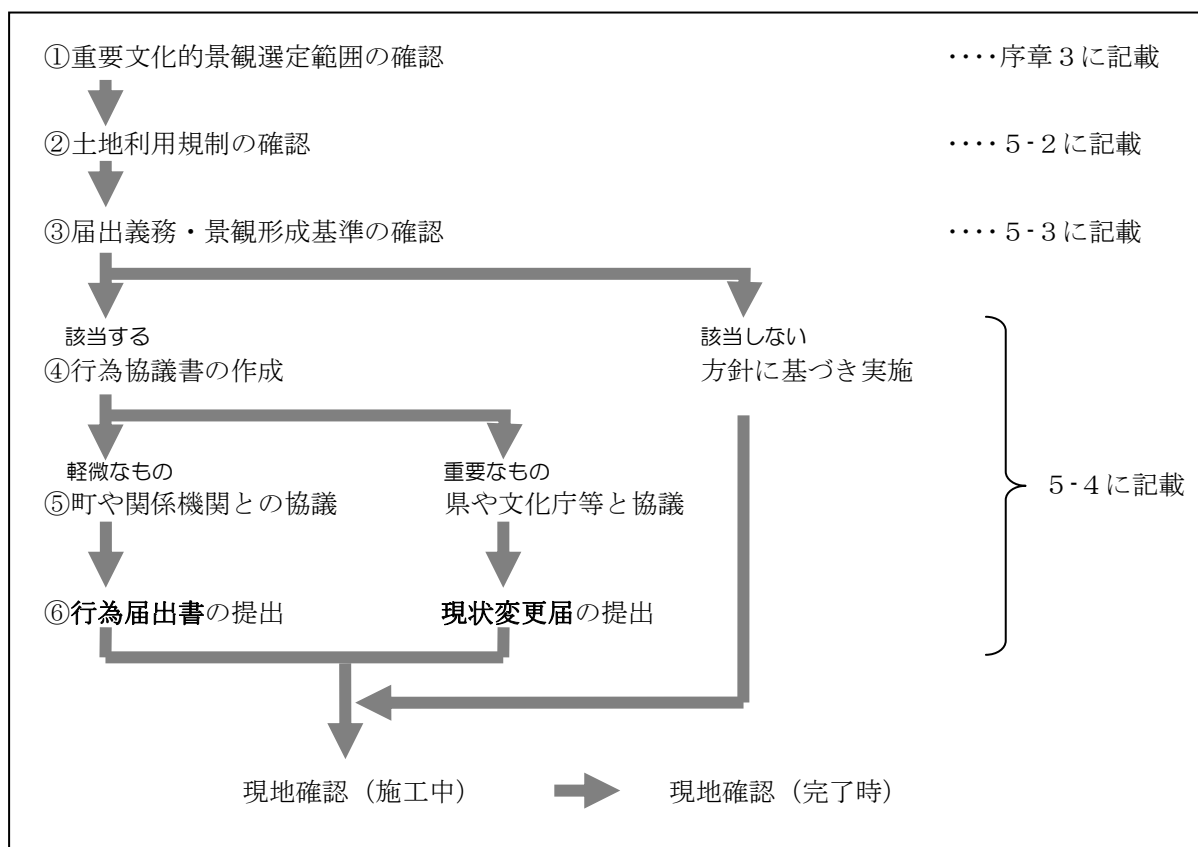
●届出を要する行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損（法第136条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は平成17年文部科学省令（第4条）で定められている。

※現状変更の届出等（法第139条）については、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとされており、その措置の範囲は平成17年文部科学省令（第7条）で定められている。

届出の行為の確認及び流れは下記のフロー図を参考に手続きを行うこととします。



(2) 既存法令等による土地利用規制の整理

選定範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、漁港漁場整備法による行為規制が適用されている土地が含まれます。

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定																																							
自然公園法 (国立公園)	特別地域 (第2種特別地域) (第3種特別地域)	許可又は届出	【許可事項】 ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること 建築物・工作物等のうち集合別荘(ホテル等)、集合住宅、保養所及び屋外運動施設は以下の基準が適用される。 <table><tr><td></td><td>建ぺい率</td><td>容積率</td></tr><tr><td>第2種特別地域</td><td>20%</td><td>40%</td></tr><tr><td>第3種特別地域</td><td>20%</td><td>60%</td></tr></table> 基準日以前に造成が完了若しくは届出を行った宅地内での新築、改築、又は増築を行う場合は以下の基準が適用される。 <table><tr><td></td><td>敷地面積</td><td>建ぺい率</td><td>容積率</td></tr><tr><td rowspan="3">第2種特別地域</td><td>500㎡未満</td><td>10%</td><td>20%</td></tr><tr><td>500～1000㎡未満</td><td>15%</td><td>30%</td></tr><tr><td>1000㎡以上</td><td>20%</td><td>40%</td></tr><tr><td colspan="2">第3種特別地域</td><td>20%</td><td>60%</td></tr></table> ②木竹を伐採すること <table><tr><td></td><td>択伐法</td><td>皆伐法</td></tr><tr><td rowspan="3">第2種特別地域</td><td>用材林は当該区分の現在蓄積の30%以下</td><td>一伐区の面積が2ha以内</td></tr><tr><td>薪炭林は当該区分の現在蓄積の60%以下</td><td rowspan="2">皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと</td></tr><tr><td>公園事業に係る施設及び利用施設等の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によるもの</td></tr><tr><td>第3種特別地域</td><td colspan="2">—</td></tr></table> ③環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ④鉱物を掘探し、又は土石を採取すること ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること ⑦広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること ⑧屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩土地の開墾、土地の形状を変更すること ⑪高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫本来の生育地でない植物で当該区域における風地の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、または当該植物の種子をまくこと。 ⑬山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること		建ぺい率	容積率	第2種特別地域	20%	40%	第3種特別地域	20%	60%		敷地面積	建ぺい率	容積率	第2種特別地域	500㎡未満	10%	20%	500～1000㎡未満	15%	30%	1000㎡以上	20%	40%	第3種特別地域		20%	60%		択伐法	皆伐法	第2種特別地域	用材林は当該区分の現在蓄積の30%以下	一伐区の面積が2ha以内	薪炭林は当該区分の現在蓄積の60%以下	皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと	公園事業に係る施設及び利用施設等の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によるもの	第3種特別地域	—		懲役又は罰金
	建ぺい率	容積率																																									
第2種特別地域	20%	40%																																									
第3種特別地域	20%	60%																																									
	敷地面積	建ぺい率	容積率																																								
第2種特別地域	500㎡未満	10%	20%																																								
	500～1000㎡未満	15%	30%																																								
	1000㎡以上	20%	40%																																								
第3種特別地域		20%	60%																																								
	択伐法	皆伐法																																									
第2種特別地域	用材林は当該区分の現在蓄積の30%以下	一伐区の面積が2ha以内																																									
	薪炭林は当該区分の現在蓄積の60%以下	皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと																																									
	公園事業に係る施設及び利用施設等の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によるもの																																										
第3種特別地域	—																																										

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域 (第2種特別地域) (第3種特別地域)	許可又は届出	【許可事項】 ⑭本来の生息地でない動物で当該区域における風地の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと ⑮屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること ⑯湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 【届出事項】 木竹の植栽、家畜の放牧	懲役又は罰金
	普通地域	届出	①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。） ②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ④水面を埋め立て、又は干拓すること ⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。） ⑥土地の形状を変更すること ⑦海底の形状を変更すること（海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）	
景観法	景観計画区域	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 ④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	罰金
新上五島町 景観条例	景観計画区域	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為 ②木竹の伐採 ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	保安林	許可	①立木の伐採 ②立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落葉を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする行為	—

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
長崎県文化財保護条例	県指定文化財	許可	原状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	罰金 科料
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役 又は 罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役 又は 罰金
漁港漁場整備法	漁港 (第1種漁港)	許可	工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）	
海岸法	海岸保全区域	許可	①土石（砂を含む。）を採取すること。 ②水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設用を新設し、又は改築すること。 ③土地の掘削、盛土その他政令で定める行為をすること。	

* 自然公園法の特別地域

第1種特別地域－特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。

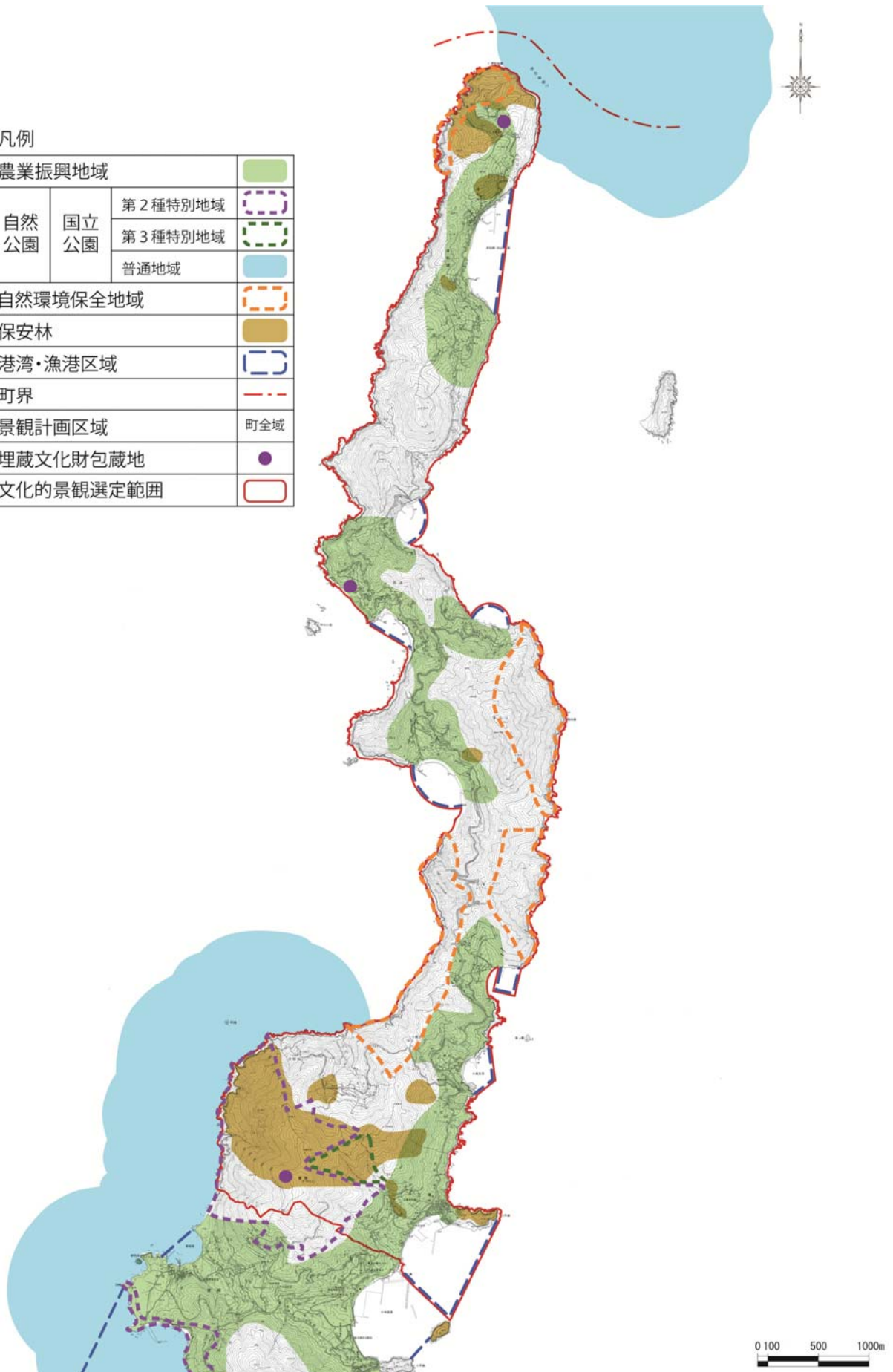
第2種特別地域－第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。

第3種特別地域－特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。

保安林種別による伐採等の制限

保安林の種類		伐採の方法		伐採の限度
		主伐に係るもの	間伐に係るもの	主伐に係るもの
1	水源かん養	伐採種の指定なし	樹冠疎密度80%以上	伐採年度ごとの皆伐による伐採面積の限度及び指定施業要件に適合し、保安林の目的達成に支障がないと認められるもの 保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林で、伐採年度ごとに決められた面積以内
2	土砂流出防備	択伐による	〃	
3	土砂崩壊防備	〃	〃	
4	飛砂防備	〃	〃	
5	防 風	伐採種の指定なし	〃	上記に加え、標準伐期齢以上の部分が幅20m以上で帯状に残す
	水害防備	択伐による	〃	伐採年度ごとの皆伐による伐採面積の限度及び指定施業要件に適合し、保安林の目的達成に支障がないと認められるもの 保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林で、伐採年度ごとに決められた面積以内
	潮害防備	〃	〃	
	干害防備	伐採種の指定なし	〃	
	防 雪	択伐による	〃	
6	防 霧	伐採種の指定なし	〃	上記に加え、標準伐期齢以上の部分が幅20m以上で帯状に残す
	なだれ防止	伐採を禁止	伐採を禁止	－
	落石防止	〃	〃	－
7	防 火	〃	〃	－
8	魚 つ き	択伐による	樹冠疎密度80%以上	伐採年度ごとの皆伐による伐採面積の限度及び指定施業要件に適合し、保安林の目的達成に支障がないと認められるもの 保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林で、伐採年度ごとに決められた面積以内
9	航行目標	〃	〃	
10	保 健	〃	〃	
11	風 致	〃	〃	

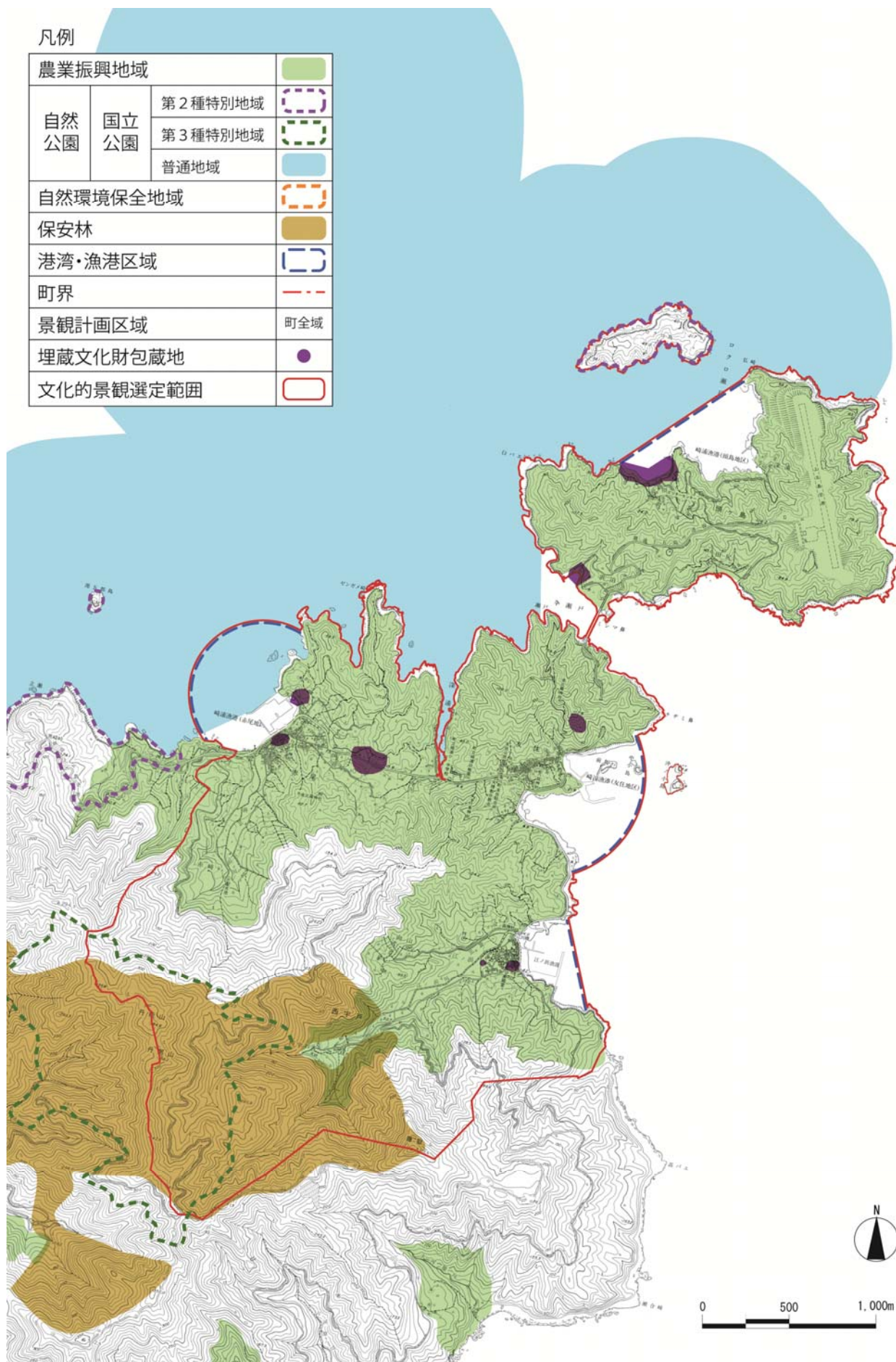
凡例		
農業振興地域		
自然公園	国立公園	第2種特別地域 
		第3種特別地域 
		普通地域 
自然環境保全地域		
保安林		
港湾・漁港区域		
町界		
景観計画区域		町全域 
埋蔵文化財包蔵地		
文化的景観選定範囲		



「新上五島町北魚目の文化的景観」選定範囲周辺の土地利用規制図

凡例

農業振興地域			
自然公園	国立公園	第2種特別地域	
		第3種特別地域	
		普通地域	
自然環境保全地域			
保安林			
港湾・漁港区域			
町界			
景観計画区域		町全域	
埋蔵文化財包蔵地			
文化的景観選定範囲			



「新上五島町崎浦の五島石集落景観」選定範囲周辺の土地利用規制図

(3) 届出義務と景観形成基準

届出を要する行為として、以下の行為が挙げられます。これはあくまで良好な景観を維持するために設けた基準であり、重要文化的景観区域内で実施する行為は最低限以下の基準に従ったものとします。

区分	項目	規模等の基準
建築物 ・ 工作物	新築増築	建築面積及び増築面積が10㎡を超えるもの
	改築、外観の修繕、模様替え又は色彩の変更	前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が10㎡を超えるもの
	煙突、柱、高架水槽	高さ5mを超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等	高さ5m又は築造面積が10㎡を超えるもの
	擁壁、柵、塀等	高さ1.5mを超えるもの又は見付け面積が100㎡を超えるもの（一連で造るものも含む）
	電線路 電柱	高さ5mを超えるもの
		設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
自動販売機	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替え又は色彩の変更	高さ1mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ林業以外の目的の行為（ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行なう管理行為は適用除外）
屋外における物の集積又は貯蔵	屋外における野積みによる物の集積又は貯蔵	高さ1.5m又は集積・貯蔵面積が50㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更 (鉱物の採掘又は土石の採取を含む)	鉱物の採掘又は土石の採取、法面、土地の造成	採掘・採取面積が300㎡を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が0.5mを超えるもの 宅地等の土地の造成で300㎡を超えるもの、又は切土又は盛土によって生じる法（のり）の高さが1mを超える

項目	重要景観良計画区域の景観形成基準
共通事項	【形態意匠】 ○地区の歴史的・文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 ○歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。

建築物

基準

指針

【形態意匠】

○低層建築で勾配屋根を設けることを基本とする。

○一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。

【高さ】

・最高の高さは10mを超えないこと。

【形態意匠－基本構造】

・建築は和風のデザインを基本とする。

・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

・高床式（ピロティ）は避ける。

【形態意匠－屋根】

・屋根勾配は、3/10～5/10を標準とする。

・屋根の材料は、和瓦・金属板を基本とする。

・屋根の形状は、入母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。

・総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は庇等を設けることを基本とする。

・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。

ただし、和瓦葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。

また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか塗装し、ざらざらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0.1R～5Y	6未満	6以上
上記以外	6未満	4以下

※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する建築物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する

【形態意匠－外壁】

・外壁は、板張り・塗壁（しっくい等）・塗壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）を基本とする。

・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0.1R～10R	9未満	3以下
5YR～10Y	9以上	4以下
	9未満	5以下
上記以外	6以上	3以下
	6未満	4以下

【形態意匠－付属屋】

・付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等不可）を基本とする。

※本基準における「付属屋」とは、建築面積20㎡未満かつ軒高2.3m未満の建築物を指す。

【位置】

・土地の区画形質の変更は原則行わない。

・遠くからの眺望の際に突出した印象を与えないような位置を選ぶ。

【形態意匠－建築設備等】

・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。

共通事項	基準	指針	【形態意匠・高さ】 ○送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。 ○垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。 ○煙突、遊戯施設は極力設置しない。 ○屋外証明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。 ○自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内臓光源は明る過ぎないようにする。																
		高さ1	【高さ1】 ・最高の高さは10mを超えないこと。																
		高さ2	【高さ2】 ・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。																
		位置	【位置】 ・歴史的な地形を尊重する。 ・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 ・隣地相互での空間を確保する。 ・設置位置は、接道部から少なくとも1～3m程度の後退を基本とする。ただしやむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。																
		形態意匠－外観	【形態意匠－外観】 ・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。 ・擁壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観等と調和する修景を基本とする。 ・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はその様に修景する。 【形態意匠－屋外照明】 ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・投光器等の天空への拘束を抑制する。																
		形態意匠－色彩	【形態意匠－色彩】 ・外壁の色彩は、以下の基準とする。 ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td>9未満</td><td>3以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5YR～10Y</td><td>9以上</td><td>4以下</td></tr><tr><td>9未満</td><td>5以下</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>6以上</td><td>3以下</td></tr><tr><td>6未満</td><td>4以下</td></tr></table> ※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する工作物（大規模工作物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	3以下	5YR～10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下	6未満	4以下
		色相	明度	彩度															
		0.1R～10R	9未満	3以下															
		5YR～10Y	9以上	4以下															
			9未満	5以下															
上記以外	6以上	3以下																	
	6未満	4以下																	
形態意匠－自動販売機	【形態意匠－自動販売機】 ・野建ての自動販売機は覆い屋を設け、周囲の景観に馴染むものとする。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同色系のものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。																		
形態意匠－外構	【形態意匠－外構】 ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1.5mを超えないこととする。 ・アルミフェンス等は、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。																		

土地の区画 形質の変更 (鉱物の採掘 又は土石の採 取を含む)	指針	○不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行わない。
	基準	・ 生業及び調査等の目的以外に鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・ 現況の地形を生かし、長大な法面及び擁壁が生じないようにする。 ・ 隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周囲の景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○地域の特徴的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	・ 生業及び調査等の目的以外に鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・ 現況の地形を生かし、長大な法面及び擁壁が生じないようにする。 ・ 隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周囲の景観に調和することを基本とする。
物の集積	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし、漁業や農業目的のものはその限りではない。
	基準	・ 道路等に面する場所では、高さ1.5m、面積50㎡を超える物の集積は行えない。 ・ ただし、やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・ 屋外照明は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的 推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修刑を行う。
	基準	・ 大規模な屋外駐車場（1,000㎡以上）では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・ 工場等の屋外施設等は緑化により遮蔽する。

(4) 重要文化的景観区域内における行為協議書及び行為届出書

重要文化的景観区域内で実施する行為のうち、届出に該当する行為を行う場合は、事前に行為協議書を作成し連絡・相談しなければなりません。また協議完了後、行為に着手する日の30日前までに、行為届出書を提出しなければなりません。

(様式1)

重要文化的景観区域内における行為協議書
(重要景観計画区域)

第 号
平成 年 月 日

新上五島町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者

重要文化的景観区域内における行為について、次のとおり協議をします。

重要文化的景観の名称	・北魚目 ・崎浦 (○で囲んで下さい)		
行為の種類	☐ 建築物・工作物の建築等 ☐ 物の集積 ☐ 自動販売機 ☐ 土地の区画形質の変更等 ☐ 木材の伐採 ☐ その他		
行為の場所	新上五島町	郷	番地
土地所有者			
行為を必要とする理由			
行為の期間	着手予定年月日 完了予定年月日	年 月 日 年 月 日	
設計者の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号		

(添付書類)

- 1 必要に応じて、別紙1～4のいずれかを提出して下さい。
- 2 協議に係る地域の位置図、及び行為の平面図、構造図、写真、設計等
- 3 その他必要となる説明資料

注1：現状変更については事前協議を前提とし、規模・内容によっては国への届出対象となる場合もある。

2：協議完了後、行為に着手する日の30日前までに、様式2（届出書）で届け出なければならない。

(様式2)

重要文化的景観区域内における行為届出書

第 号
平成 年 月 日

新上五島町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者

重要文化的景観区域内における行為について、次のとおり届出をします。

重要文化的景観の名称	・北魚目 ・崎浦 (○で囲んで下さい)		
行為の種類	☐ 建築物・工作物の建築等 ☐ 物の集積 ☐ 自動販売機 ☐ 土地の区画形質の変更等 ☐ 木材の伐採 ☐ その他		
行為の場所	新上五島町 郷 番地		
土地所有者			
行為を必要とする理由			
行為の期間	着手予定年月日 完了予定年月日	年 月 日 年 月 日	
設計者の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号		

(添付書類)

- 1 必要に応じて、別紙1～4のいずれかを提出して下さい。
- 2 届出に係る地域の位置図、及び行為の平面図、構造図、写真、設計等
- 3 その他必要となる説明資料

別紙 1

建築物の建築等に係る設計又は施工方法

設計 又 は 施 工 方 法	1. 建築行為の種類		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更		
	2. 用 途				
	3. 最高高さ				
	4. 階 数		地上 階 地下 階		
	5. 構 造				
	6. 敷地面積		m ²		
	7. 建築面積		届出部分 m ²	既存部分 m ²	合計 m ²
	8. 延べ面積		届出部分 m ²	既存部分 m ²	合計 m ²
	9. 屋外又は屋上に設置 する建築設備の種類				
	10. 屋 根	仕上げ材	(色彩見本貼付欄)		
		色 彩	※		
	11. 外 壁	仕上げ材	(色彩見本貼付欄)		
		色 彩	※		
仕上げ材		(色彩見本貼付欄)			
色 彩		※			
12. 緑化措置及び樹木等 の保全措置					
13. その他参考となる 事項					

備考 1 ※欄は、マンセル値を記入してください。

2 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内に植える樹木の樹種、本数、既存樹木の有無及びその保全措置を記入してください。

3 該当する□に **レ** を記入してください。

別紙 2

工作物の新設等に係る設計又は施工方法

設計 又は 施工 方法	1. 工作物建設行為の 種類		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更		
	2. 用 途				
	3. 最高高さ		m		
	4. 構 造				
	5. 敷地面積		m ²		
	6. 築造面積		届出部分 m ²	既存部分 m ²	合計 m ²
	7. 長 さ		届出部分 m	既存部分 m	合計 m
	8. 工作物	仕上げ材			(色彩見本貼付欄)
		色 彩	※		
		仕上げ材			(色彩見本貼付欄)
色 彩		※			
9. 緑化措置及び樹木等 の保全措置					
10. その他参考となる 事項					

備考 1 ※欄は、マンセル値を記入してください。

2 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の植える樹木の樹種、本数、既存樹木の有無及びその保全措置を記入してください。

3 該当する□に **レ** を記入してください。

別紙 3

木竹の伐採に係る設計又は施工方法

集団をなす木竹の伐採

設計 又は 施工 方法	1. 伐採区域面積	m ²
	2. 伐採量	本
	3. 隣接地の現況	
	4. 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (伐採率 %)
	5. 伐採主要樹種	
	6. 伐採跡地の処理方法	
	7. その他参考となる事項	

備考 1 隣接地の現況は、詳細に記載してください。

2 伐採跡地の処理方法は、植樹する場合はその方法を具体的に記載してください。

独立した木竹の伐採

設計 又は 施工 方法	1. 樹種名	
	2. 樹齢	約 年
	3. 樹高	約 m
	4. 地上高 1.0mの幹周の長さ	約 m
	5. 数量	本
	6. その他参考となる事項	

別紙 4

土地の区画形質の変更等に係る設計又は施工方法

設計 又は 施工 方法	1. 敷地面積	
	2. 行為地の現況	
	3. 行為面積	土地の全体 m^2 切土 m^2 盛土 m^2 採取面積（土石の採取の場合に限る。） m^2
	4. 移動土量（採取物の種類・採取量）	切土 m^3 盛土 m^3 採取物の種類（土石の採取の場合に限る。） 採取量（土石の採取の場合に限る。） t m^3
	5. 行為後の敷地の処理	
	6. のり面の最高高さ及びのり面処理方法	
	7. 行為地の土地利用目的	
	8. 隣接地の現況	
	9. 残土処理方法	
	10. 緑化措置及び樹木等の保全措置	
	11. その他参考となる事項	

- 備考 1 行為地の現況及び隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 2 のり面処理の方法は、具体的に記載してください。（例 種子吹付け、石積等）
- 3 植樹は具体的に記載してください。

（５）文化的景観保護推進事業

重要文化的景観選定区域内で実施する整備事業に関して、補助対象事業として国から補助を受けることができる制度があります。その補助要項を以下に示します。

文化的景観保護推進事業国庫補助要綱

平成 17 年 4 月 1 日
文 化 庁 長 官 決 定
平成 20 年 4 月 1 日
平成 22 年 5 月 1 日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、文化的景観の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、次の事業のうち、（１）及び（２）の事業については、重要文化的景観を対象外とし、（３）については、重要文化的景観を対象とする事業に限るものとする。

（１）調査事業

ア 歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査に関する事業

（２）保存計画策定事業

ア 測量、図化に関する事業

イ 重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定

（３）整備事業

ア 事前調査、整備計画立案

イ 標識、説明版、境界等の設置及び改修工事

ウ 防災、便益管理施設の設置等の工事

エ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

（４）普及・啓発事業

ア 上記（１）調査事業及び（２）保存計画策定に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ 上記（１）～（３）の事業に係わる実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 調査経費
- イ 保存計画策定経費
- ウ 標識・防災施設設備等設置及び改修工事費
- エ 復旧修理及び修景等工事費
- オ 普及・啓発事業実施経費
- カ 設計料及び管理料
- キ その他工事経費

(2) その他の経費

- ア. 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、原則として補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在するものである場合にあっては、補助対象費の5分の4とする。
- (2) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。
- (3) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

※ただし、補助対象事業として認められるものは、地方公共団体が行う事業についてのみであるため、重要構成要素である個人の住宅等を整備する場合、個人から負担金をとるなどの対応を協議しなければなりません。

他市町の文化的景観保護推進事業補助金を活かした事例

■熊本県山都町 「通潤用水と白糸台地の棚田景観」

台地上に開墾された農地を潤すための井出（水路）がそれぞれ上井手と下井手と２本あります。水路があるため本来はもっと下流に生息する「アブラボテ」という魚が生息していることから、文化的景観として主に水系保護を重点としています。

水路は農政の補助事業を利用したほうが早く安価にできますが、文化的景観を保護するために文化的景観保護推進事業として水路整備を行っています。整備箇所では景観に配慮した石積み護岸整備や水生昆虫や水生植物が生息できるビオトープを整備しています。

<整備事業>

水路整備：井手の多くは既にコンクリートのU字溝に変えられていますが、農地内の水路は切石による護岸整備を行い、併せて休耕地の一部をビオトープとして整備しています。

農道整備：田畑の区画は土羽によるものですが、農道の拡幅などで法面が急勾配になる箇所では切石積みを入れています。

事業費：平成25年度 約200万円（補助率 国1/2 町1/2）

年度により総事業費900万～1600万円（工事費以外も含む）

＊熊本県の補助制度はあるが、事業費の下限が1000万円であるため、補助を受けていない。

町の方針として、文化的景観の形成に関しては受益者からの負担金は徴収していない。



水路脇にビオトープを整備



田畑からの排水路には石積みを利用



井手の護岸には切石積みを用いている



農道下の土羽の法尻には切石積みを用いている

■大分県豊後高田市 「田染荘小崎の農村景観」

中世の宇佐八幡宮の荘園を基にする農村地の景観です。緩やかな斜面に不整形の田が重なる中世から引き継がれてきた文化的景観です。

<整備事業>

畦畔・農道：農道は土系舗装としています。山からの雨水による路面洗掘の補修と側溝を設置しています。

ほ場：「せまちだおし」（複数の田の畦を取り払って一枚にすること）を行ったが、水利が悪く耕作放棄地になっていました。文化的景観事業として整備を行い耕作地として利用できるようにしました。

建築物：平成 25 年度に馬屋（重要構成要素）の外壁改修と補強を行います。外壁にトタンを張っているが、練壁であるため改修後も現状通りにトタン張りとします。

案内板：文化的景観を解説する案内板の設置や、凝灰岩の石柱サインを各重要構成要素に設置しています。

事業費：平成 24 年度 300 万円（補助率 国 1/2 市 1/2）

平成 25 年度 112 万円（補助率 国 1/2 市 1/2）

*大分県でも補助制度はあるが、事業費の下限が 600 万円であるため、補助を受けていない。

市の方針として、文化的景観の形成に関しては受益者からの負担金は徴収していない。



山からの雨水が路面に流れないように側溝を設置



改良したほ場（右側）



修理予定の馬屋（重要構成要素）



サインの設置（重要構成要素の表示）

第Ⅰ部 新上五島町北魚目の文化的景観整備活用計画

第1章 重要文化的景観の価値

1 文化的景観の価値

北魚目における文化的景観の価値については、「新上五島町北魚目の文化的景観 保存計画」において、以下のようにまとめられています。

新上五島町北魚目は我が国本土最西端よりも西海上に位置する離島群の中であって、狭く細長い組織地形に立地することから、海浜部以外ではことさら悪条件の土地となっています。目に映る美しい風景とは裏腹に人間の居住には極めて不利な土地であったといえます。海に落ち込む急峻な斜面地で平坦な土地がなく、夏から秋にかけては台風が襲来し、冬季には強い季節風が潮を巻き上げ、吹きつける厳しい環境でもあります。

江戸時代末期、労働力強化の目的で大村藩外海地方から五島藩上五島のこの土地に農耕民の移住がありました。移住した農耕民は漁業権を持てなかったことで本来の生業を活かすべく、比較的條件の整った海浜部には住み付くことなく、本来居住には不利で過酷な急峻地に、入植することになりました。厳しい条件の斜面地でしたが、甘藷の栽培技術と石積み技術の経験を駆使し、悪条件を克服し集落を開きました。開拓にあたり木を払い、斜面を削り、掘り出した石で石垣を築き、段畑を作り出しました。その畑で自分たちが生活に必要なだけの農耕を行い、自給自足的な生活を行いました。作物は得意であった甘藷栽培が中心で、甘藷は痩せた急傾斜地に最も適した作物でもありました。甘藷は当時の大村藩においては盛んに栽培されていたとされています。

収穫した甘藷を切干しにするため、周辺の山から切り出した木や竹などを利用して組んだ乾燥棚「ヤグラ」で天日に干し、「カンコロ」と呼ぶ乾燥芋に加工し保存しました。収穫した生の甘藷は自家消費及び種芋として家屋の床下に縦穴の「イモガマ」を設けて保存しました。副産物として裏作の麦、大根、かぼちゃなどの野菜も作りましたが自家消費程度の栽培でした。一方、目前に豊かな漁場があるにもかかわらず近年まで漁業権を持てなかったため、本格的な漁業に参入することはできませんでした。

移住から時間を経て生活が安定した後、この地に適した甘藷栽培は本格化しました。尾根付近まで段畑を切り開き、大量の甘藷が収穫され、島外にも「カンコロ」として出荷できるほどの規模となりました。シキミの実、椿の実、薪などの採取も行いましたが、これらは貴重な現金収入になるものの生活の基盤にまではなりませんでした。

集落の形成事情を考えると、移住時に漁業権を持つことができず、居住に不利な急斜面地に集落を形成せざるを得ませんでした。痩せた土地に適したすぐれた甘藷栽培の技術と石積み技術を活かすことで悪条件を克服し、結果として急勾配の段畑や防風石垣、「ヤグラ」「ジロ」の見られる集落景観が生まれ現在に引き継がれたといえます。さらには、地形などの自然条件と漁業権をめぐる社会的条件などをふまえ、集落ごとに特徴の異なった集落が形成されることとなり、多様な集落が生まれる要因となりました。

北魚目の景観は、上五島の生業として欠かせない漁業を中心に生活を営む人々が形成していた海岸の集落と、移住してきた農耕を営む人々が形成した山あいの集落で共存のための住み分けが特徴的に表れた地域であるといえます。移住した土地の条件や周囲の社会状況のために、それぞれ特徴が異なる多様な集落が形成されました。また移住の集落では現在の集落の中心にカトリック教会堂が建てられていることが多く見られます。これらの移住集落は200年程度の浅い歴史にも拘らず、長崎本土から離島の中の不便地への移住と開拓期の経過、その後の開花の軌跡という劇的な社会背景の変化により形づくられた我が国でも独特な集落形態といえます。

本来の自然発生的な集落形成とは異なり、急ごしらえされた集落であり、移住者独自で急峻な土地を切り開き、日々の暮らしは、ほぼすべてを自分たちだけで賄わなければなりませんでした。言い換えれば、自給自足的な生活のためにはわずかなことにでも最大限の知恵と工夫をこらした生活であり、

集落であるといえます。急峻な斜面地に暮らすため、石垣積の段畑や季節風などを防ぐ石垣塀、防風林など築き、厳しい生活環境を克服するための知恵をめぐらせ工夫をこらしました。さらには、急斜面の瘦地に適した甘藷栽培から生まれた「カンコロ」生産に必要な「ヤグラ」や「ジロ」が各家屋の庭先に並ぶ独特な景観を生み出しました。このように急斜面地で生活するための様々な工夫が生まれ、土地の高度利用が行われました。

大村藩からの移住により入植し、信仰の異なる漁業既住者と現在まで山手と海側に分かれて共生をし、移住した人々は急峻な斜面地に農耕集落を形成せざるを得なかった社会的背景が教会堂に開花の象徴として表されるこの景観こそ、この地域独特なものであると言えます。このことこそが大村藩からの移住民が既住の漁業者と共生するために作り出された文化的景観であるといえます。

以上の事柄を一言で表現すれば、「離島における組織地形の高度利用を背景としてイモ（甘藷）文化を継承し散居する農耕民と海浜に集住する漁労民が共生する多様で特徴的な集落景観」といえます。

2 重要な構成要素

文化的景観を形成するものには様々なものがあります。その中で景観の本質的な価値を表すものがあり、それらを「重要な構成要素」としています。重要な構成要素は山や海などの自然に関するものから、一軒の民家や集落、石垣などの工作物、ジロやヤグラなど食品の加工に使われるものまで、地域の景観に不可欠なものです。

北魚目の文化的景観の価値は漁業集落と農業集落との対比にあります。寛政元年（1789）の五島藩と大村藩の移住政策以降、上五島へも外海方面からの移住者がいました。彼らは、もともと北魚目地域に住んでいた人々とは住み分けすることとなり、急斜面の開拓されていない土地に居付くこととなりました。もともと住んでいた人々は漁業を営み、比較的平坦な土地に密集して住居を構えるのに対し、移住者たちは新たに開拓する土地を広げていったため、住居も散在するかたちとなりました。



農業集落 江袋（昭和 56 年）

（１）北魚目地域を構成する要素（集落）

記号	種類	名称
①	集落	津和崎集落
②	〃	米山集落
③	〃	竹谷集落
④	〃	一本松集落
⑤	〃	仲知集落
⑥	〃	赤波江集落
⑦	〃	江袋集落
⑧	〃	大瀬良集落
⑨	〃	小瀬良集落
⑩	〃	上小瀬良集落
⑪	〃	大水集落
⑫	〃	立串集落



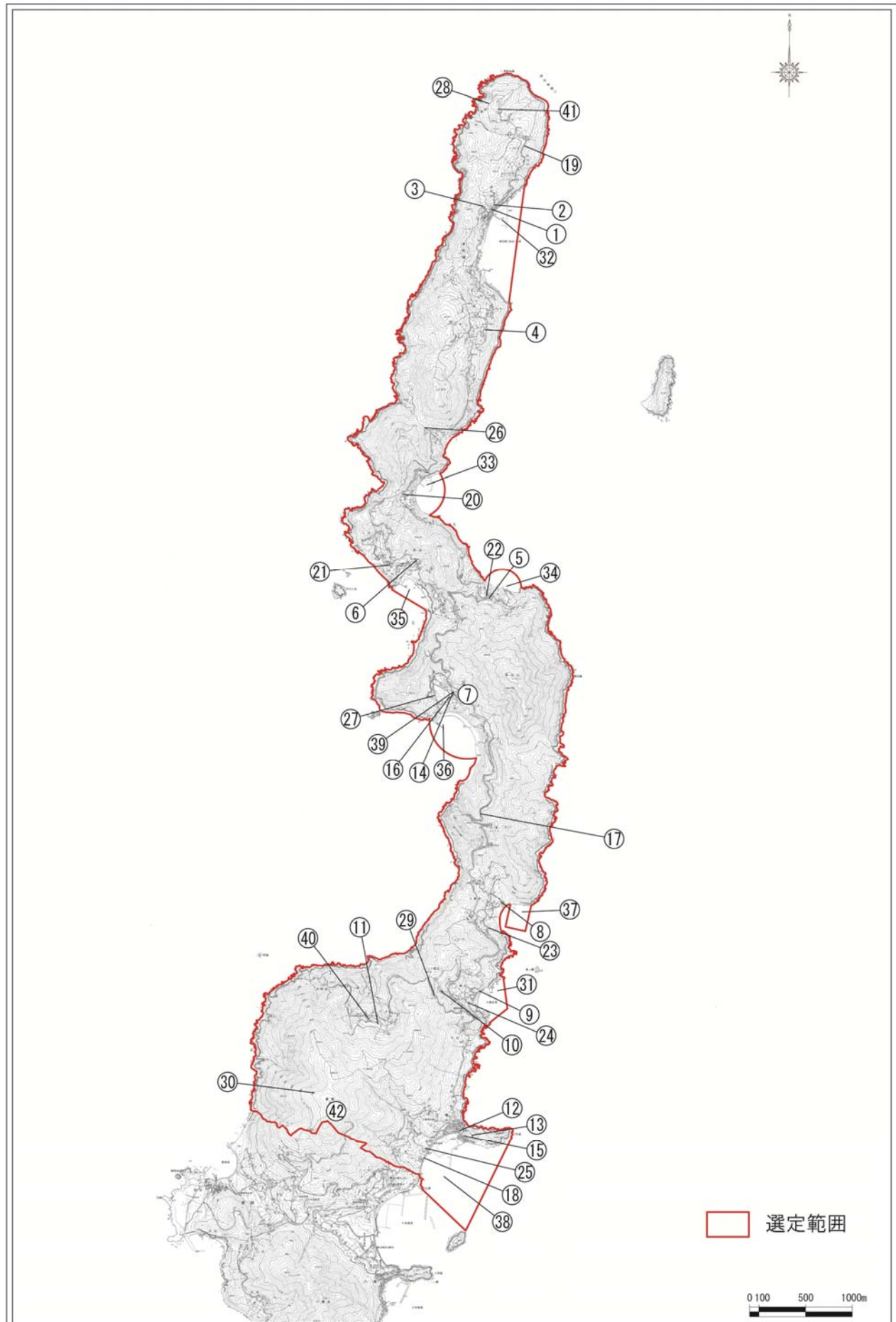
漁業集落 津和崎（昭和 55 年）



「新上五島町北魚目の文化的景観」重要な構成要素（集落）分布図

(2) 居住地・生業・自然空間を構成する要素一覧

番号	種類	名称
①	寺社、教会	津和崎御座
②	〃	本山神社
③	〃	金比羅神社
④	〃	米山教会
⑤	〃	赤波江教会
⑥	〃	仲知教会
⑦	〃	江袋教会
⑧	〃	山神社
⑨	〃	塩竈神社
⑩	〃	小瀬良教会
⑪	〃	大水教会
⑫	〃	乙宮神社
⑬	〃	琴平神社
⑭	住宅	K氏宅
⑮	〃	S氏宅
⑯	石造物	T氏宅の石垣構え
⑰	公共施設（道路）	主要地方道 有川新魚目線
⑱	〃	県道 津和崎立串線
⑲	〃	町道 津和崎池尾線
⑳	〃	町道 一本松線
㉑	〃	町道 仲知真浦線
㉒	〃	町道 仲知赤波江線
㉓	〃	町道 大瀬良線
㉔	〃	町道 小瀬良線
㉕	〃	町道 上小串線
㉖	公共施設（農道）	農道 竹谷線
㉗	〃	農道 江袋線
㉘	公共施設（林道）	林道 津和崎線
㉙	〃	林道 小瀬良線
㉚	〃	林道 番嶽線
㉛	公共施設（港湾）	地方港湾 小瀬良港
㉜	公共施設（漁港）	津和崎漁港
㉝	〃	一本松漁港（一本松地区）
㉞	〃	一本松漁港（赤波江地区）
㉟	〃	仲知漁港（仲知地区）
㊱	〃	仲知漁港（江袋地区）
㊲	〃	立串漁港（大瀬良地区）
㊳	〃	立串漁港（立串地区）
㊴	カンコロ関連施設	Y T氏宅のカンコロ関連施設
㊵	〃	O R氏宅のカンコロ関連施設
㊶	公共施設（公園）	津和崎つばき園
㊷	〃	番嶽園地



「新上五島町北魚目の文化的景観」重要な構成要素（居住地・生業・自然空間を構成する要素）分布図

(3) 居住地を代表する重要構成要素

①立串集落のS氏宅

立串集落は約400年前の慶長年間に越前の柴田勝家の子孫が移住し、定着したことから現在の漁業集落としての立串の基礎がつけられました。柴田家は当初、製塩などで生計を立てていましたが、後に本格的に漁業に参入しています。

柴田勝家の四子空性は出家し、文禄元年（1592）平戸の光明寺を開山しました。勝家の長子掃部頭の子は兄弟で空性を頼り平戸の地に渡っています。兄は出家し名を了空と改め、光明寺の住職となりましたが、弟勝厚は出家せず、漁業者として身を立てるべく、山田、木谷、蒲田、松下、福田、小賀氏など従者八名を従え、慶長18年（1613）に上五島へ渡り、当時藤ノ首と呼ばれた立串に定住しました。後に領主よりカマス網の権利を受け、江戸後期に至り、鯨組の経営も行っています。現在の柴田家の家屋は近代になり建て替えられた建物ですが、集落のなかでは最も規模が大きなもので、立串集落の生い立ちを象徴しています。



戦前のS氏宅



現在のS氏宅

(4) 生業を代表する重要構成要素

①江袋のY T氏宅カンコロ関連施設

上五島、特に北魚目地域においては甘藷栽培が非常に盛んで戦後の昭和中期に至っても甘藷がよく食されていました。北魚目地域の地形は急峻で保水力に乏しく、痩せた土地であったため、稲作が適しておらず、入植当時から甘藷栽培が広く行われ、甘藷を主食とした時代が長く続きました。また、いも焼酎の原料として県外に大量に出荷された時代もありました。当地では甘藷を収穫後、年間を通して食することが可能なように保存技術が考案されました。収穫した甘藷を薄切りし、これを「ヤグラ」と呼ぶ乾燥棚で天日乾燥したものを当地方では「カンコロ」と呼び、これを屋根裏などの乾燥した場所に保存しました。

収穫した甘藷を生あるいは種芋の状態では、「イモガマ」と呼ぶ家屋の床下に掘られた素掘りの穴に「かがり」と呼ぶ編籠に入れ保管しました。また、薄切りにした甘藷を「ジロ」と呼ぶ屋外の竈で茹で、これを天日乾燥させたものを「ユデカンコロ」と呼び、手間はかかりますが、甘味が増し、同様に保存食としました。このような「カンコロ」加工の一連システムが残り、一種のイモ文化を形成し、現在まで規模を縮小しながらも継続しているのがこの地域の特徴です。



イモを干すY T氏宅の「ヤグラ」

(5) 自然を代表する重要構成要素

①番嶽園地

番岳は五島列島で二番目に高い山（標高442.6m）で、頂上からの眺望は特に絶景です。江戸幕府は寛永14年（1637）五島藩に、異国船御番方を命じました。藩は領内7箇所に遠見番所を設置し、正保4年（1647）には、上五島祝言島にあったものをこの番岳に移し、異国船の通行を監視しました。

現在は林道が整備され、八合目まで車が登れるようになっています。昭和48年に林道から頂上まで653mの遊歩道を整備しましたが、荒廃が激しいため昭和56年に県の事業として林道の終点から頂上まで660mの砂利歩道を完成し、併せて園地整備では2,100㎡の芝を張った草スキー場として造成し、休憩所を設けました。頂上からは有川湾を眼下に見下ろし、東に平戸島、県北本土、北は宇久・小値賀島、生月島方面、西は東シナ海、南は上五島南部に続く下五島方面を見渡すことができます。昭和30年には西海国立公園の第二種特別地域に指定されています。



頂上にある番嶽園地と遠見番所跡

3 文化的景観の価値を表象する場所（象徴的な場所）

北魚目の特徴は19世紀以前から沿岸部に集住していた漁業集落と19世紀以降に斜面地に形成された散居形態の農業集落が併存していることにあります。この二つを一体的に見渡せる場所に視点場等の整備が必要だと考えます。

また、急斜面地に集落が形成されている風景や、教会が佇む風景は北魚目独特の景観であり、同時に文化的景観の価値を表しているものです。それらを見渡せる場所にも視点場等の整備を図る必要があります。

【候補箇所】

①上小串から見える立串集落の風景



散居する斜面上の集落と集住する沿岸部の集落

②高峯から見える江袋集落



斜面上の緩やかな部分を開拓した集落

③大水集落



末子相続による分家により形成された集落

④竹谷付近から見える赤波江集落



急峻な斜面に形成された集落
(集落を象徴する赤波江教会が見える)

第2章 現状と課題

1 集落の現状

①人口の推移

「北魚目の文化的景観」選定範囲内の人口推移をみると、今から32年前の昭和55年では全体で2,299人でしたが、平成22年には820人と約1/3に減少しています。人口の減少と比較すると世帯数は徐々に減少しています。昭和55年では1世帯当たり3.9人でしたが、平成22年では2.0人となり、核家族化が進行しています。

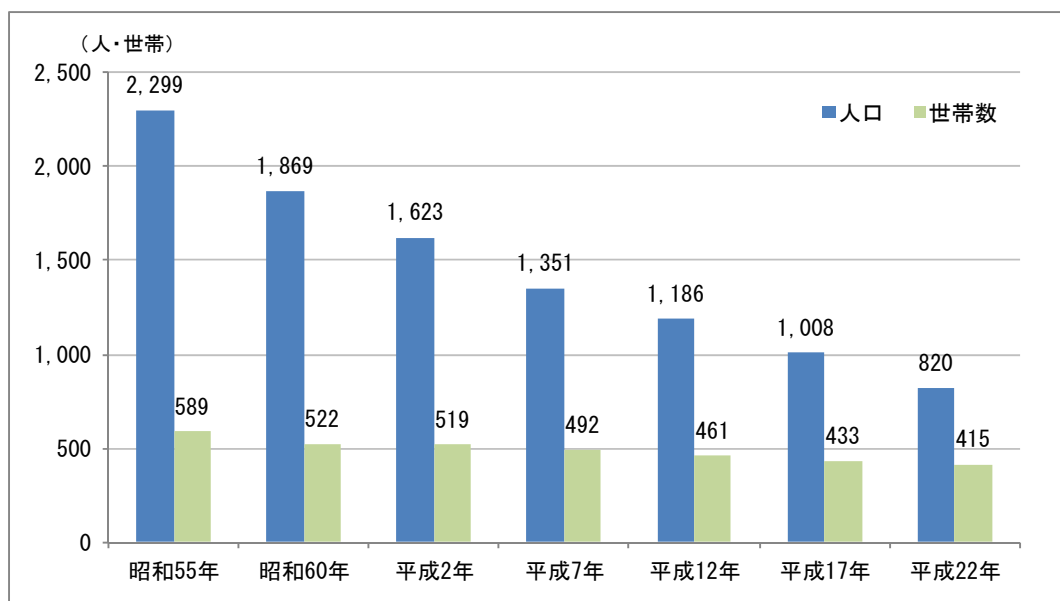


図 北魚目の人口・世帯数の推移 (昭和55年(1980)～平成22年(2010))

②地区別人口

住民基本台帳をみると、平成25年3月末で779人。65歳以上の高齢化率は52%という高い数値を示しており、2人に1人が65歳以上の高齢者となっています。集落別では特に「竹谷」・「小瀬良」は高齢化率が約90%であり、かつ集落の人口が10人前後と集落自体の存続が危ぶまれる状況です。

表 北魚目の集落別人口・世帯数と平均年齢

	人口(人)			世帯数 (軒)	平均年齢(歳)			65歳以上の 割合(%)
	男	女	計		男	女	平均	
津和崎	40	43	83	39	51	57	54	41.0
米山	29	30	59	31	55	63	59	54.2
竹谷	4	5	9	5	70	77	74	88.9
一本松	12	8	20	8	52	70	59	45.0
仲知	45	59	104	56	50	58	55	28.8
赤波江	9	9	18	9	53	66	60	61.1
大瀬良	26	29	55	26	59	60	60	40.0
小瀬良	4	7	11	7	80	79	79	90.9
上小瀬良	14	13	27	18	65	66	66	55.6
立串	120	143	263	145	57	62	60	48.0
大水	26	26	52	27	54	61	57	34.6
江袋	37	41	78	36	52	54	53	38.5
合計	366	413	779	407	58	64	61	52.0

③産業別就業人口

産業別人口をみると、従事者が最も多いのは漁業となっています。主に定置網漁が行われており、漁業協同組合や水産会社に雇用されているケースが多くなっています。一方、農業はそれだけで生活をなすことは難しい状況であるため、ほとんど産業としては成立していません。

その他で多い産業は、建設業・運輸業・小売業・福祉関係と続きます。

北魚目の人口779人に対して、就業者数は261人と全体の約33%であり、平成22年の国勢調査では新上五島町の人口22,074人に対して就業者数は8,651人（39.2%）と比較しても少ない割合となっています。

表 北魚目の集落別産業別就業人口

	津和崎	米山	竹谷・一本松	仲知	赤波江	大瀬良	小瀬良	上小瀬良	立串	江袋	大水	合計
総数(産業)	30	12	11	43	4	18	2	7	92	23	19	261
A 農業, 林業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2
うち農業	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	(1)	-	(2)
B 漁業	8	2	4	16	2	5	-	2	13	7	6	65
D 建設業	3	3	1	3	-	4	1	-	11	5	1	32
E 製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	4
H 運輸業, 郵便業	5	1	4	6	1	2	-	2	5	6	5	37
I 卸売業, 小売業	2	1	1	2	1	2	1	1	18	-	3	32
J 金融業, 保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
M 宿泊業, 飲食サービス業	1	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	5
N 生活関連サービス業, 娯楽業	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	4
O 教育, 学習支援業	-	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	8
P 医療, 福祉	3	1	-	7	-	3	-	-	13	2	2	31
Q 複合サービス事業	3	1	-	-	-	1	-	1	10	-	1	17
R サービス業(他に分類されないもの)	1	-	-	3	-	-	-	-	4	1	1	10
S 公務(他に分類されるものを除く)	-	1	-	2	-	1	-	-	4	-	-	8
T 分類不能の産業	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3

2 保存に関する現状と課題

現 状	課 題
・人口の減少により、空き家が増加し、家屋の荒廃が進んでいる。 ・有害鳥獣が増え、農作物や構成要素への被害（集落内の石垣・県道沿いの石垣や法面）が見られる。 ・段畑が耕作放棄地となり、樹木が生い茂っている。 ・ジロ・ヤグラ・イモガマ等のイモに関する一連の作業場の減少及び従事者が減少している。 ・赤波江、竹谷、小瀬良など超高齢化による限界集落がみられる。 ・農業従事者の減少とともに、昔ながらのカンコロ作りをする人が減少している。 ・甘藷、カンコロの生産量・消費量が減少している。 ・石垣の崩落など重要構成要素の破損等が起きている。  「ジロ」と「ヤグラ」（江袋）	・家屋を保存するため、新規入居者を確保することが必要である。 ・被害を食い止めるため、有害鳥獣の駆除や石垣、石塀、法面等の保存方法を確立する必要がある。 ・文化的景観として生業の保護を図る必要があり、段畑を農地として再生する必要がある。 ・ジロ・ヤグラ・イモガマ等イモに関する一連の作業場の保存や修理、新築を試み、文化的景観の価値を守る必要がある。 ・各集落を存続させる必要がある。 ・昔ながらのカンコロ作りの技術を存続させる必要がある。 ・甘藷やカンコロを消費し続けることで、文化的景観としての価値を保つ必要がある。 ・常に集落や重要構成要素の状況を住民とともに把握し、対策を取る必要がある。  イノシシによる石垣の崩落（江袋）

3 整備に関する現状と課題

現 状	課 題
・ 文化的景観範囲内の公共事業の整備方針（ガイドライン）が無い場合、利便性だけを求めた整備が行なわれる恐れがある。また、景観を阻害するものを設置する恐れがある。 ・ 重要構成要素の修理・修景に関する方針が定まっていないため、同種の要素でも統一性が保てなくなる。 ・ 災害等で崩れた石垣などの修復方法のガイドラインがないため、安易に練石積みやブロック積みなどで復旧される恐れがある。 ・ 案内板等が未設置であるため、来訪者にとって文化的景観の範囲や価値などが理解できない。 ・ 観光客等への便益施設が不足しており、来訪者だけでなく住民にも負担がかかっている。 ・ 新しく「じろ、やぐら」を作る場合の手段・方法が明確でないため、文化的景観にふさわしくないもので作られる恐れがある。	・ 文化的景観を阻害しないよう整備を進めるため、住民の利便性と景観に配慮した公共事業のガイドラインを作成する必要がある。 ・ 重要構成要素の保護と統一性を保つために、具体的な修理・修景の方針を作成する必要がある。 ・ 石垣を利用しながらも強度を確保する等の方法を検討し、景観を保護するためのガイドラインを作成する必要がある。 ・ 来訪者にも文化的景観を理解してもらえるような案内板等の設置が必要である。 ・ 便益施設の不足を解消する必要がある。 ・ 文化的景観の特色を守るためにも、じろ、やぐらを新しく作る際のガイドラインの作成が望まれる。

4 活用に関する現状と課題

現 状	課 題
・ 文化的景観を巡るコースが未設定であり、来訪者はどこに行けばよいかわからない。 ・ 標識や説明板が未整備であるため、来訪者は文化的景観を理解できない。 ・ 価値を伝えるガイドが不足しており、文化的景観の価値を伝えきれていない。 ・ 地元で正確な価値を伝える人（語りべ）がいらないため、住民も来訪者も文化的景観を理解できない。 ・ 価値を伝えづらい。 ・ 産業の担い手が不足している。（農業と漁業） ・ 耕作放棄地が増加している。 ・ 甘藷、カンコロの消費量が減少している。 ・ 北魚目は上五島の中でも椿が多く自生しており、現在町は椿特区として指定されている。	・ 来訪者が文化的景観を巡るコース設定（地元の理解が必要）や、案内施設の設置が求められる。 ・ 文化的景観に見合う標識の設置が求められる。標識は統一したデザインが必要である。 ・ 価値を十分に伝えるためのガイドを増やす必要がある。 ・ 住民や来訪者が文化的景観を理解するためにも地域住民を対象とした語りべの育成が必要である。 ・ 地元住民や来訪者等に価値をわかりやすく伝える仕組みづくりが必要である。 ・ 産業の担い手が不足すると衰退し、文化的景観としての価値が失われる事になる。様々な方策による後継者の育成が求められる。 ・ 甘藷栽培を継続するためにも外部からの協力等を得て、耕作放棄地の減少を食い止める必要がある。 ・ 甘藷や椿のブランド化及びそれらを使った新たな商品・製品の開発を試み、消費を拡大する必要がある。 ・ 椿特区として積極的な取組みが求められ、自生椿の実の利用率の増加から地域の産業に結びつけていく必要がある。

第3章 整備・活用の将来像

1 基本理念

新上五島町の中通島の北魚目地域は一部の海浜部を除き、海に落ち込む急峻な斜面地で形成され、夏から秋にかけては台風が襲来し、冬季には強い季節風が潮を巻き上げ、吹きつける厳しい環境でもあります。江戸時代末期に大村藩から移住してきた農民たちは漁業権を持てなかったことから、既住者がいる海浜部に住みつくことなく、山間部の居住には不利で過酷な急峻地に入植し、甘藷の栽培と石積み技術の経験を駆使して集落を形成しました。痩せた土地に適したすぐれた甘藷栽培の技術と石積み技術を活かすことで悪条件を克服し、結果として急勾配の段畑や防風石垣、「ヤグラ」

「ジロ」の見られる集落景観が生まれ、現在に引き継がれています。さらには、地形などの自然条件と漁業権をめぐる社会的条件など、特徴の異なった集落が幾つも形成されることとなり、多様な集落が生まれる要因となっています。大村藩からの移住により入植し、信仰の異なる漁業既住者と現在まで山手と海側に分かれて共生し、移住した人々は急峻な斜面地に農耕集落を形成せざるを得なかった社会的背景が教会堂に開花の象徴として表されるこの景観こそ、この地域独特なものであると言えます。

これらの特徴ある景観は、自然と地域の人々の生活から生み出されたものであり、特に近世以降から形成された離島における美しくも厳しい自然と人々の暮らしによって形づくられてきた景観は、新上五島町北魚目の地域独自の文化を表すものであり、後世に残していくべきものです。しかし、北魚目地域は新上五島町の中にあっても過疎化の進行が早く、定住化を図るなど過疎の波を止めなければなりません。

本計画については新上五島町総合計画や過疎地域自立促進計画などに示されるように、「しまの誇り・文化」を育成しながら、にぎわいを創る地域交流を促進します。ハード面やソフト面、短期や中長期的な事柄を考慮し産業振興、観光振興、景観を活かした地域づくりなど多岐にわたった地域の活性化につながる項目を検討する必要があります。特に人口増加をあまり見込めない当地域では農漁業の体験や様々なイベント・行事を通じて他所との積極的な交流と地域産業の振興を進めることによって文化的景観を守ることを目指します。

以上をふまえ、北魚目の文化的景観の基本理念を以下に示します。

『椿咲きカンコロが輝く、海の集落と山の集落が織りなす、ふるさとの地域づくり』

■保存計画に示した基本構想

「新上五島町北魚目の文化的景観」の保存計画にはそれぞれ整備活用計画の骨子として以下の基本構想及び基本計画を示しています。

1) 基本構想

【北魚目】

『離島における組織地形の高度利用を背景としてイモ（甘藷）文化を継承し散居する農耕民と海浜に集住する漁労民が共生する多様で特徴的な集落景観を次世代に引き継ぐ』

①地域文化の継承

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

③地域産業の振興

「離島の限られた地形を利用したイモ作を軸として発達してきた農漁村集落の姿の体感」をテーマとして基本構想を検討することとしている。

2) 基本計画

重要な構成要素として「集落」を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は「集落の構造」にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを活かした活用計画の検討を行う。

①地域文化の継承

文化的伝統の保存・継承・活用、町民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等を推進する。

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

農漁村景観を活かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。テーマにあったメニューを充実させ、文化的景観を活かした周知啓発ルート（まち歩き型観光の擁立）の設定等が考えられるが、併せて、地域におけるもてなし体制も充実させる必要がある。交流人口の対象は町外からの観光客のみではなく、文化的景観の趣旨を町民に理解してもらうためにも、周辺地域に住む町民も対象にすべきであり、町民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取組みを推進する。

文化的景観範囲の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携にも努める。

③地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取組みを進める。

新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を磨き生かすことを考える。文化的景観範囲内での体験事業（農業体験、漁業体験、椿実採取体験）や地域における景観保全の取組み等を踏まえ、総合的な整備活用計画を策定する。

■関連計画

①新上五島町総合計画（平成 18 年 3 月）

平成 16 年に旧若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町の 5 町が合併して新上五島町ができ、新上五島町総合計画は平成 18 年 3 月に策定されています。計画の期間は平成 26 年までの 10 年間で、「基本構想」において以下の将来像と基本方針を示しています。

将来像 『つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま』

- 基本方針
1. にぎわいを創る地域交流の促進
 2. 安全、便利、快適な生活環境づくり
 3. 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
 4. 自立する産業の育成、雇用の確保
 5. しまの誇り・文化の育成
 6. 参加と行動による協働のまちづくり

基本計画（後期 H22～H26 年）では本計画に関連する項目と戦略プロジェクトとして、以下のよう
に示しています。

○自立する産業の育成・雇用の確保

農業や水産業では、担い手育成・確保、就業者支援を推進するとともに、特産品づくりやブランド化の研究開発、耕作放棄地の解消、獣害対策を行い、魅力ある農漁村づくりとして観光漁業や体験型漁業、農作業体験、季節料理、祭り等地域に根付いた活動など都市との交流や他産業との連係を促進します。

椿産業を次世代のしまの可能性を広げる産業として、観光事業に活用するとともに、生産増大・販売促進を通じて、就業機会の創出と地域経済の活性化を図ります。また食品類を中心とした加工産業の知名度向上と販路拡大、新製品の開発支援を行います。

○伝統、文化の保存・継承と文化活動支援

地域の歴史と伝統をふまえ、郷土の豊かさを育む伝統、文化の保存・継承と文化財保護の充実、町民の文化活動の支援に努めます。

○ひとがつくる、参加する、住民主体のしまづくり

住民と行政が連携して魅力的なまちづくりを進めるため、地域審議会やパブリックコメントなどで、広く住民の意見を求めながら進めます。また、NPO 法人やまちおこし団体等への協力と育成を行い、円滑に協働事業が実施できるような環境づくりに努めます。

●上五島ブランドプロジェクト

特色ある農林水産物・加工品等の栽培・開発等を促進し、付加価値の高い「上五島ブランド」の確立に取り組みます。

●ふれあい交流促進プロジェクト

文化財や観光資源のネットワーク化を図るとともに、個性的なイベントの開催等に取り組みながら観光客の誘致に努めます。また、豊かな自然環境を活かしながら、ブルーツーリズムやグリーンツーリズムなど質の高い自然体験型観光に取り組めます。さらにさまざまな人々との交流促進と地域産業の振興を図ります。

なお、現在は総合計画の見直しを行っており、平成 27 年度からは新たな計画のもとに町政を推進

します。新しい総合計画を策定するにあたって、既に実施された住民アンケートの調査結果では将来のまちづくりについて「自然環境や景観を大切にする自然と共生するまち（12.8%・複数回答）」が1位となっており、町民も景観保全について非常に関心が高くなっています。

②過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）

本町を取り巻く社会経済の情勢は少子・高齢化、国際化、高度情報化、国・地方の財政問題等、急速に変化しており、ソフト対策事業に対しこれまで以上に積極的に取り組みながら、ハード事業とソフト事業の調和を図りながらより効果的な過疎対策を実施するとしています。以下に本計画に関連する事項をまとめます。

○産業の振興

水産業、農林業、商工業などの既存産業の振興を図り、雇用機会の確保に努める。

水産業はインフラ整備、水産資源の管理、流通など多様な観点から活性化施策を展開する。

農林業はイノシシなどの有害鳥獣被害の防止と、農作物への安心・安全志向から「地産地消」を推進する。観光面では、「見る観光」から「心に響く観光」への観光客の嗜好の変化を捉えて豊富な地域資源を活かした体験型観光や、教会群を活かした観光メニューやルートの形成など新しい観光コンテンツの開発に取組む。また、利活用されていない地域資源も多くあると思われることから、これらの有効活用と次世代産業を育成するため、異業種間の連携を含めた地場産業の振興を図るとともに、地域特産品の開発、販売促進及び若者の雇用の場の確保に努める。

○地域文化の振興等

地域の歴史と伝統をふまえ、郷土の豊かさを育む伝統、文化の保存・継承・磨きあげを地域住民と共に取組み、地域文化活動の支援に努める。

○集落の整備

小規模な集落にあつては、地域コミュニティの機能維持等の状況を勘案し、必要に応じて集落整備の検討を行う。また、地域の課題や情報を共有し、地域の実状にあった特色ある地域づくりを進めるために、地域担当職員の配置や地域リーダーの育成に取組むとともに地域活動支援事業を活用してコミュニティ活動を支援する。

③新上五島町観光振興ビジョン（平成19年2月）

新上五島町の観光振興のテーマとコンセプトを、総合計画の将来像等を踏まえ、『明日の世界遺産に出会う島・上五島』としています。

上五島の観光は、“個人型観光への対応”、“一人ひとりへのおもてなし”を基本コンセプトに（団体旅行も“個”の集合体“という位置づけ）、世界遺産級の教会群や五島うどんをはじめとする新鮮な食材、大自然を活かした体験観光など、お客様一人ひとりへ充実した時間を提供する観光の島づくりを目指すとしています。実現化方策では以下の6項目に分け、17プロジェクトを示しています。

●ブランド力の高い“本物”の観光商品づくり

- ・世界遺産関連をはじめ、五島うどんや椿、自然環境の活用

●観光人材の育成とネットワークづくり

- ・観光人材育成や観光コミュニティビジネス育成、みんなで支える観光のしまづくり

●おもてなしの宿づくり

- ・インターネット利用や「こだわりの逸品」「極上のおもてなし」の他、団体客への対応

●島内移動システムの強化

- ・観光客向け島内交通システム強化

●特産品・土産物開発

・名物料理・特産品開発・“五島うどん発祥の地”

●情報発信・誘客戦略強化

・四季を味わう魅力発信・観光情報発信強化・観光振興体制（誘客体制）強化

④長崎県離島振興計画（上五島地域計画）

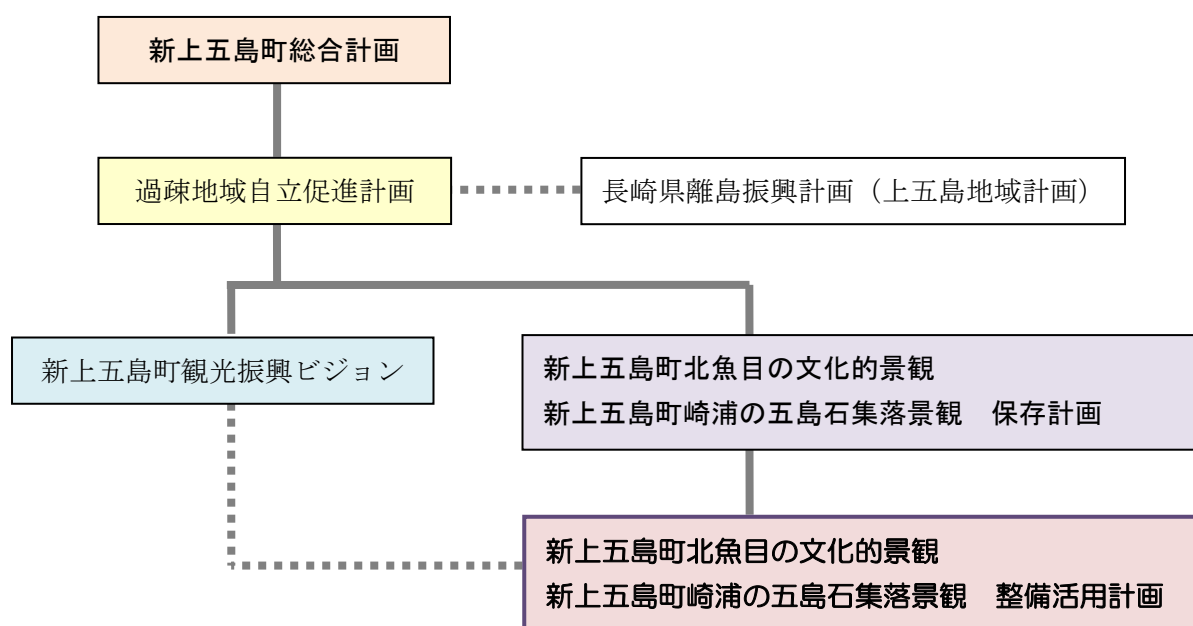
地域の魅力を活かした体験型観光での交流人口の拡大を図るとともに、地産地消による島内経済の循環、環境対策、伝統文化・芸能の継承などにより、地域の活性化を図っていくとしています。また、子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに合った生活環境や医療・福祉の充実、雇用機会の拡充、地方分権時代への対応など、生活の質の向上と自立を目指し、すべての人が住みよいまちづくりを目指していくとしています。

上五島地域の離島振興の基本理念「つばき香り豊かな海と歴史文化を育む自立するしま」

基本的方向性を以下の様に示しています。

- I にぎわいを創る地域交流の促進
- II 安全、便利、快適な生活環境づくり
- III 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
- IV 自立する産業の育成、雇用の確保
- V しまの誇り・文化の育成
- VI 参加と行動による協働のまちづくり

具体的な関連施策には空き家の有効活用や廃屋対策。水産業、農林業、商工業の振興により就業機会の拡大・定住促進を図る。地域が有する貴重な有形・無形の伝統文化を保存・継承する施策の充実に取り組むなどがあります。



2 地域づくりの将来像

北魚目地域は昭和50年代以降、道路整備が進んだものの、現在では過疎化の進行に歯止めがかかなくなっています。少子高齢化が進むことにより地域の活力が低下し、各集落も衰退してきています。北魚目でかつて甘藷を栽培していた段畑は不耕作地となりタブノキの二次林に変わりつつあります。また、里山も荒廃が進みイノシシなど害獣が増え、耕作地を荒らすなど農作物に深刻な被害を及ぼすことになりました。

さらにもともと規模の小さな集落が過疎化により、居住人口の減少が進むことで、集落の存続自体が危ぶまれる状況も現れ始めています。

人口減少を少しでもくい止め、次代を担う住民を増やすことが最も望まれることです。そのためにも高齢者が安心して暮らせ、利便性に配慮した生活環境の向上を図ることは必要ですが、新上五島町全体を見ても人口減少と過疎化が進行しているところであり、中通島の北端部に位置する文化的景観の地域は一層厳しい状況となっています。

北魚目の地域内住民の力だけでは今後の文化的景観の維持保存は難しいと言わざるをえず、文化的景観の保存に関しては交流人口の増加から地域づくりに加わる人々の増加を目指し、地域の活性化を目指すものです。地域づくりに参加するということは必ずしも農業や漁業など実際の作業を行うことに限ったものではなく、現地の風景を見て、地元の人々と触れ合うことで新上五島町の文化的景観を理解し、それぞれの友人知人など周囲の人々に伝え関心を持ってもらうことから始まるものです。

そのためには景観を活かした観光産業を活性化させるため、教会群やカンコロなど文化的景観の価値を示すものをしっかりと伝えることが重要となります。

定住化促進事業、地元特産品を使った商品のブランド化や販売促進事業、様々な年代やグループに対応した観光事業等の施策を展開し、町全体で活性化を目指します。

3 整備・活用の基本的な考え方

本計画は、「新上五島町北魚目の文化的景観」の歴史的な集落の形成と生業を視野にいれつつ、中通島の北部半島一帯の「重要文化的景観選定範囲」について、今後の整備・活用のあり方を示すものです。

重要文化的景観選定範囲は、新上五島町北魚目の文化的景観保存計画や新上五島町景観計画、自然公園法など既存の法令などに定められた行為規制によって保護されており、また、振興計画や過疎地域自立促進計画、観光振興ビジョン等の各種の計画に基づいて整備や地域振興の施策を行っているところです。

本計画はそれらの取り組みと連携しながら、将来に向けて望ましい文化的景観の形成を図る観点から、既存計画や法令に定められていない部分についても付加し、充実させることとします。その基本的な考え方となるポイントを以下に示します。

重要文化的景観は、集落を形成する建築物やカンコロ生産関連施設、または段畑や漁労のための生産施設、道路・港など公共施設が含まれます。これら特有の有形要素の減少を食い止めること、また現状を保ちつつ整備・活用していくことが最も重要となります。

これらの有形諸要素と生業や生活様式、風習等の無形の諸要素が一体となってその土地特有の雰囲気や場所の特性をあらわしているもので、単に目に見えるものだけで捉えることはできません。個々の有形要素と無形要素が有機的に組み合わせられ、まとまりを持つ総体として成り立っているものです。

生活・生業にまつわる歴史性を継承しつつ、今日的なあり方を模索し未来へ向けて発展させていくことが重要文化的景観の整備・活用において必要となります。

ハード施策

定住や生業を継続するための生活基盤の整備を行うと同時に、これまでに積み重ねられてきた歴史と文化が作る景観を保存しながら地域づくりを進める必要があります。そのため、景観計画及び文化的景観保存計画に示した景観形成基準に則した整備を進めるものです。

ソフト施策

文化的景観の価値は人々の生活や生業が継続的に行われることによって保たれているものです。地域住民をはじめ、町内外の人々に文化的景観の価値への理解を深めるための取り組みから、地域の活性化や特産品開発、農漁業体験施策など、産業や文化など様々な施策を一体的に進めていくこととします。

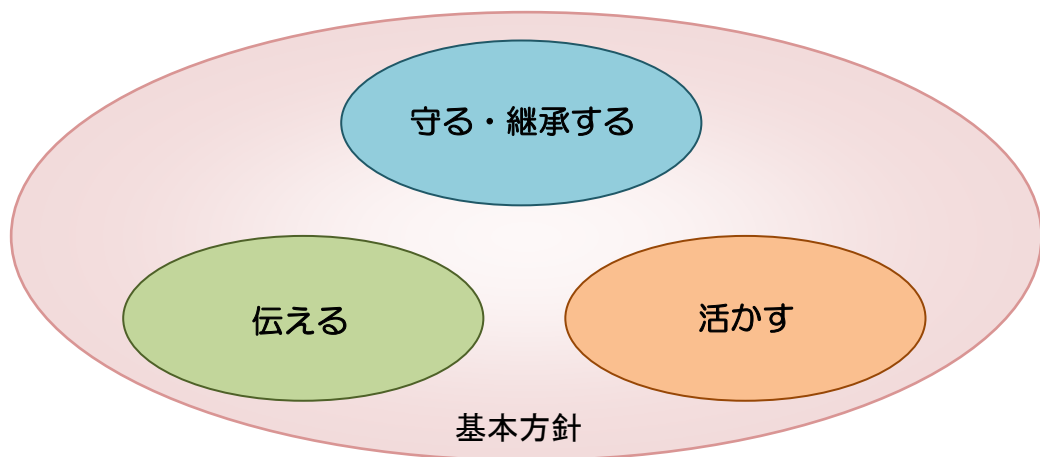
第4章 整備・活用の方針と方策

1 基本方針

基本理念に定めた『椿咲きカンコロが輝く、海の集落と山の集落が織りなす、ふるさとの地域づくり』をコンセプトとし、文化的景観を活かした地域の振興を目指すために、基本方針を定めることとします。

参考として、整備・活用の基本方針については、「文化的景観保存計画」において、自然的観点と集落及び生活・生業的観点の二点から様々な方針を掲げています。自然的観点では、天然林・椿林等の保全に努めるとともに、荒廃を防ぐための適切な管理をすることが必要であることが書かれています。集落及び生活・生業的観点では、景観を構成している様々な諸要素を保存・整備することが重要であり、それらを活かす取組みについての必要性が掲げられています。また第2章の「現状と課題」に取り上げた課題を克服していくことが、文化的景観の整備・活用に繋がることも念頭に入れつつ整理を行います。

以上を参考にしながら、以下の基本方針を掲げることとします。



(1) 守る・継承する

文化的景観は、人々の営みが自然環境に働きかけることによって生まれた景観であり、人間がそこで生活していくことで、守っていかなければなりません。先祖が築き上げた景観や生業の技術を後世に継承していかなければ、文化的景観を保存していくことはできません。急峻な斜面に集落をつくり、生業のなかから生まれた「ジロ」と「ヤグラ」のあるような北魚目地域にしかない特色ある景観を守ることも必要であり、それらを守っていく施策を住民と行政が協力して考えていかなければなりません。

(2) 伝える

文化的景観の価値は、そこに住んでいる人にとっては当たり前にある風景であるためわかりづらいものです。価値をよく理解してもらい、子や孫達に伝えていく方策を取らなければなりません。また、初めて訪れた人にとっても、どうしてこのような景観が生まれたのかを知ってもらわなければ、価値は伝わりません。価値を伝えるためには、ガイドの育成や価値をよく表している場所に案内サインを設置するなどの措置が必要となります。また、「北魚目の文化的景観」という国の重要文化的景観に選ばれた場所があることを全国の人に知ってもらうことも必要であるため、情報発信の強化も行わなければなりません。

(3) 活かす

重要文化的景観に選定されたことを契機に、それを活かす取組みを考えなければなりません。文化的景観は「生活・生業によって生まれた景観」であるため、特色ある生業によってもたらされた物（北魚目ではカンコロなど）に対して、更に重要文化的景観の選定範囲で作られた物という付加価値をうまく利用していかなければなりません。

2 方策

基本方針である【守る・継承する】・【伝える】・【活かす】の三つの柱をもとに方策を示します。

(1) 守る・継承する

①生業に関わる伝統の継承

山の集落に伝わる農業（特にカンコロ）と海の集落に伝わる漁業のそれぞれ昔から伝わる技術等の伝統を記録に残したり、保存会を作るなどの継承を推進します。

②U I ターン^{※1}の促進

北魚目地域は、上五島の中でも特に少子高齢化が進んでいる地域です。過疎化や高齢化が進むと地域の活力は失われ、空き家の増加や農地の荒廃化など集落の存続も危ぶまれます。家屋や集落を維持していくため、空き家情報などの提供に力を入れるなどし、U I ターンを促進します。

③景観を守る

今ある景観を守るため、景観を阻害している箇所等を取りまとめ、修景に取り組めます。

④文化的景観の特色を守る

重要構成要素の修理・修景について、また、「ジロ」と「ヤグラ」の修理等について方針を定めます。

⑤生活を守る

人間が生活してこそその文化的景観であるため、住民が安全で安心して住むことができる生活環境の整備を推進します。

⑥有害鳥獣駆除の促進

北魚目地域の祖先が作り上げた、「斜面地を切り開き、石垣を積み、段畑が形成される」に至ったこの景観が、イノシシ等の有害鳥獣によって荒らされています。住民生活を守り、地域の生業と景観を守ることは優先的に行わなければなりません。関係部署と協議し、新たな対策をとることとします。

(2) 伝える

①情報発信の強化

町のHPやSNS^{※2}等を利用し、文化的景観の魅力を全国に発信します。

②散策コースの設定

文化的景観の価値を十分に伝えることができる散策コースを設定し、ルートマップ等を作成します。ただし、ルート上には住民の生活スペースも含まれることが予測されるため、十分な理解

と協力が必要です。また、既存の観光ルートに選定範囲を組み込んでもらえるよう各関係者に働きかけを行います。

③案内サインの整備

標識及び説明板を設置する箇所を検討します。また五島広域を視野に入れつつ北魚目地域に合う標識及び説明板のデザインも検討する必要があります。

④ガイドの育成・受け入れ体制の整備

住民を対象としたふるさとガイドの育成やガイド養成講座等での文化的景観に関する研修を推進します。

⑤インフォメーション施設の整備

トイレを含めた便益管理施設の整備を検討します。特に北魚目の選定範囲は南北に長く、公共施設等も不足しているため、位置を考慮します。

(3) 活かす

①耕作放棄地の再生

関係部署と協議し、耕作放棄地解消のために新たな方策を講じます。

②文化的景観を活かした特産品等の開発

文化的景観を活用した新たな特産品の開発に取り組めます。

③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施

子どもたちや観光客等に対し、昔ながらのカンコロ作り体験、椿油作り体験などを通し、生業に対する理解を深め、北魚目の文化の継承に繋がります。

④視点場の整備

集住する漁業集落と散在する農業集落を対比して見ることができる場所の整備や、急斜面を切り開くことでできた集落を見渡すことができる場所に視点場や駐車スペース等を整備します。また、自然景観の素晴らしさを理解するためにも視点場の整備と周辺樹木の剪定などは重点施策として行います。

⑤崎浦の五島石集落景観との連携

同じ町内に趣を異にする2つの文化的景観があり、お互いに交流を深めたり連携することによって相乗的に文化的景観の保護と地域の活性化を目指します。

※1：Uターンとは、もとの場所に逆戻りすることを指し、ここでは故郷へ帰ってくることを指す。

Iターンとは、都会生まれの人が地方に移住することを指す。

※2：HPとはホームページ(home page, homepage)のことであり、インターネット上にある様々な情報をコンテンツとして提供するデータベース。政府機関や自治体による情報提供をはじめ、民間企業による自社活動の紹介や商品のPR、個人による情報の発信などに利用されている。

SNSとはソーシャルネットワーキングサービス(Social Network Service)のことであり、インターネット上で構築された社会的ネットワークのこと。コミュニケーションの場を提供しているサービス。

「北魚目の文化的景観」整備活用計画

基本理念

基本方針

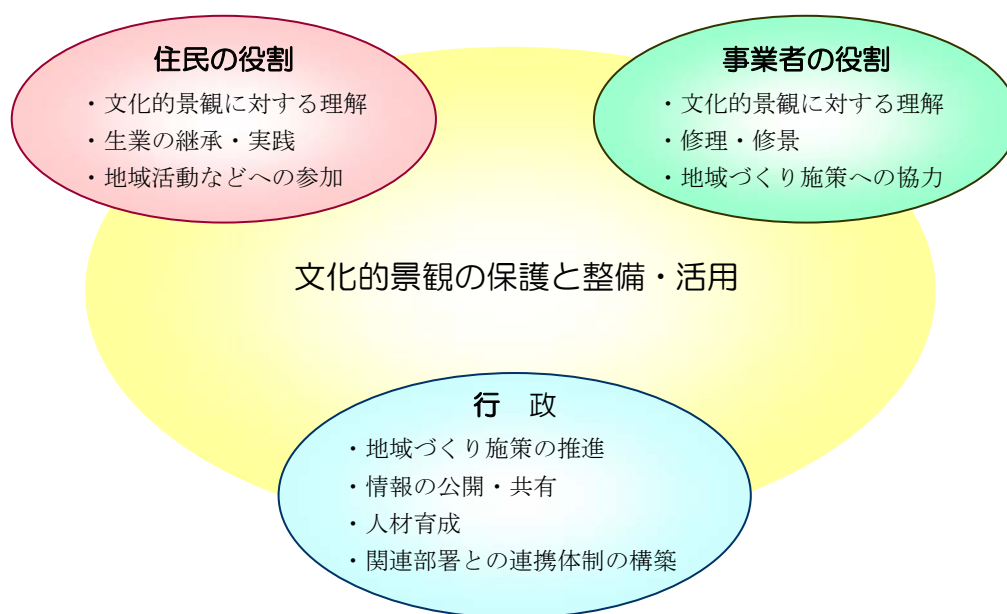
方策

椿咲きカンコ口が輝く、海の集落と山の集落が織りなす、ふるさとの地域づくり	守る 継承する	①生業に関わる伝統の継承 ●定期的な座談会等の実施 ●記録として残す ●語りべをつくる ●保存会の立ち上げ及び運営の支援 ②UIターンの促進 ●UIターン事業及び空き家情報の充実 ③景観を守る ●守るべき景観 ④文化的景観の特色を守る ●重要構成要素の保護・管理体制について ●重要構成要素の修理・修景について ⑤生活を守る ●生活環境の整備 ⑥有害鳥獣駆除の促進 ●新たな方策の構築
	伝える	①情報発信の強化 ●HPやSNS等を使った文化的景観の情報発信 ②散策コースの設定 ●ルートマップの作成 ③案内サインの整備 ●標識・説明板等の設置 ④ガイドの育成・受け入れ体制の整備 ●観光ガイドの育成 ●地域ガイドの育成 ⑤インフォメーション施設の整備 ●情報・交流拠点となる施設の設置 ●既存施設の有効利用
	活かす	①耕作放棄地の再生 ●新たな方策の構築 ②文化的景観を活かした特産品等の開発 ●カンコ口・椿・魚を利用した新たな特産品の開発 ③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施 ●体験事業の実施 ●地域一体となったイベントの企画・実施 ④視点場の整備 ●視点場の整備 ●道路沿いの樹木の適切な管理 ⑤崎浦の五島石集落景観との連携 ●2つの重要文化的景観選定範囲の存在を活かしたまちづくり

第5章 整備・活用の具体的な計画

1 推進体制の整備

重要文化的景観を保護しながら整備・活用を推進するためには、行政が文化的景観を活かした地域づくり施策を推進するだけでなく、そこに住む住民や事業者が文化的景観について理解し、生活や産業のなかで継承していかなければなりません。以下に整理する役割を、住民、事業者、行政がそれぞれ担うことで、文化的景観の整備・活用の推進に努めます。



文化的景観の保護と整備・活用の推進体制

(1) 住民の役割

文化的景観の継承は、本地域の歴史や文化または素晴らしい自然環境を、住民自らの手で子や孫に伝えて行くことが重要です。そのためには、住民一人ひとりが本町の歴史と伝統文化に対する理解を深め、先祖が築き上げた景観を継承し、日々の暮らしの中で、できることから実践していくことが望まれます。

また、住民は、行政と協働のパートナーであるとの自覚と責任を持って、地域のコミュニティー活動をはじめ、保存会やまちづくり団体などの多様な活動を通し、文化的景観の整備・活用の取組みに積極的かつ主体的に参加することが求められます。

(2) 事業者の役割

民間事業者も住民の役割と同様に、行政、住民と連携し、文化的景観の整備・活用の取組みに積極的かつ主体的に参加することが求められます。

特に、民間事業者等においては本地域の文化的景観の価値について理解するとともに、行政が進める施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向け、建築物等を建てる際にも建設事業者が行う景観への配慮や、地域の特産品の開発や販売に努めるなど各種の産業においても文化的景観としての生業・文化の価値を継承するための事業を展開することが望まれます。

（３）行政の役割

文化的景観を活かした地域づくりを念頭に、保存・整備・活用に取り組むこととします。施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を推進し、住民や事業者等と情報を共有して、様々なニーズの把握に努めます。

また、住民・事業者等と行政の協働による文化的景観の保存・整備・活用の取り組みを行うため、各種啓発事業を積極的に展開するとともに、住民をはじめ、町内外の人々や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成に努めます。

さらに、文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する町内担当部署との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制作りを行うこととします。

また、文化的景観の保存や整備を行う際に、新上五島町文化財保護審議会、新上五島町景観審議会などの各関係審議会に必要な応じて諮るとともに、文化庁、長崎県その他関係機関とも連携し、文化的景観の保存や整備・活用を実現するための事業や取組みを進めます。

2 整備・活用に関する事業の概要（短期・中期・長期）

前章で示した文化的景観整備・活用の方針や方策については、住民や行政などそれぞれの役割のもと事業として進めます。

文化的景観を訪れる人のためや住民への周知・理解など先行的に行うべき事業と、検討期間を要する内容や、地域内の機運や熟度を要する事業など様々であり、保存のために緊急性があるものや、文化的景観を理解する上で必要なものなど、効果的なものなどから順次事業化を目指します。

文化的景観の保護は地域住民の理解と地域文化の継承から始まるものであり、文化的景観を理解してもらう事業や来訪者への案内など早急に取り組むべき事業から進めます。

施設整備など既存の建物を利用するなど所有者との協議や、住民との協力で進める事業などは中・長期的視野をもって整備を行います。

住民アンケートやヒアリングからも過疎化や高齢化による地域活力の低下が進み、これまで行われてきた生業の継続にも不安を感じている住民は少なくありません。また、近年ではこれまでに無かったイノシシによる農地や石垣などへの被害や、以前はどこからでも美しい自然景観が望めていましたが、不耕作地や沿道樹木の繁茂によって視界が遮られるといった意見も多く見られます。これらの文化的景観の価値が失われないように「UIターンの促進」「有害鳥獣駆除の促進」「視点場の整備」を重点施策として進めます。

方針	短期 1年～3年	中期 4年～6年	長期 7年～10年
守る 継承する	①生業に関わる伝統の継承	事業の継続	
	②UIターンの促進	事業の継続	
			③景観を守る
	④文化的景観の特色を守る	事業の継続	
			⑤生活を守る
	⑥有害鳥獣駆除の促進	事業の継続	
伝える	準備期間	①情報発信の強化	事業の継続
	②散策コースの設定		
	③案内サインの整備		
		④ガイドの育成・受け入れ体制の整備	事業の継続
		⑤インフォメーション施設の整備	
活かす		準備期間	①耕作放棄地の再生
		②文化的景観を活かした特産品等の開発	事業の継続
	準備期間	③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施	事業の継続
	④視点場の整備	事業の継続	
	⑤崎浦の五島石集落景観との連携		

3 整備（修理・修景）活用について

基本方針 <守る・継承する>

①生業に関わる伝統の継承

●定期的な座談会等の実施

文化的景観については、これまでも住民に対して周知を行ってきましたが、まだ十分に理解して頂いていない状況です。

文化的景観の理解と、住民自らの保存に対する意識の向上を目指して文化的景観について勉強会を定期的に行います。理解を深めることによって、文化的景観の整備と活用についても住民からの発意が生まれます。来訪者に対しても文化的景観の良さを伝えることができ、地元のガイド育成にもつながります。

また、これまでに選定された県内外の文化的景観先進地への視察を検討します。各地の保存会などとの情報交換や交流などを行い、先進地の状況などを参考にすることによって、北魚目らしさや地域の資源としての再認識を行います。

●記録として残す

文化的景観の記録として、漁業者の集落形成や外海などからの移民の状況、甘藷の栽培、カンコロ作り、漁業方法の変遷や各産業の販売状況のほか、漁業や農業に関する人々の暮らしぶりなどを調べ、記録保存を行います。

これまでのように報告書等にまとめることが考えられますが、例えば映像ライブラリや絵本など、子どもから高齢者まで多くの人が気軽に楽しみながら学習できる記録資料の作成も検討します。

<映像記録>

地域の人々をはじめ、町民が地域の歴史を学べるよう北魚目の伝統産業をまとめます。

文献としての記録も重要ですが、地域住民や来訪者にも見てもらえるような、映像としての記録作成を検討します。北魚目のカンコロ作りをはじめ、漁業や農業などの人々の暮らしぶりなどについても実演やヒアリングなどをもとに映像化を検討します。

記録映像はDVDなどのメディアとして図書館ライブラリや役場などの公共施設、フェリーターミナルなど町民や観光客等に気軽に見てもらえる場所での上映も考えます。



解説を入れた映像記録の作成



フェリーターミナルなどで上映

＜絵本作成＞

上五島に伝わる昔話を絵本にし、北魚目の既住者である漁業者や大村藩からの移住者をはじめ、教会建設の話なども絵本にすることにより、小さな子どもも地域の歴史に触れる機会を増やします。



上五島の昔ばなし（絵本）



図書館で行われている読み聞かせ

●語りべをつくる

地域に長年住み続けてきた方を中心に、人々の暮らしぶりや、カンコロ作りなど、昔から地域に伝わる「こと」や「もの」を語り伝える「語りべ」になってもらえるような取組みを検討します。また、ガイド育成とも関連しますが、地域住民自ら、北魚目の文化的景観に関する勉強をしてもらい、来訪者や子どもを対象にした「語りべ」となる人物の育成も検討します。

さらに、小学校・中学校と連携し、地域に残る貴重な文化財を学ぶ機会を設け、文化的景観を未来へ引き継いでいく意志を醸成する活動に取り組みます。



語りべと歩く熊野古道
(和歌山県田辺市)

●保存会の立ち上げ及び運営の支援

北魚目の斜面に築かれた段畑と、そこで栽培される甘藷等を茹で干しする「ジロ」と「ヤグラ」のある風景など、北魚目には代々受け継がれてきた海辺の漁業集落と、教会を中心とした山あいに展開する農業集落の景観を、自分たちの手で守っていくために地域住民を主体とした保存会の設立を目指します。

保存会の設立にあたっては、津和崎・米山集落に「なんでんすつとたい津和崎」という地域づくりグループが形成されており、このようなグループを例にしながら、まずは各集落の地域づくりグループの設立を目指すことから始めます。



豊後高田市 田染荘「荘園の里推進委員会」



石見銀山「大森町文化財保存会」
(島根県大田市)

また、「津和崎・米山地域づくり協議会」が平成24年11月に本町で第1号となる地域づくり協議会として設立され、地域づくり計画に基づき「つわフェスタ」などのイベント開催や、花いっぱい運動、地域の自然学習会など、地域活性化に向けた取組みを行っています。このような活動を参考に、行政や専門家の協力を仰ぎながら、地域内外の様々な人が参加できる保存会としての立ち上げを目指します。保存会はより公的な活動の展開を行うため、NPO法人化することを検討し、守るだけではなく情報を発信し、また自主運営できる体制づくりを目指します。

既に選定されている全国の重要文化的景観地区では、様々な保存会が組織されており、地域づくりや町おこしのために活動を行っています。将来的には、そのような保存会との交流を図り、情報交換や新たな取組みに繋がっていきけるような体制を整えることとします。



豊後高田市「荘園の里推進委員会」のHP

②UIターンの促進 【重点施策】

●UIターン事業及び空き家情報の充実

北魚目の高齢化率は平成25年3月現在、52%と非常に高く、まずは地域の担い手となる人材の確保が必要です。それは、重要文化的景観に関する住民アンケートにも如実に表れており、高齢化のため地域活動に参加できないという声が多く聞かれました。地域に貢献できる人を確保するために、都市と田舎の交流を活発化させ、都市からの協力体制を整える必要があります。

また、新上五島町では平成17年度から毎年、「田舎暮らし体験ツアー」を実施し、県内外の本町に関心がある方がツアーに参加しています。現在は様々な体験や、既に上五島へIターンした方との交流会を行い、定住に向けた相談に対応しています。この活動を継続することで、北魚目の人口減少を少しでも食い止め、地域活動に貢献していただく人の確保に繋がっていくことが大切です。

UIターン情報については、町のホームページだけではなく、長崎県のホームページ上でも行っており、今後は様々な情報源を利用して町に関心を持ってもらえるよう努めます。

また、新たな取組みとして、北魚目地域の魅力を伝えることや空き家情報の提供等を住民の協力を得ながら行っています。



田舎暮らし体験ツアーの様子

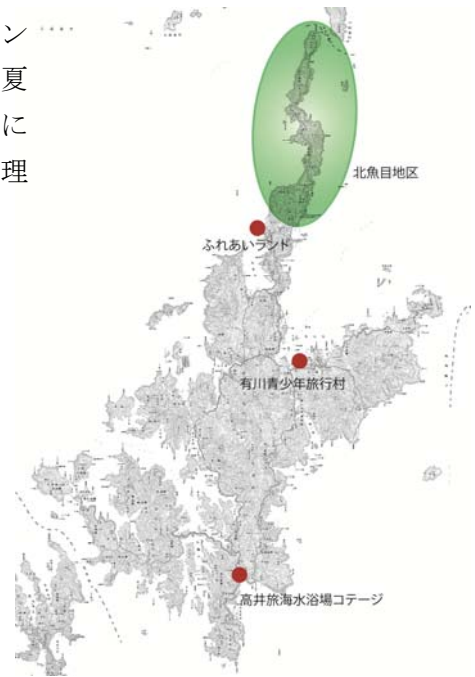


田舎暮らし体験ツアーのチラシ
(H25 年度)

長期間使用できる公共の体験宿泊施設は、曾根のふれあいランド、有川青少年旅行村、高井旅海水浴場コテージなどですが、夏場は観光客も多く使用できません。北魚目の文化的景観範囲内にも長期間宿泊できる施設設置を検討し、北魚目についてさらに理解を深めてもらう良い機会を提供できるよう取組めます。



田舎暮らし体験ツアー（空き家見学）



③景観を守る

●守るべき景観

北魚目の山や海、海岸などの素晴らしい自然景観とともに、各集落の木造の家屋や段畑などの人々の営みを示す景観を守っていく必要があります。例えば、斜面に作った石垣や防風林であったり、食料生産のための農地や収穫した甘藷の加工を行う一連のカンコロ作りの作業空間などは、そのままの形で守っていくことが重要です。



中通島北部



番岳と大水集落



段畑



防風石垣

それとは別に損なわれた景観を取り戻す必要があり、それらを修理・修景といった行為で直していくことも求められます。修理・修景などの地域の景観形成の方針を立てる必要があります。

改良や整備が行われている県道のガードレール及び法面などは、周囲の自然景観や集落景観に馴染むように配慮されたものとなっていますが、既存の施設では無機質なコンクリート擁壁や白いガードレールなど、景観に配慮する必要があると思われるものもあります。特に町道など集落内道路では旧来のままのものも多く、文化的景観に馴染むような施設設備に順次改良します。

<景観形成の方針>

- ・西海国立公園の範囲や周囲の自然景観を守る。
- ・一般の建築物や工作物については、新上五島町景観計画の重要景観計画区域の景観形成基準に従った修理・修景や新築・改築等を行う。



コンクリート堀（修景の対象）



法面緑化（将来的にはツタも伸びてコンクリート擁壁を覆う）

④文化的景観の特色を守る

●重要な構成要素の保護・管理体制について

北魚目の文化的景観の特徴をよく表した物件は重要な構成要素として指定しており、適切な保護・管理体制の構築が必要です。定期的な巡回を行い、各構成要素の状況を把握するとともに、必要に応じて、大雨や台風などの自然災害から守るために事前の備えを行います。



防風林（大水）



塩竈神社（小瀬良）

●重要構成要素の修理・修景について

個人所有である家屋や生業のための生産施設など、緊急性を把握しながら、今後は修理・修景基準を定めて適切な保護を進めます。

<修理修景の方針>

- ・重要な構成要素は現状維持を基本とし、破損箇所等は文化的景観に合わせた修理修景とする。
- ・生業に係る敷地内の動線や配置などは、伝統的なものを踏襲する。＜保存計画P I-151参照＞



OR氏宅のカンコロ関連施設



立串 S氏宅

<「ジロ」と「ヤグラ」の整備>

カンコロ関連施設では、江袋集落のY T氏と大水集落のOR氏の「ジロ」や「ヤグラ」が文化的景観の典型的な例として重要な構成要素となっています。北魚目内には他にも各家々に多くの「ジロ」や「ヤグラ」があり、補修を繰り返しながら使われてきています。近年では以前のようにカンコロ作りもあまり行われなくなりつつあり、壊れてそのままの物もあります。

カンコロ作り体験などでは個人所有の「ジロ」や「ヤグラ」の使用も制限されるため、新造し体験用として整備を検討します。

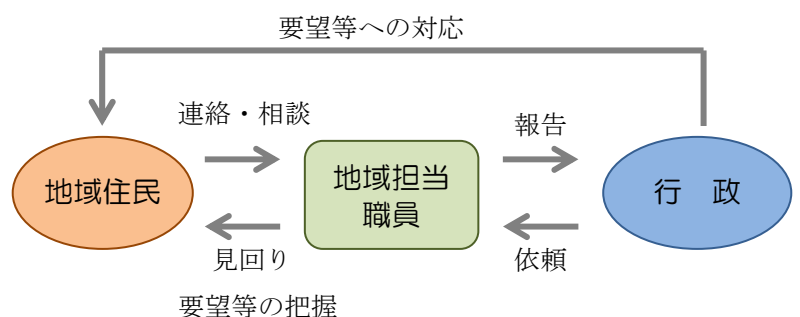
⑤生活を守る

●生活環境の整備

文化的景観は自然や風土に対し、人々の営みが作用することによって生まれた景観です。言い換えれば、人々が住んでいない地域や場所には文化的景観は生まれません。また、居住しなくなれば、文化的景観はいずれ喪失してしまいます。よって、現在、文化的景観選定範囲内に住んでいる人々の生活環境を守ることが、文化的景観の保護に繋がることを考え、様々な支援体制の構築を目指します。

具体例

- ・住民の要望に対する迅速な対応環境づくり（地域担当職員制度の活用等）
- ・道路や集落の草刈りなどの環境美化活動の推進（行政による支援）
- ・住民活動に関する支援強化
- ・協働の地域づくりを積極的に推進



⑥有害鳥獣駆除の促進 【重点施策】

●新たな方策の構築

新上五島町全域では、イノシシによる被害が増加しています。畑の農作物を荒らすほか、文化的景観の重要な構成要素である石垣やその他の工作物なども壊される恐れがあります。住民に対しても危害を加える恐れもあり、生活環境を脅かす鳥や獣からの被害を食い止めるために、まずイノシシ対策を行います。町では既に鳥獣害に対して農林課がワナによる捕獲や駆除、金網設置の助成などの施策を行っていますが、イノシシが嫌う環境整備など新たな方策を検討し、実行していきます。

- ・ワナによる捕獲。
- ・駆除に対する補助。
- ・畑の周囲に金網や柵を設置する。
- ・集落や農地周辺の草刈りを行う。
- ・草地でのヤギの飼育を行う。
(イノシシが住みにくい環境づくり)
- ・耕作放棄地の解消。
- ・地域ぐるみの対策。
(集落全体で対応しないと効果が出にくい)



農地の周りに金網を設置（唐津市 蕨野の棚田）

北魚目の生業である甘藷等の栽培を継続していくために、イノシシの駆除をこれまで以上に推進します。過疎化や高齢化が進む当地域では地域ぐるみの対応が必要となります。地域外の人達の協力を得ながら、畑の耕作や山での椿の実の採取など、以前も行っていた生業の再開や維持継続とともに、耕作地は体験施設としての利用拡大も検討します。

また、有害鳥獣による農作物への被害は全国的に発生しています。対策事例を調査し、上五島に合った有効な対策を研究することが必要です。他の地域では、捕獲したイノシシの肉を加工し、特産品として有効活用している地域もあります。本町でも、有害鳥獣有効利用施設を整備し、捕獲したイノシシ等を原材料として、加工し、販売する取組みが進んでいます。この取組みをさらに活発化させ、駆除数の増加に繋げていくことが必要です。

基本方針 <伝える>

①情報発信の強化

●HPやSNS等を使った文化的景観の情報発信

文化的景観の魅力を全国に発信すべく、町公式HP（ホームページ）上で文化的景観に関する特集ページを作成します。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト等を通じ、文化的景観の特徴や価値を紹介し、広く周知することを目指します。さらに、文化的景観の「今」を伝えるべく、地域行事や保存会などの活動状況紹介や、イベント等の開催告知に利用していきます。



市のHP上にある文化的景観の特集（福岡県豊前市）



SNSの活用（五島市久賀島）

<その他の情報発信>

- ・ 文化的景観を紹介する写真展、パネル展等の実施。
- ・ 既存のパンフレットのほかに、ガイドブックや散策マップの新規作成。
- ・ 一般の観光パンフレットに文化的景観紹介記事の掲載。
- ・ 情報弱者のために、広報誌などのイベントの告知や報告を行い、定期的に文化的景観の特集を組む。

文化的景観紹介パネルの展示
（有川フェリーターミナル）

棚田のガイドブック（蕨野の棚田）

②散策コースの設定

●ルートマップの作成

来訪者に対し、北魚目の文化的景観の魅力を伝えるために散策コースを設定します。北魚目を散策する場合、範囲も広くまた斜面の登り降り、集落間の距離も離れているため、全てをくまなく廻るには数日を要することが考えられます。そこで、文化的景観を構成する集落を概略的に廻るコースと、集落内をくまなく散策するコースの二つを設定し、様々な来訪者に対応できるコースを考えることとします。ただし、集落内を廻るコースは、地域住民と十分に協議し、設定することとします。



集落別文化的景観散策マップ（案）

北魚目の文化的景観は海岸線近くにある集落と急峻な斜面地にある集落の対比に特徴があります。集落間をつなぐ道路が整備される以前は船を使った移動も多かったため、クルーズ船などを使った別の視点から見る北魚目の景観を感じてもらうことも検討します。ただし、船の利用は天候や費用等検討すべきことが多いため、モニターツアーなどを実施し、ルート設定を検証することとします。

最終的にコースが設定された際は、ルートマップとしてパンフレット化することを検討します。



海上から見上げた大水集落

③案内サインの整備

●標識・説明板等の設置

集落を散策する際に、わかりやすい統一した案内サインを整備します。案内サインも文化的景観の全体を紹介する「総合案内サイン」や、各集落や構成要素、また歴史的・文化的資源に対する「解説サイン」、「記名サイン」、集落内を分かりやすく廻らせるための「誘導サイン」等に分け、それぞれを適所に配置します。

サインの整備にあたっては、五島列島の広域景観に配慮しながら、北魚目地区の風土や景観に合ったデザインとします。サインに用いる自然素材は極力地元や町内産の物の使用を検討します。町内にあるもう一つの文化的景観である崎浦地域で採れる砂岩も積極的な利用を促進します。

設置場所については、地元と協議しながら、散策コースと連動した適切な場所に設置します。

総合案内サイン



重要文化的景観「小鹿田焼の里」（日田市）



九州自然歩道（番嶽園地）

解説サイン



唐津市歴史民俗資料館（唐津市）



九州自然歩道（津和崎灯台）

記名サイン



重要文化的景観「求菩提の農村景観」(豊前市)



「石見銀山遺跡」(大田市)



重要文化的景観「蕨野の棚田」(唐津市)

誘導サイン



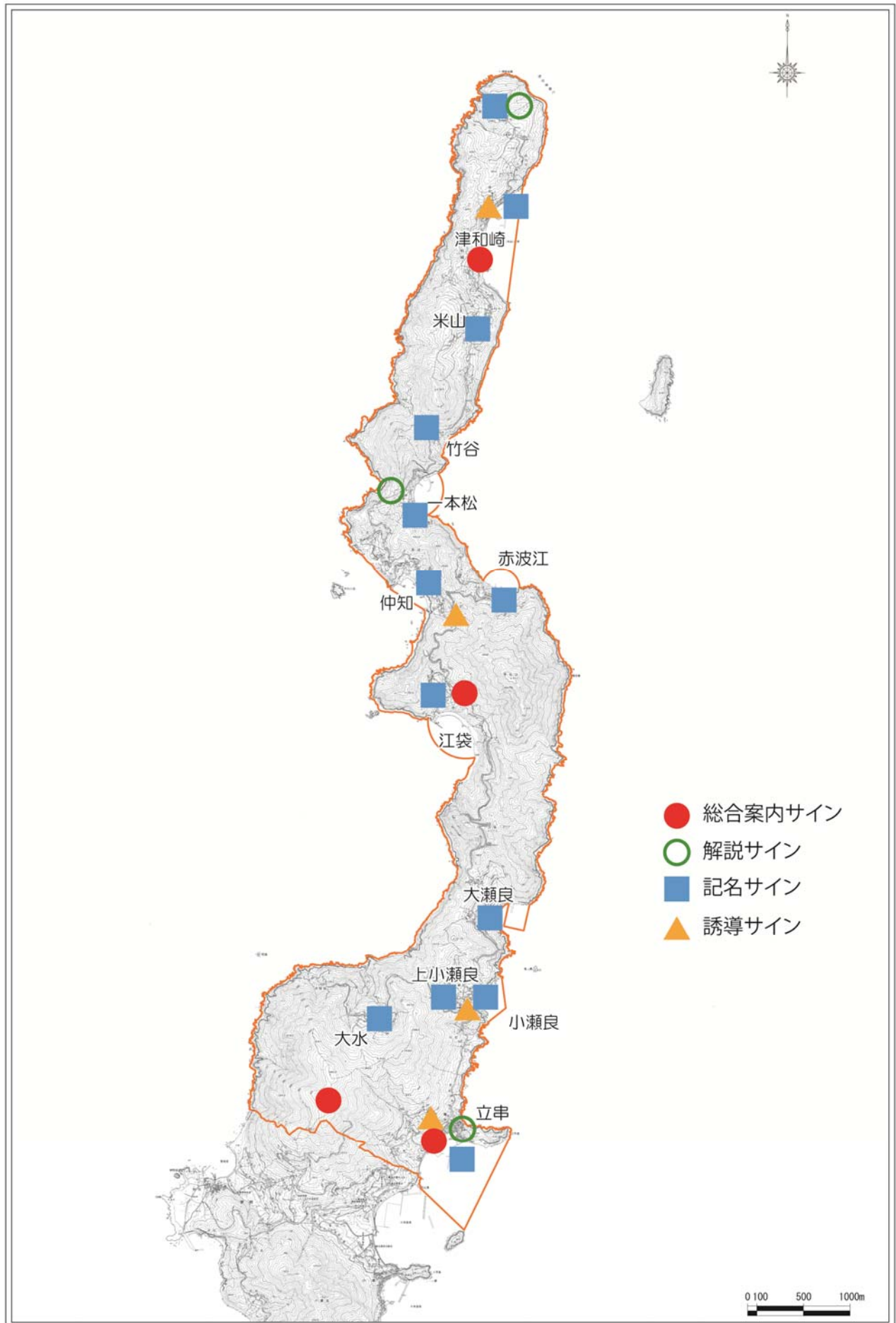
長岡宮 (京都府向日市)



豊国神社 (京都市)



重要文化的景観「蕨野の棚田」(唐津市)



種別サインの設置個所（案）

④ガイドの育成・受入れ体制の整備

●観光ガイドの育成

現在町内には「上五島ふるさとガイドの会」があり、これまでに観光ガイド養成講座の開催や島外研修を行うなど、人材育成とおもてなしの心を提供するガイドを育成しています。

今回新しく選定された北魚目の文化的景観についても適切なガイドが必要となりますが、文化的景観は、「当たり前にある風景であるため、価値がわかりづらい」という話をよく耳にします。

文化的景観を見学するために訪れた人々に対し、適切な案内をすることで、地域の魅力発信にも繋がりますので、文化的景観の価値を十分に説明できるガイドの育成が必要です。これまで以上にガイド養成講座等を積極的に行い、更なる質の向上に努めます。



「上五島ふるさとガイドの会」研修会



ウォーク&クルーズの様子

●地域ガイドの育成

来訪者を受け入れる体制としては、地域住民の協力が必要です。住民自らが文化的景観の価値を理解し、それを伝えることは、来訪者にとって更なる理解を生み印象づけることに繋がります。レンタカーを利用する個人客やタクシーなどの小規模なグループにも対応できる地域ガイドの育成も目指していく必要があります。

⑤インフォメーション施設の整備

●情報・交流拠点となる施設の整備

文化的景観の概要を説明できるインフォメーション施設の設置に取り組みます。

北魚目の文化的景観範囲は南北に長いので、入口と中央と奥に設置することを検討します。まず、南端の入口となる立串集落には、北魚目の文化的景観の全体を把握できるような施設としての整備が考えられます。中央に位置する江袋集落周辺には、トイレ等を含めた休憩施設の設置を検討します。北端の津和崎集落には、旧津和崎小・中学校があり、「つわフェスタ」や「椿油搾油体験」など地域のイベント会場として利用されているため、文化的景観のインフォメーションをはじめとした、各種体験施設としての利用も検討します。

また、同施設には、北魚目の文化的景観を説明したパネルの展示や、パンフレット、散策マップ等を置くほか、昔使っていた漁具やカンコロ作りに使う民具・資料等も展示することが考えられます。さらに、保存会や地域ガイド等の事務所や問合せ窓口など様々な機能を集約し、地域活動の拠点となるような施設を目指します。

●既存施設の有効利用

インフォメーション施設の設置にあたっては、民家や廃校等の既存施設を有効利用することを検討します。立串集落や江袋集落付近に設置するインフォメーションは、集落内の空き家や民家等を住民の意見を伺いながら検討します。津和崎集落では既に地域住民のイベント会場等に使われている旧津和崎小・中学校をインフォメーション兼体験施設としての利用を検討します。



旧津和崎小・中学校



基本方針 <活かす>

①耕作放棄地の再生

●新たな方策の構築

北魚目をはじめ新上五島町全域で、かつては甘藷の生産が盛んでした。斜面一帯には石垣を積んだ段畑が連なり島外から買い付けに来るほどの甘藷を栽培していました。現在は生産量も激減し、各家庭で自給的な量しか生産しておらず、かつての段畑は樹木も生え、山へと戻ってしまっています。

文化的景観としては、現在行われている甘藷の栽培を継続する必要があります。高齢化が進む地域住民だけでは栽培面積も縮小する一方であるため、耕作放棄地を文化的景観の生業体験学習の場として再生し、甘藷の栽培を行うことを目指します。

生業体験にはオーナー制などを検討し、地域外の住民や都市住民の参加を呼び掛けます。

また、県内外の農業高校や大学などの実習農園としても活用を図ります。

・島外来訪者による甘藷栽培の体験（甘藷オーナー制の導入）

植え付けや草刈り、収穫等の作業を保存会やオーナーが参加型で行う。

イベントごとに来訪・来島して参加する。

・農業高校や大学の実習

畑づくり・植え付け・草刈りなどの管理・収穫など様々な過程を実習として行う。

カンコロ作りや餅つき、椿の搾油や津和崎で行われている「つわフェスタ」など各種のイベントにも参加を促す。

・耕作可能な休耕地の確保

以下に示すような観点で、所有者の同意や参加意向を確認しながら不耕作の解消を目指します。

- ・現在耕作されている畑の周辺で、手入れがされていないもの。
- ・樹林化が進行した休耕地。特に展望広場や眺望がきく道路上から妨げとなる場所。
- ・有害鳥獣の駆除に効果的な畑の再生。



江袋のイモ畑



甘藷の収穫

②文化的景観を活かした特産品等の開発

●カンコロ・椿・魚を利用した新たな特産品

北魚目では甘藷の栽培とカンコロ作りが盛んに行われていました。また、椿油の搾油も伝統的に行われていました。漁業では定置網漁や沿岸漁業が中心に行われ、特にアゴ（飛魚）は五島列島をはじめ、長崎県では特産品としても有名です。このような特産品を活かすため、町ではブランド品開発に力を入れており、地域資源を活用した事業や特産品開発等を行う団体や個人の方々に対しての助成制度を設けています。

また、本町に関する情報を発信し、本町の活性化を支援する方の輪を広げ、観光客の誘客と特産品のPRを図るための応援団として「上五島カンコロ倶楽部」を創設しています。町内外の方に年会費1万円で参加して頂き、年間に2回、新上五島町の特産品を発送しています。

このように、特産品の開発・商品化・流通まで行き届いた支援を行うことにより、文化的景観の名が付く商品の開発を目指します。



「上五島カンコロ倶楽部」
チラシ

＜上五島での特産品開発事例＞

最近では、東京で活動する「五島列島支援プロジェクト」と五島灘酒造（株）が共同で本格焼酎の新商品「越島南枝（えっちょうなんし）」を開発しています。原料は新上五島町内の契約農家が栽培した芋を使用しています。

将来的に焼酎の出荷量の増加により、町内さらには北魚目の甘藷の生産量が増加していくことを目指して販売されることとなりました。



芋焼酎「越島南枝」

＜特産品の開発例＞

○北魚目で今でも作り続けられている食材や食料品等を基に特産品として検討します。

カンコロ、カンコロ餅、切干大根など、保存食として加工されたもの。五島うどん、サザエごはん、ツワブキの味噌漬け、ふくれまんじゅう、芋焼酎など。

○椿油を使った製品。

椿油を使った製品は、新上五島振興公社などで特産品の開発を行っていますが、北魚目でも文化的景観として新たな商品開発の取り組みを検討します。



新上五島町観光物産センターに並ぶ土産物

製法は違いますが、カンコロと同様なものに茨城県などで生産されている「干し芋」があり、全

国的にも有名です。カンコロのままでの販売を検討し、文化的景観の素朴な味として商品化を検討します。また、鮮魚をはじめとした、サザエ、アワビなどの魚介類や、焼きアゴ（飛魚）、カマボコ、佃煮などの加工品をお土産品として気軽に買える特産品の開発を行います。

＜他の重要文化的景観地区で行われている特産品の開発事例例＞

福岡県豊前市の「求菩提の農村景観」では、地元で栽培した「そば」を使って、そば饅頭を作り、近くの道の駅などで販売しています。

蕨野の棚田では、棚田米「蕨野」として現地にある棚田直売所で販売しており、注文を受け全国に配送しています。



③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施

●体験事業の実施

北魚目で主食として作られてきた甘藷やその保存食であるカンコロづくり、また、もともと自生していた椿を利用した椿油の生産や、五島列島の漁業に係わる生業の体験学習を進めます。

町内では各種の体験学習メニューがあり、修学旅行生などに利用されていますが、北魚目の文化的景観範囲の中ではあまり行われてはならず、北魚目の中でも体験学習ができる施設や場所の整備を検討します。

＜つばき体験＞

北魚目の曾根地区には「つばき体験工房」があり、小中学生をはじめ様々な人が椿油の搾油体験を行っています。このような施設と連携し、椿に関する体験を充実させていくことが望まれます。

また、今後は椿実の収穫体験や、昔ながらの製法で椿油の搾油体験ができるような取組みを検討します。



＜甘藷栽培体験＞

北魚目で主食として作られてきた甘藷の栽培を不耕作となった畑などを使って、甘藷の植え付けから草刈り、収穫などの体験を行います。島内外から多くの方が参加していただけるよう、参加者が自ら育てる仕組みを検討します。



＜カンコロ作り体験＞

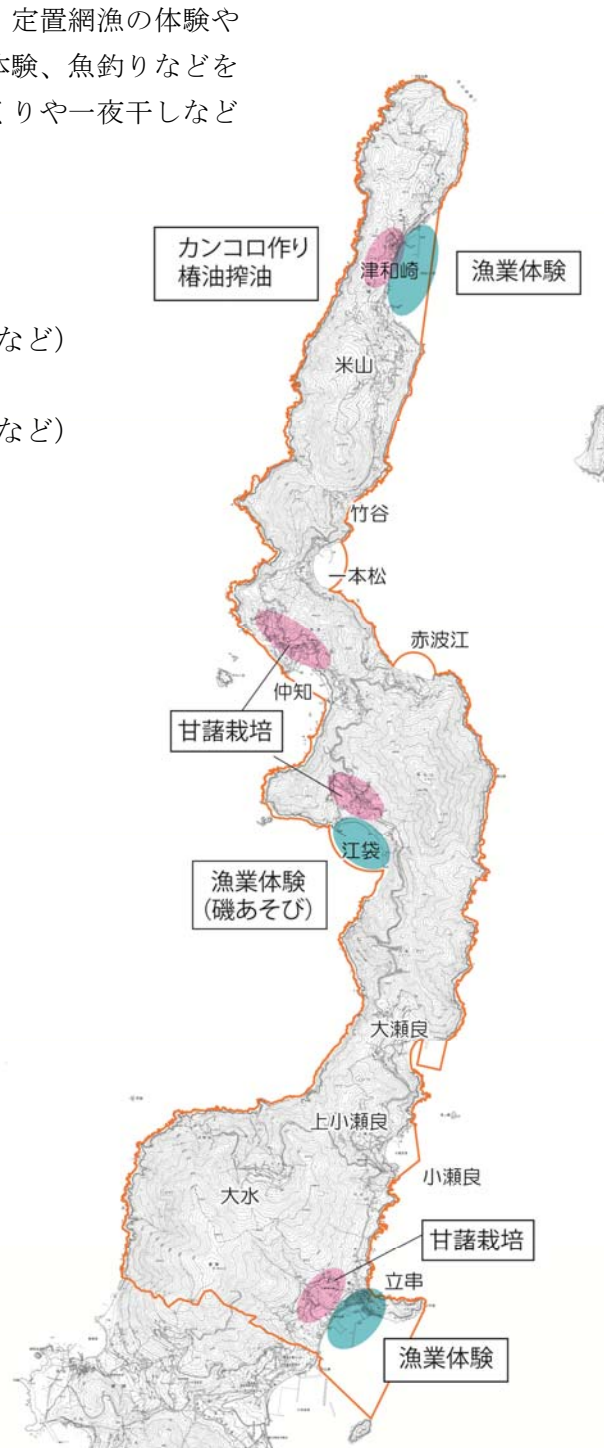
収穫した甘藷を使ったカンコロ作り体験を行います。体験の中身としては、昔ながらのカンコロ作りを体験してもらうため、「ジロ」と「ヤグラ」を使用した手順を組み、甘藷の皮むきからスライス、茹でて干すまでの作業を想定します。また、乾燥してでき上がったカンコロを使ったカンコロ餅作り体験も行います。



＜漁業体験＞

漁業体験は磯遊びをはじめとして、定置網漁の体験や漁港内での和船などを使った櫓漕ぎ体験、魚釣りなどを行います。また、焼きアゴの干物づくりや一夜干しなどの加工体験も行います。

- ・ 磯遊び
(貝・カニ・アオサ・海藻の採取など)
- ・ シュノーケリング
(海藻の森・サザエ・ウニの採取など)
- ・ 定置網漁や和船の櫓漕ぎ体験
- ・ 魚介類の加工体験



●地域一体となったイベントの企画・実施

＜既存イベントとの連携（ウォーク&クルーズなど）＞

平成17年から毎年、町内を対象に「上五島教会めぐりウォーク&クルーズ」が開催され、教会巡りを中心に歩き、クルーズ船に乗って、普段は見ることのできない景色や、行くことのできない島や海岸などを巡るイベントが行われています。平成25年に実施されたウォーク&クルーズでは、ウォーキングコースに北魚目も含まれており、地元の方々手作りの五島うどんやサザエごはん、ツワブキの味噌漬け、ふくれまんじゅうなどが振る舞われました。

このような既存のイベントと連携し、食による北魚目の生活体験やカンコロ餅作り・椿油の搾油などの体験事業を組み込むことで、北魚目の魅力を体感できるような事業となるよう働きかけを行います。

また、旧津和崎小・中学校では、町おこしグループ「なんでんすつとたい津和崎」が中心となり、昔から北魚目に伝わる製法で作る、椿油の搾油体験イベントが行われています。地域住民が中心となって実施している既存の体験事業は、更なる活用を含め、より多くの人が参加し、継続できるような支援を検討します。

県内トピックス (2013年10月23日更新)

長崎新聞

つばき油の搾油体験に奮闘

新上五島町津和崎の旧津和崎小で20日、つばき油の搾油体験があり、参加者が同地区に伝わる製法を学んだ。

同校の閉校を機に結成された町おこしグループ「なんでんすつとたい津和崎」（今村英文代表）が開き5回目。約40人が参加した。参加者はツバキの実を選別した後、石臼に入れ、汗だくになりながらきねでたき、油分を出していた。

つばき油は小瓶に小分けし全員にプレゼント。同町若松郷から参加した山野真一さん（64）は「人口減少した地域を盛り上げたいという心意気が伝わる。これからもイベントを続けてほしい」と話した。



若者らが楽しんだつばき油の搾油体験＝新上五島町、旧津和崎小

＜新たなイベントの企画・実施＞

上記のような既存のイベントの他に、文化的景観を周知・体験できる新たなイベントの企画・実施を検討します。

文化的景観の周知と地域の活性化を図るため、他市町の重要文化的景観では様々なイベントが行われています。高知県の四万十川流域の文化的景観では、季節に合わせイベントが行われており、津野町の「七夕まつり」では景観セミナーを開き、文化的景観の理解を深めて頂いた後、地元の方々のコンサートやちびっこ日本舞踊、カラオケ祭りなどを開催しています。

大分県豊後高田市の田染荘小崎では、稲作の年中行事にあわせ、田植え祭りや収穫祭を荘園領主（オーナー）に参加を呼び掛け、地域をあげてイベントを開催しています。

これらを参考に、北魚目でも農業や漁業の他、伝統行事や地域の祭りにあわせたイベントの企画・実施が必要です。また、将来的には年間を通し、毎月行う市場イベントなどの企画や、12集落によるリレーイベント、体験事業等とセットで行うイベント等の検討や企画を行います。



④視点場の整備 【重点施策】

●視点場の整備

視点場（ビューポイント）に展望広場の整備を検討します。自然景観や集落景観など北魚目の文化的景観の特徴的な景観を望める場所にも展望所を整備します。^{あずまや}四阿やベンチ、解説板、数台の駐車スペースの整備も検討します。また、番岳頂上の展望所周辺は園地整備時点に比べ樹木が大きく繁り眺望が遮られているため、適宜樹木整理を行います。



江袋集落
(集落北側付近から番岳への眺望)



江袋集落
(高峯トンネル付近からの眺望)



番岳頂上
(周囲の樹木で集落が見降ろせない)



赤波江集落
(竹谷付近県道からの眺望)



立串集落
(海辺の集落と斜面地の集落)

0 100 500 1000m

●道路沿いの樹木の適切な管理

北魚目は昭和40年代頃までは急峻な斜面に段畑が広がっていましたが、現在は畑であった場所も樹木が生え高木化しており、主にタブノキがその多くを占めています。また、里山として利用されシキミや薪など採っていた場所も、手がつけられず鬱蒼とした森林となっています。一部は椿が混生しており、椿林の整備を図るうえでも樹木整理が必要です。また、密生した森林は生態系にも影響し、農作物等を荒らすイノシシが生息するための好条件ともなっています。

このような問題の他に、北魚目の県道は各所から東西の海が見える景観地ですが、道路沿い樹木が高木化したことによって、せっかくの眺望が遮られるといった問題が生じています。文化的景観に関する住民アンケートでも、「以前より海が見えなくなった」など、眺望を遮る樹木を剪定して欲しいという要望が数多く挙げられていました。よって、眺望が優れている場所を中心に、道路沿いに繁茂した樹木について適切な管理を行うこととします。



仲知付近から大水方向への眺望



高峯トンネル上の旧道

⑤崎浦の五島石集落景観との連携

●2つの重要文化的景観選定地区の存在を活かしたまちづくり

新上五島町内の崎浦地区には「崎浦の五島石集落景観」として重要文化的景観選定範囲があります。同じ町内に2つの国選定の重要文化的景観があるということは、それだけ豊かな地域性と優れた景観を持つということです。

北魚目地区との交流や連携を密にし、それぞれの文化的景観を保存しながら地域の活性化を進めることは町全体の活性化にもつながります。また、町全体でも2つの文化的景観を守り、育てることが町民の誇りとなります。

2つの重要文化的景観の連携について、具体的には各種イベントを合同で行ったり、シンポジウムの開催などが考えられます。また、インフォメーション施設では崎浦の概要説明や案内ができるような整備を検討します。

また、崎浦の砂岩で作られた臼を使った、椿油の搾油体験や、カンコロ餅作りなど各種事業を行うことも考えられますし、北魚目産のカンコロを使って、崎浦でカンコロ餅作りの体験イベント行うなどの相互交流も検討します。



番岳から崎浦への眺望

4 モニタリングと計画内容の見直し

(1) モニタリング

本計画において、整備・活用における事業の実施状況と効果について、以下のモニタリング項目を設定します。また、文化的景観の価値の保護についても整備状況等のモニタリングを行うものとします。

モニタリング結果は毎年整備活用委員会や保存会、地域等に公表します。

指 標		詳 細 等
社会状況	人口	転入・転出状況
	高齢化率	
	産業別人口	
	幼・小中学生数	
構成要素の状況	重要な構成要素	現状変更数と内容
		保護状況
		ジロ・ヤグラ新設数
計画の進捗状況	勉強会の実施状況	回数・参加者数
	保存会・NPO等の立ち上げ	
	記録保存	
	語りべの育成	
	空き家提供	紹介数・入居数
	※田舎暮らし体験ツアー者数	
	有害鳥獣駆除	金網設置状況等
	景観	修景箇所の状況
	生活環境	改良等の整備状況
	HP・SNSによる情報発信	更新回数・閲覧数
	パンフレット・ガイドブック作成	配布状況
	散策コース	コース数
		マップ作製・配布
	案内サイン整備	整備箇所・状況
	観光ガイド育成	研修会開催数
	地域ガイド育成	研修参加者数・ガイド数
		ガイド実績
	インフォメーション設置	箇所・状況
	耕作放棄地	
	耕作面積	自家用・その他
	甘藷の作付面積	自家用・その他
	甘藷の収穫量	
	カンコロ生産量	
	カンコロを使った特産品	
	特産品開発	開発状況 販売数・額
	イベント企画・実施	椿関連の体験イベント 開催回数・参加者
		甘藷栽培
		カンコロ作り
		漁業体験
		新規イベント
	視点場の整備	整備箇所・状況
	樹木整理	整理箇所と状況
	崎浦の五島石集落景観との連携	

(2) 計画内容の見直し

文化的景観の保護については、社会情勢や地域実情に合わせ、随時検討し直していく必要があります。よって、本計画の内容については定期的に見直しを行うこととします。

モニタリング項目ごとの見直しは基本的に毎年実施することとし、全体的な総括及び見直しについては3年を目途として実施することとします。

また、計画内容の見直しにあたっては、整備活用委員会、関係部署、住民それぞれの意見が反映できるようにします。

意見収集の方法については、整備活用委員会は委員会の定期開催、関係部署の意見については庁内連絡会議等による意見交換、住民の意見については座談会の開催やヒアリング、アンケート等による意見の収集を行います。

第Ⅱ部 新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画

第1章 重要文化的景観の価値

1 文化的景観の価値

崎浦における文化的景観の価値については、「新上五島町崎浦の五島石集落景観 保存計画」において、以下のようにまとめられています。

(1) 自然的特性

新上五島町は、日本本土最西端の西方海上の五島列島の北部に位置し、若松島と中通島を主とした7つの有人島と60の無人島からなっています。中通島は東西南北に少し歪んだ十字形をしており、十字形の中央から東に延びた東端部分が崎浦地域です。丹那山系に囲まれるようにして、赤尾、友住、江ノ浜の集落があります。この3集落と頭ヶ島集落を含む地域が崎浦と呼ばれています。

五島列島の地質は、下位から中新世中期の火山碎屑岩や砂岩からなる五島層群、中新世後期の流紋岩・デイサイト・安山岩などの火砕流堆積物からなる中通島層群、第四紀の玄武岩類からなっています。津和崎から奈良尾にかけての南北方向の地形は、700万年前以降の火成岩分布層であり、幅の狭い陰しい地形をつくっています。一方、若松島から頭ヶ島にかけての東西方向の地形は、五島層群が延びる方向であり、比較的地層の傾斜が緩やかであるため平野が形成されています。この五島層群の砂岩が露出している地域が崎浦地域です。この砂岩を切り出し、石材として舗装や建築資材として利用するほか、様々な加工品を作ってきました。この石材（砂岩）を「五島石」と呼んでいます。

五島列島は東シナ海に面し、そこは対馬暖流で包囲されており、その影響で崎浦地域はマテバシイを優占種とする群落であるマテバシイ萌芽林と、主にシイ類を優占種とするツブラジイ萌芽林群落かスダジイ萌芽林群落が見られます。また、これらの森林を伐採し人為的にスギ、ヒノキを植栽し形成された群落、人工林（スギ群落、ヒノキ群落）などで形成されています。

江ノ浜のトーノシロと呼ばれる薬師堂があった場所には、中世（15世紀）の五輪塔と宝篋印塔があります。これらを囲むようにオガタマノキの巨木やホルトノキの巨木、イスノキの大木など名木が生育しています。さらに、タブノキの大木などにより、この森の高木層を形成しています。

(2) 歴史的特性

崎浦地域では、建久6年（1195）、江ノ浜に薬師如来像が伝えられ、最初に薬師堂が祀られたとされるトーノシロには室町時代に建てられた石塔群が今に伝わります。弘和3年（1383）、宇久氏八代尾張守覚が福江島の岐宿に居を構えるために宇久島から福江島へ移る際、懐妊中であった奥方は後日遅れて出発しました。その船が崎浦近くで転覆しました。奥方は赤尾で発見され、浦桑の浄福寺に葬られました。その御霊に「豊玉姫命」の神霊を勧請し「孕大明神」の神号を奉り、赤尾に社殿を造営し、「孕神社」としました。

赤尾と江ノ浜は青方文書の明徳3年（1392）の記録によっても、中世から存在する集落であることが確認でき、友住も江戸時代前期には集落が形成されています。漁業を主とした地域で、江戸時代には捕鯨が盛んに行われました。有川湾における漁場の争いの際に描かれた魚目村絵図と有川村絵図、口上書などから、赤尾村には長崎の惣左衛門と組織した鯨突組が、友住村には紀州の藤六と組織した鯨突組があったことが確認できます。また、頭ヶ島には大村藩の深沢義太夫が納屋場を置いていました。鯨が捕獲されるとこの地域の村にも利潤の配分が見られました。

一方、孕瀬戸対岸の頭ヶ島は、幕末の安政期によりやく前田儀太夫による開拓があり、引き続き鯛ノ浦よりキリシタンの移住が始まるまで、疱瘡の療養施設として利用された記録があるものの、無住に近い状態で幕末を迎えています。明治6年（1873）に禁教高札が撤去されると、ドミンゴ森松次郎の居宅跡に家御堂が建てられました。大正8年（1919）には石造の頭ヶ島天主堂が献堂されましたが、集落は大きな発展をしなかったため、ほぼ開拓期の姿を留めています。

(3) 生業の特性

幕末以降は、頭ヶ島やロクロ島を中心に海岸に露出する砂岩質の五島石を採石し、石材業が発展していきました。五島石は崎浦全域に分布しますが、石切場は船が寄せられる海岸に限られ、石質が良く、平らな作業場が確保できる場所から切り出しました。海岸には多くの石切場跡を見ることができます。採石は昭和30年頃まで行われました。層状に剥げる砂岩の特性から主に板石に加工され、耐久性、不燃性の必要な箇所に用いられました。

五島石の利用が最初に確認できるのは、嘉永5年(1852)建設の普門寺の常盤蔵(平戸市)です。明治から大正にかけては道路の敷石や建築資材として、長崎、佐世保、平戸を始め、九州北西部に広がりました。集落内では、江ノ浜の井戸上屋(覆屋)に象徴されるように、木材を使用してきたものにまで石材(砂岩)を用いて作っています。採石の最盛期は明治中期から大正期で、職人も帆船も相当数に上り、友住出身者が長崎に問屋を構えていました。大正8年完成の頭ヶ島天主堂は当地域を代表する石造建築であり、その建設工事に赤尾や友住の石工が関わったことが、設計者鉄川与助の日記(出面帳)に記されています。

昭和初期には、石臼や碾臼、竈、流しなどを五島石で製作し、身近な生活用具としても需要が広がりました。舗装や建築資材がアスファルトやコンクリートに移行すると五島石の需要は減少しますが、加工技術を活かした石材業は継続し、黒島石(鷹島)や唐津石などの石材を購入し、墓碑や石碑などを製作しました。

(4) 集落の特性

これらの集落は石切場と近接し、互いに作業を連携しました。赤尾が切り出しと荒石加工を、江ノ浜と友住が主に彫刻を行っていました。荒石や板石は石切場から船で直接長崎などに運び、石碑や生活用具は友住の港から出荷しました。加工場は、石の加工に水が必要であるとともに、積み出しに便利のように、港付近の水が得られる場所に立地しました。

崎浦地域には腰板石を用いた家屋が多く見られ、それは大きいもので1.8mの高さがあります。集落内の奥まった路地に至るまで石が敷き詰められ、これは住居の中庭や犬走り部分にまで続きます。他にも、敷地を囲む防風壁、庭を囲む塀、側溝、神社の鳥居や灯籠、墓石など、集落の多くの箇所に五島石が使われています。その中には転用(再利用)も含まれています。

石切場に隣接する集落には石工が居住しており、生活空間における五島石の多様な活用のあり方は石材業の繁栄を現在に伝えるとともに、崎浦地域に独特の集落(100万個の石のある集落)景観をつくり出しています。

以上の事柄を一言で表現すれば、「崎浦地域に身近に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心としてふんだんに活用することで生まれた特徴的な集落景観」といえます。

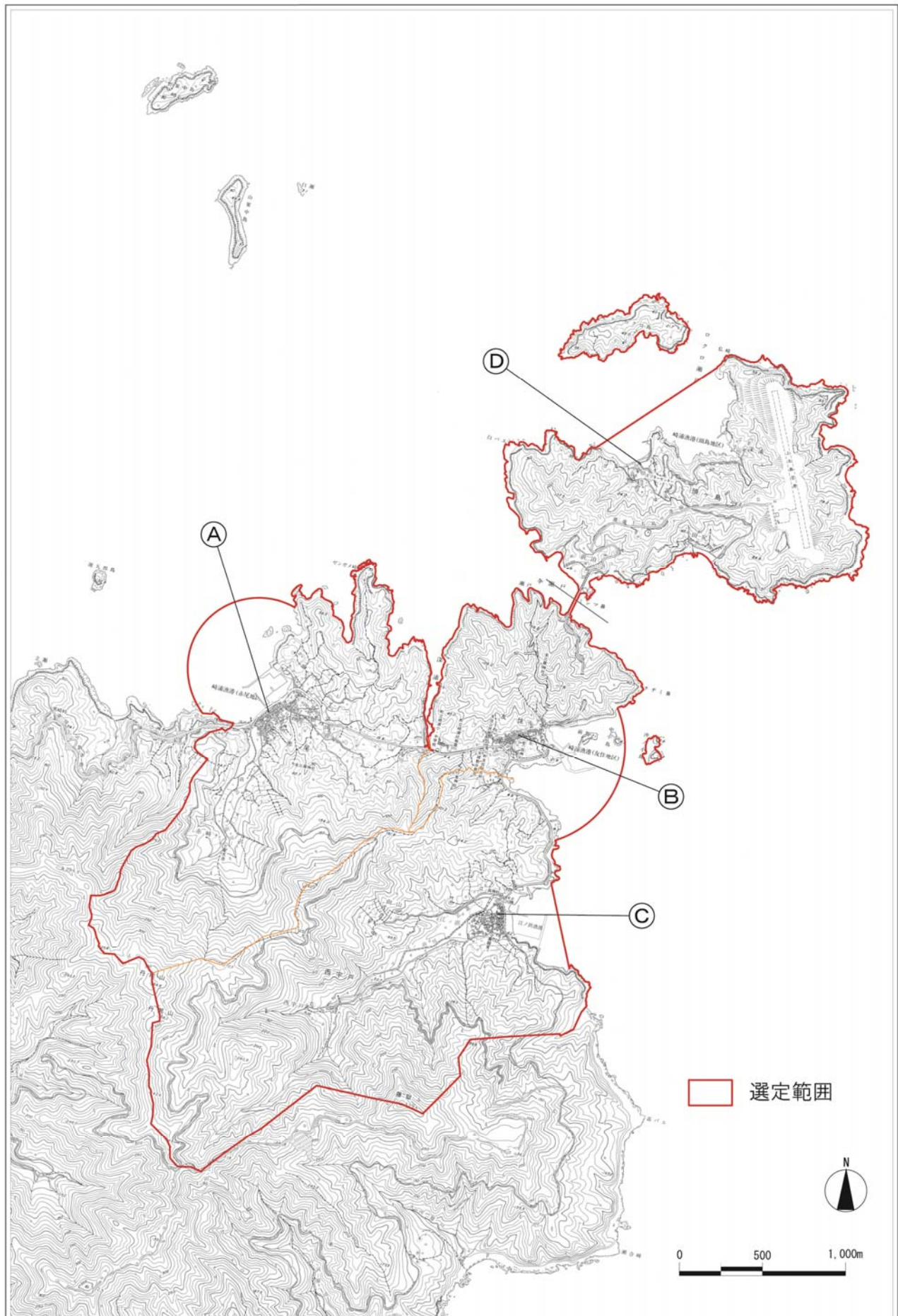
2 重要な構成要素

文化的景観をかたち作るものには様々なものがあります。その中には景観の本質的な価値を表すものがあり、それらを「重要な構成要素」としています。重要な構成要素は保存管理計画の中にも示され、山や海などの自然に関するものから、一軒の民家や集落、石垣などの工作物、採石場など生業を表すものまで、地域の景観に不可欠なものです。

重要な構成要素の一覧表及びその位置図は右記のとおりです。

(1) 集落を構成する要素(集落)

記号	種類	名称
①	集落	赤尾集落
②	〃	友住集落
③	〃	江ノ浜集落
④	〃	頭ヶ島集落



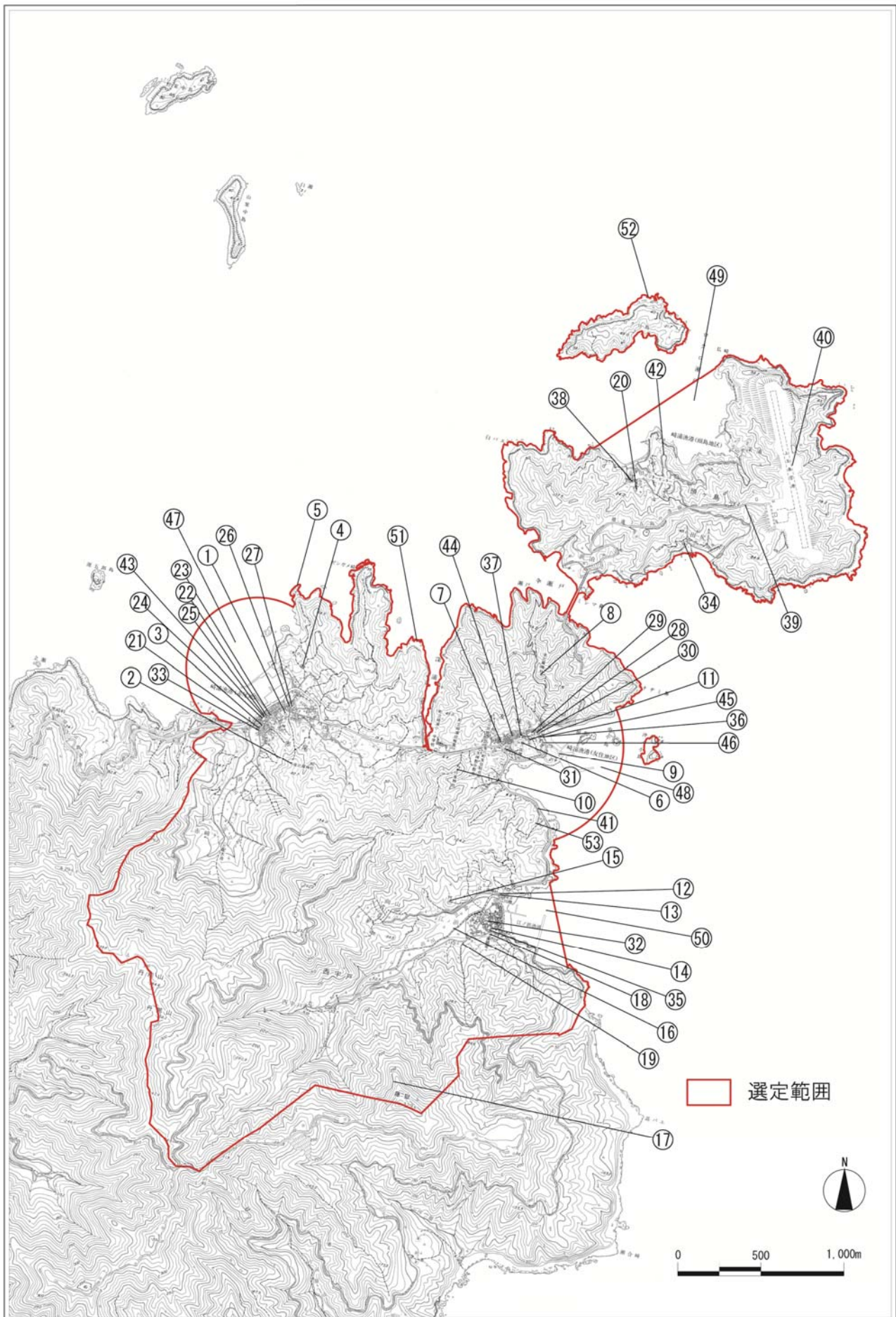
「新上五島町崎浦の五島石集落景観」重要な構成要素（集落）分布図

(2) 居住地（公共施設を含む）を構成する要素

番号	種類	名称	番号	種類	名称
①	寺社、教会	孕神社	②6	腰板石のある家屋	O H氏宅
②	〃	金比羅神社	②7	〃	K S氏宅
③	〃	大師堂	②8	〃	T M I氏宅
④	〃	尾上神社	②9	〃	T E氏宅
⑤	〃	子施様	③0	〃	Y T氏宅
⑥	〃	八坂神社	③1	〃	I J氏宅
⑦	〃	八坂神社	③2	〃	E J氏宅
⑧	〃	金刀比羅神社	③3	石垣壁のある納屋	T H氏宅
⑨	〃	恵比寿神社	③4	〃	M T氏宅
⑩	〃	行者神社	③5	石柱のある建物	江ノ浜郷井戸
⑪	〃	崎浦寺	③6	特殊な石塀	M I氏宅石塀
⑫	〃	江ノ浜神社	③7	〃	T E氏宅石塀
⑬	〃	井出屋敷神社	③8	移築家屋	頭ヶ島集落旧民家
⑭	〃	八幡神社	③9	公共施設（道路）	主要地方道 上五島空港線
⑮	〃	金刀比羅神社	④0	公共施設（空港）	上五島空港
⑯	〃	シイの神様	④1	公共施設（道路）	町道 友住江ノ浜線
⑰	〃	藤ヶ嶽神社	④2	〃	町道 白浜線
⑱	〃	江ノ浜薬師堂	④3	〃	町道 赤尾16号線
⑲	〃	トーノシロ	④4	〃	町道 友住1号線
⑳	〃	頭ヶ島天主堂	④5	〃	町道 友住4-1号線
㉑	腰板石のある家屋	M I氏宅	④6	〃	町道 友住5号線
㉒	〃	Y H氏宅	④7	公共施設（漁港）	崎浦漁港（赤尾）
㉓	〃	K G氏宅	④8	〃	崎浦漁港（友住）
㉔	〃	H K氏宅	④9	〃	崎浦漁港（頭ヶ島）
㉕	〃	S Z氏宅	⑤0	〃	江ノ浜漁港

(3) 生業を構成する要素

番号	種類	名称
⑤1	採石場	マブシ採石場
⑤2	〃	ロクロ採石場
⑤3	〃	竹村 採石場



「新上五島町崎浦の五島石集落景観」重要な構成要素（居住地・生業を構成する要素）分布図

(4) 居住地を代表する重要構成要素

① 赤尾集落のK G氏宅

K G氏宅は海岸沿いから3列目の集落のやや奥まった敷地に構える民家です。このK G氏宅の特徴は、通りに面した元牛小屋の腰部に張られた、非常に背の高い板石です。板石の高さは1.85～1.9mあり、畳を立てかけたような大きさです。

このように大きな腰板石は崎浦地域で最大級のもので、見る者を圧倒する迫力があります。このような大きさは実用上よりもむしろ、何らかの象徴あるいは主張であると考えられます。K G氏宅は、崎浦地域の石材業を象徴するものとして重要なものといえます。



腰板石が張られたK G氏宅

(5) 生業を代表する重要構成要素

① ロクロ採石場

頭ヶ島の北側に位置するロクロ島は、東西800m、南北250m程の小さな島ですが、全島が砂岩質で構成されている島です。この島は赤尾郷に属し、風ノ浦という小字です。島の北岸に比較的規模の大きな採石跡がみられ、まとまって採石された場所であるとみられます。岩質が良い場所もあり大きな石が採られたとも考えられます。

この場所では、岩層に垂直に鉄棒を打ち込み、数本の穴を開け、その穴底に火薬を詰め、爆発で岩の塊を採取していたとされ、鉄棒を打ち込んだ痕跡を今も見ることができます。頭ヶ島天主堂の壁石の採取地は判然としませんが、このロクロ島と頭ヶ島のウゴラという所が、その採取地ではないかと推定されています。

同じ赤尾郷のマブシにある採石跡と比較すると採石の規模が大きく、採石方法も異なるようですが、ロクロ島南岸では、マブシと同様な方法で採石している場所もみられます。



ロクロ採石場跡

3 文化的景観の価値を表象する場所（象徴的な場所）

崎浦には砂岩質の五島石を使用した集落景観が広がっています。集落の歴史を示す寺社・教会や五島石を使った家屋や石垣、道路などは重要な構成要素として挙げられています。

一方、これらの構成要素以外にも、文化的景観の特徴を保護するために守る必要がある要素は複数あります

例えば、集落内に見られる石畳・石垣・石塀・腰板石・石階段など生活スペースのあらゆる場所に砂岩が使用されている景観は、まさに崎浦の人々の生活と共に石が存在していたという証となります。また、一部赤尾集落に残る外壁に腰板石を張った家屋が立ち並ぶ景観は、そこで見ることのできない特徴的な景観です。



赤尾集落の通りは腰板石を張った家屋が並ぶ



友住集落の通りには多くの石畳と石塀が見られる

もう一つの崎浦の五島石集落景観の特徴と言うべきものは、石材業を生業とする石工達の存在です。北魚目の文化的景観内でも野山を開墾して出て来た石を使い、斜面地に段畑を作る際の石垣等に利用した例は見られますが、それはあくまで住人達が自ら築いたものです。

一方、崎浦では安政6年（1859）に没した「利吉」という人物が平戸領に行き、石工の技術を学び持ち帰ったと言われており、その技術は広まり、多くの石材業を営む者を生みました。石材業の最盛期にあたる昭和30年頃には、事業所数64、従業員数170名という記録が残っています。このように石材業を生業として営む人々がいたことで、崎浦に石文化が広まったことを後世に伝えていくためにも、景観と一緒に保護していく必要があります。



江ノ浜にある利吉の墓

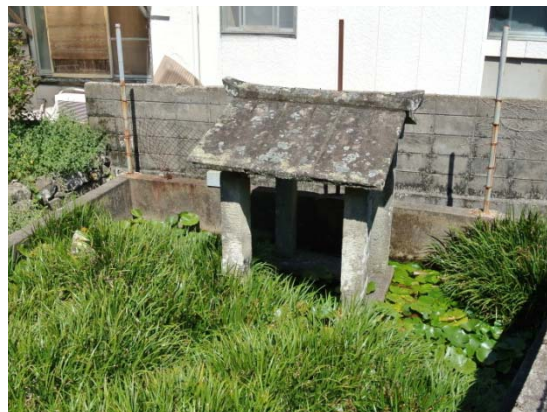


藤ヶ嶽神社の磐座と石祠

また、忘れてはならないのが、頭ヶ島天主堂の存在です。天主堂のみならず、石柱や石柵、また石垣や階段など敷地内の至る所で砂岩が使用されています。明治43年（1910）から、10年の歳月をかけて建設されたこの天主堂は頭ヶ島の信徒のほか、赤尾や友住の石工も携わったことが文化的景観の調査からわかりました。この時代に崎浦で砂岩の採石が行われ、それを生業とする石工達があったことが、この天主堂が生まれるきっかけとなったと言えます。頭ヶ島天主堂は崎浦の石文化を最も象徴する建物であると言えます。



重要文化財に指定されている頭ヶ島天主堂



他所ではあまり見られない石造物

このように、江戸時代末期からはじまった砂岩を利用した石文化については、各集落の至る所で見ることができ、生活の中に溶け込んでいます。地域住民にすると、当たり前にある風景であるため、価値を見出しにくい場合もありますが、様々な用途として使われ、脈々と受け継がれてきた石文化の価値を次世代に継承するため、生活空間と一体的な保存が必要となっています。

第2章 現状と課題

1 集落の現状

①人口の推移

崎浦地域の人口推移をみると、昭和55年には1,270人でしたが平成22年には473人と約1/3に減少しています。1世帯当たりの人数も3.2人でしたが、1.9人に減少しており、過疎化と核家族化が進行していることが分かります。

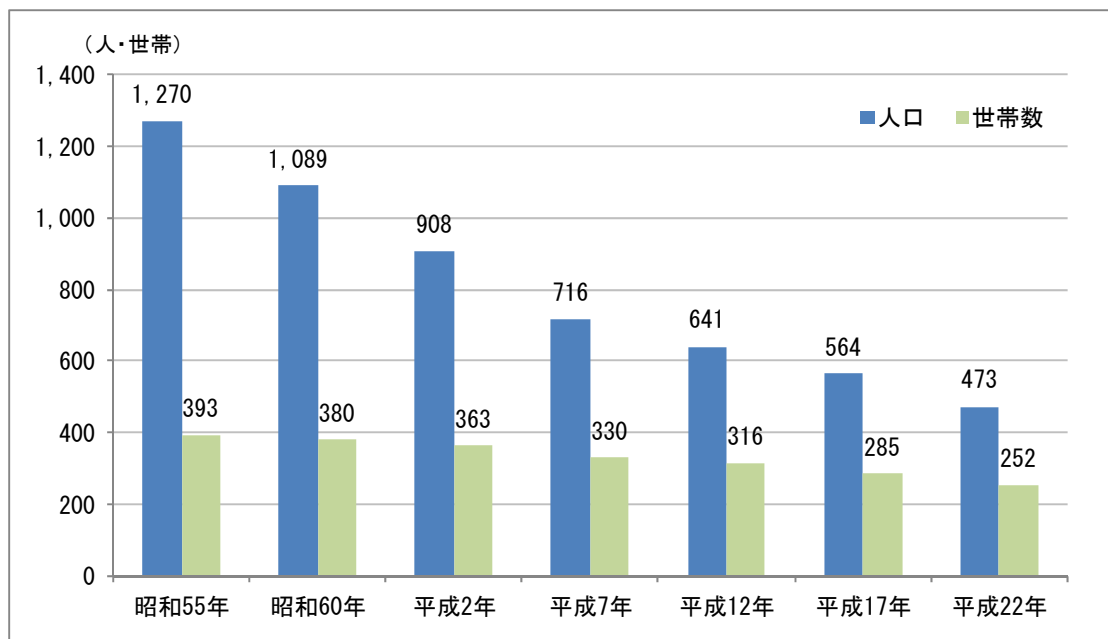


図 崎浦の人口・世帯数の推移（昭和55年（1980）～平成22年（2010））

②地区別人口

平成25年3月現在の人口は426人、世帯数が238世帯となっています。平均年齢はいずれの地区も60歳近くであり、65歳以上の割合もほぼ50%を超えた数値となっています。

赤尾や友住、江ノ浜の集落は100人を超える人口となっていますが、頭ヶ島は10世帯17人と少ない人数となっています。

表 崎浦の集落別人口・世帯数と平均年齢

	人口(人)			世帯数 (軒)	平均年齢(歳)			65歳以上の 割合(%)
	男	女	計		男	女	平均	
赤 尾	73	97	170	98	58	64	61	50.6
友 住	54	69	123	68	55	58	57	43.9
頭 ヶ 島	6	11	17	10	63	69	67	52.9
江 ノ 浜	47	69	116	62	58	61	60	58.6
合 計	180	246	426	238	58.5	63	61.25	51.5

③産業別就業人口

産業別人口をみると、現在突出した産業に従事する者がいないことがわかります。第1次産業を本業としている者は少なく、医療・福祉関係やサービス業に従事する者が多いことがわかります。

崎浦の人口426人に対して、就業者数は107人と全体の約25%であり、平成22年の国勢調査では新上五島町の人口22,074人に対して就業者数は8,651人（39.2%）と比較しても少ない割合となっています。

表 崎浦の集落別産業別就業人口

	赤尾	友住	頭ヶ島	江ノ浜	合 計
総数(産業)	31	44	6	26	107
A 農業, 林業	－	1	－	－	1
うち農業	－	(1)	－	－	(1)
B 漁業	－	2	2	－	4
D 建設業	4	3	1	4	12
E 製造業	2	3	1	3	9
H 運輸業, 郵便業	2	5	1	－	8
I 卸売業, 小売業	4	7	－	2	13
M 宿泊業, 飲食サービス業	1	－	－	7	8
N 生活関連サービス業, 娯楽業	－	4	－	－	4
O 教育, 学習支援業	4	2	－	1	7
P 医療, 福祉	6	9	1	2	18
Q 複合サービス事業	7	4	－	7	18
R サービス業(他に分類されないもの)	－	2	－	－	2
S 公務(他に分類されるものを除く)	1	2	－	－	3

2 保存に関する現状と課題

現 状	課 題
・人口の減少により、空き家が増加し、家屋の荒廃が進んでいる。 ・腰板石家屋の減少・老朽化が進んでいる。 ・段畑が耕作放棄地となり、樹木が生い茂っている。 ・風化による採石場跡の減少・消失の恐れがある。 ・伝統的な石工技術の継承がなされていない。 (機械化が進んでいる) ・砂岩を使った石材業が衰退している。 ・重要な構成要素など集落の現状を把握する体制が整っていない。	・家屋を保存するため、新規入居者を確保することが必要である。 ・腰板石家屋等を保存する必要がある。 ・文化的景観として生業の保護を図るとともに、農地を守る必要がある。 ・採石場跡を保存する方策を考える必要がある。 ・伝統的な石工技術の保存・継承が必要である。 ・石材業を保護・支援する必要がある。 ・定期的に集落や重要な構成要素を巡回し、現状把握する必要がある。

3 整備に関する現状と課題

現 状	課 題
・文化的景観範囲内の公共事業の整備方針（ガイドライン）が無い場合、利便性だけを求めた整備が行われる恐れがある。また、景観を阻害するものを設置する恐れがある。 ・重要な構成要素の修理・修景に関する方針が定まっていないため、同種の要素でも統一性が保てなくなる。 ・災害等で崩れた石垣などの修復方法のガイドラインがないため、安易に練石積みやブロック積みなどで復旧される恐れがある。 ・案内板等が未設置であるため、来訪者にとって文化的景観の範囲や価値などが理解できない。 ・観光客等への便益施設が不足しており、来訪者だけでなく住民にも負担がかかっている。 ・砂岩を使った整備をしようにも、地元の砂岩を商品として扱っている所が一軒しかない。	・文化的景観を阻害しないよう整備を進めるため、住民の利便性と景観に配慮した公共事業ガイドラインを作成する必要がある。 ・重要な構成要素の保護と統一性を保つために、具体的な修理・修景の方針を作成する必要がある。 ・石垣を利用しながらも強度を確保する等の方法を検討し、景観を保護するためのガイドラインを作成する必要がある。 ・来訪者にも文化的景観を理解してもらえるような案内板等の設置が必要である。 ・便益施設の不足を解消する必要がある。 ・これからの崎浦地域で、砂岩を使った修理・修景作業を進めるにあたっては、砂岩を扱える地元石材業者の増加が望まれる。

4 活用に関する現状と課題

現 状	課 題
・ 文化的景観を廻るコースが未設定であり、来訪者はどこに行けばよいかわからない。 ・ 標識や説明板が未整備であるため、来訪者は文化的景観を理解できない。 ・ 価値を伝えるガイドが不足しており、文化的景観を理解できない。 ・ 地元で正確な価値を伝える人がいないため、住民も来訪者も文化的景観を理解できない。 ・ 石材業の担い手が不足している。 ・ 石材業としては建設資材や石碑等の限られたもので、生産量も流通量も少ない。 ・ 崎浦地域では良質の民家が数多く残されているが、空き家になっているものも多く活用されていない。	・ 来訪者が文化的景観を廻るコース設定（地元の理解が必要）や、案内施設の設置が求められる。 ・ 文化的景観に見合う標識の設置が求められる。標識は統一したデザインが必要である。 ・ 価値を十分に伝えるためのガイドを増やす必要がある。 ・ 住民や来訪者が文化的景観を理解するためにも地域住民を対象としたガイド育成が必要である。 ・ 担い手が不足すると産業が衰退し、文化的景観としての価値が失われる事になる。様々な方策による後継者の育成が求められる。 ・ 石材業を保護するためには、砂岩による新たな製品の開発及び販路の確保など、生産量や流通量を増やす必要がある。 ・ 重要な構成要素である民家の再生・活用を積極的に進める必要がある。

第3章 整備・活用の将来像

1 基本理念

崎浦地域は古くから漁業を中心に生活してきた集落でしたが、幕末期になると海岸沿いを中心に砂岩の採石が行われ、昭和30年代までは石材業が崎浦地区の主な生業でした。崎浦地域は鎌倉・室町時代の中世から続く歴史深い土地柄であり、建久6年（1195）には江ノ浜集落に薬師如来像が伝えられ、薬師像が祀られていたとされるトーノシロや、弘和3年（1383）、宇久氏八代尾張守覚の奥方の船が崎浦地域近くの瀬戸の荒波にのまれ転覆し、奥方は赤尾集落で発見され浦桑の浄福寺に葬られました。その御霊に「豊玉姫命」の神霊を勧請して「孕大明神」の神号を奉り、赤尾集落に社殿を造営し、「孕神社」としました。

これに対して、頭ヶ島は幕末の安政期になって、ようやく開拓がはじまり、引き続き鯛ノ浦よりキリシタンの移住が始まるまでは疱瘡の療養施設などが設けられた記録があるものの、無住に近い状態でした。

崎浦地域の特徴ある生業としては採石及び石材加工ですが、砂岩の採掘を本格的に開始したのは幕末期といわれ、明治時代に入り敷石などの板石製品に加え、建築用材などとして徐々に砂岩製品の需要が高まり、大正時代に最盛期を迎えることとなりました。この最盛期に築かれたれ地元の石材加工文化を象徴するものとして頭ヶ島天主堂があります。その他にも細かく複雑な装飾が多用される独特な墓碑や、赤尾集落に多く見られる腰板石張りの良質な民家があります。

これらの特徴ある景観は、自然と地域の人々の生活から生み出されたものであり、人々の営みがあって作られるものです。特に近世以降から形成された離島における美しくも厳しい自然と人々の暮らしによってつくられてきた景観は、新上五島町の地域独自の文化を表すものであり、後世に残していくべきものです。しかし、崎浦地域は新上五島町の中にあっても過疎化が進んだ地域であり、定住化を図るなど過疎の波を止めなければなりません。

本計画については新上五島町総合計画や過疎地域自立促進計画などに示されるように、「しまの誇り・文化」を育成しながら、地域の生業や景観を活かしたにぎわいを創る地域交流を促進します。

ハード面やソフト面、短期や中長期的な事柄を考慮しながら崎浦の特徴である石文化の景観を守るために産業振興、観光振興、景観を活かした地域づくりなど多岐にわたった項目を検討し、地域の活性化につなげる必要があります。特に人口増加をあまり見込めない当地域ではありますが、今後も世界遺産登録推進事業において、人々に関心を持たれ来訪者も増えることが予想されます。他所との積極的な交流や地域産業の振興を進めることによって、崎浦の五島石集落景観の価値を再認識し、次世代へ活かしていくことを目指します。

以上をふまえ、崎浦の五島石集落景観の基本理念を以下に示します。

『豊かな自然に育まれたふるさとの“イシ（石と意志）”を受け継ぎ、
次世代へ活かす地域づくり』

■保存計画に示した基本構想

「新上五島町崎浦の五島石集落景観」の保存計画にはそれぞれ整備活用計画の骨子として以下の基本構想及び基本計画を示しています。

1) 基本構想

【崎浦】

『崎浦地域に身近で豊富に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心として高頻度に活用することで生まれた特徴的な集落景観』

①地域文化の継承

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

③地域産業の振興

「地元で産出される砂岩を利用して形成されてきた崎浦地域の姿の体感」、をテーマとして基本構想を検討することとしている。

2) 基本計画

重要な構成要素として「集落」を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は「集落の構造」にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを活かした活用計画の検討を行う。

①地域文化の継承

文化的伝統の保存・継承・活用、町民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等を推進する。

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

農漁村景観を活かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。テーマにあったメニューを充実させ、文化的景観を活かした周知啓発ルート（まち歩き型観光の擁立）の設定等が考えられるが、併せて、地域におけるもてなし体制も充実させる必要がある。交流人口の対象は町外からの観光客のみではなく、文化的景観の趣旨を町民に理解してもらうためにも、周辺地域に住む町民も対象にすべきであり、町民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取組みを推進する。

文化的景観範囲の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携にも努める。

③地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取組みを進める。

新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を磨き活かすことを考える。文化的景観範囲内での体験事業（農業体験、漁業体験、石材体験、椿実採取体験）や地域における景観保全の取組み等を踏まえ、総合的な整備活用計画を策定する。

■関連計画

①新上五島町総合計画（平成 18 年 3 月）

平成 16 年に旧若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町の 5 町が合併して新上五島町ができ、新上五島町総合計画は平成 18 年 3 月に策定されています。計画の期間は平成 26 年までの 10 年間で、「基本構想」において以下の将来像と基本方針を示しています。

将来像 『つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま』

- 基本方針
1. にぎわいを創る地域交流の促進
 2. 安全、便利、快適な生活環境づくり
 3. 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
 4. 自立する産業の育成、雇用の確保
 5. しまの誇り・文化の育成
 6. 参加と行動による協働のまちづくり

基本計画（後期 H22～H26 年）では本計画に関連する項目と戦略プロジェクトとして、以下のよう
に示しています。

○自立する産業の育成・雇用の確保

農業や水産業では、担い手育成・確保、就業者支援を推進するとともに、特産品づくりやブランド化の研究開発、耕作放棄地の解消、獣害対策を行い、魅力ある農漁村づくりとして観光漁業や体験型漁業、農作業体験、季節料理、祭り等地域に根付いた活動など都市との交流や他産業との連係を促進します。

椿産業を次世代のしまの可能性を広げる産業として、観光事業に活用するとともに、生産増大・販売促進を通じて、就業機会の創出と地域経済の活性化を図ります。また食品類を中心とした加工産業の知名度向上と販路拡大、新製品の開発支援を行います。

○伝統、文化の保存・継承と文化活動支援

地域の歴史と伝統をふまえ、郷土の豊かさを育む伝統、文化の保存・継承と文化財保護の充実、町民の文化活動の支援に努めます。

○ひとがをつくる、参加する、住民主体のしまづくり

住民と行政が連携して魅力的なまちづくりを進めるため、地域審議会やパブリックコメントなどで、広く住民の意見を求めながら進めます。また、NPO法人やまちおこし団体等への協力と育成を行い、円滑に協働事業が実施できるような環境づくりに努めます。

●上五島ブランドプロジェクト

特色ある農林水産物・加工品等の栽培・開発等を促進し、付加価値の高い「上五島ブランド」の確立に取り組みます。

●ふれあい交流促進プロジェクト

文化財や観光資源のネットワーク化を図るとともに、個性的なイベントの開催等に取り組みながら観光客の誘致に努めます。また、豊かな自然環境を活かしながら、ブルーツーリズムやグリーンツーリズムなど質の高い自然体験型観光に取り組みます。さらにさまざまな人々との交流促進と地域産業の振興を図ります。

なお、現在は総合計画の見直しを行っており、平成 27 年度からは新たな計画のもとに町政を推進

します。新しい総合計画を策定するにあたって、既に実施された住民アンケート調査結果では将来のまちづくりについて「自然環境や景観を大切にする自然と共生するまち（12.8%・複数回答）」が1位となっており、町民も景観保全について非常に関心が高くなっています。

②過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）

本町を取り巻く社会経済の情勢は少子・高齢化、国際化、高度情報化、国・地方の財政問題等、急速に変化しており、ソフト対策事業に対しこれまで以上に積極的に取り組みながら、ハード事業とソフト事業の調和を図りながらより効果的な過疎対策を実施するとしています。以下に本計画に関連する事項をまとめます。

○産業の振興

水産業、農林業、商工業などの既存産業の振興を図り、雇用機会の確保に努める。

水産業はインフラ整備、水産資源の管理、流通など多様な観点から活性化施策を展開する。

農林業はイノシシなどの有害鳥獣の被害を防止と、農作物への安心・安全志向から「地産地消」を推進する。観光面では、「見る観光」から「心に響く観光」への観光客の嗜好の変化を捉えて豊富な地域資源を活かした体験型観光や、教会群を活かした観光メニューやルートの形成など新しい観光コンテンツの開発に取り組む。また、利活用されていない地域資源も多くあると思われることから、これらの有効活用と次世代産業を育成するため、異業種間の連携を含めた地場産業の振興を図るとともに、地域特産品の開発、販売促進及び若者の雇用の場の確保に努める。

○地域文化の振興等

地域の歴史と伝統をふまえ、郷土の豊かさを育む伝統、文化の保存・継承・磨きあげを地域住民と共に取り組み、地域文化活動の支援に努める。

○集落の整備

小規模な集落にあっては、地域コミュニティの機能維持等の状況を勘案し、必要に応じて集落整備の検討を行う。また、地域の課題や情報を共有し、地域の実状にあった特色ある地域づくりを進めるために、地域担当職員の配置や地域リーダーの育成に取り組むとともに地域活動支援事業を活用してコミュニティ活動を支援する。

③新上五島町観光振興ビジョン（平成19年2月）

新上五島町の観光振興のテーマとコンセプトを、総合計画の将来像等を踏まえ、『明日の世界遺産に出会う島・上五島』としています。

上五島の観光は、“個人型観光への対応”、“一人ひとりへのおもてなし”を基本コンセプトに（団体旅行も“個”の集合体“という位置づけ）、世界遺産級の教会群や五島うどんをはじめとする新鮮な食材、大自然を活かした体験観光など、お客様一人ひとりへ充実した時間を提供する観光の島づくりを目指すとしています。実現化方策では以下の6項目に分け、17プロジェクトを示しています。

●ブランド力の高い“本物”の観光商品づくり

- ・世界遺産関連をはじめ、五島うどんや椿、自然環境の活用

●観光人材の育成とネットワークづくり

- ・観光人材育成や観光コミュニティビジネス育成、みんなで支える観光のしまづくり

●おもてなしの宿づくり

- ・インターネット利用や「こだわりの逸品」「極上のおもてなし」の他、団体客への対応

●島内移動システムの強化

- ・観光客向け島内交通システム強化

- 特産品・土産物開発
 - ・名物料理・特産品開発・“五島うどん発祥の地”
- 情報発信・誘客戦略強化
 - ・四季を味わう魅力発信・観光情報発信強化・観光振興体制（誘客体制）強化

④長崎県離島振興計画（上五島地域計画）

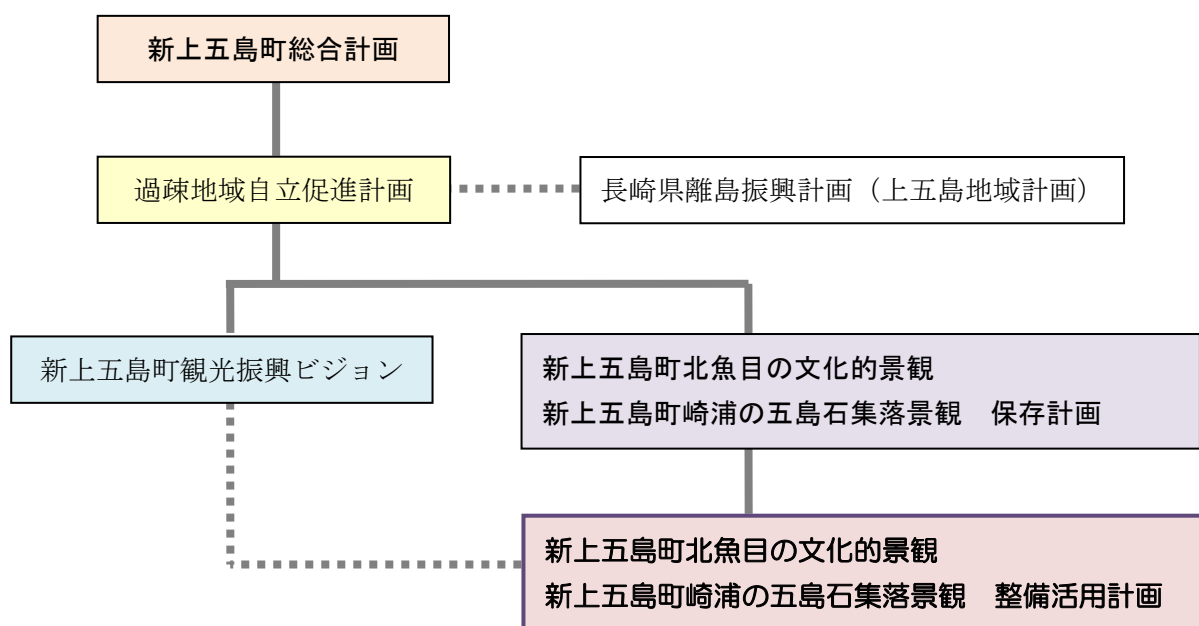
地域の魅力を活かした体験型観光での交流人口の拡大を図るとともに、地産地消による島内経済の循環、環境対策、伝統文化・芸能の継承などにより、地域の活性化を図っていくとしています。また、子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに合った生活環境や医療・福祉の充実、雇用機会の拡充、地方分権時代への対応など、生活の質の向上と自立を目指し、すべての人が住みよいまちづくりを目指していくとしています。

上五島地域の離島振興の基本理念「つばき香り豊かな海と歴史文化を育む自立するしま」

基本的方向性を以下の様に示しています。

- I にぎわいを創る地域交流の促進
- II 安全、便利、快適な生活環境づくり
- III 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
- IV 自立する産業の育成、雇用の確保
- V しまの誇り・文化の育成
- VI 参加と行動による協働のまちづくり

具体的な関連施策には空き家の有効活用や廃屋対策。水産業、農林業、商工業の振興により就業機会の拡大・定住促進を図る。地域が有する貴重な有形・無形の伝統文化を保存・継承する施策の充実に取り組むなどがあります。



2 地域づくりの将来像

崎浦地域は昭和56年に頭ヶ島空港が建設され、頭ヶ島大橋がかけられると同時に地域内の道路整備が進み交通事情が好転しました。そのことが過疎化の要因の一つとも考えられます。少子高齢化が進むことにより地域の活力が低下し、各集落も衰退してきています。赤尾、友住、江ノ浜はそれぞれ60から100世帯ほど、人口も110人から170人程が暮らしていますが、頭ヶ島は10世帯17人と非常に少なくなっています。

地域の主要産業は石材業から遠洋漁業、沿岸漁業へ移行するなか、地域外へ職を求めるなど、産業構造の変化や過疎化の進行、石材加工場の消失や農地の不耕作化、集落内の空き家増加など活気もなくなりつつあります。

人口減少を少しでもくい止め、次代を担う住民を増やすことが最も望まれるものです。そのためにも高齢者も安心して住め、利便性に配慮した生活環境の向上を図ることは必要ですが、新上五島町全体で見ても人口減少が進み過疎化が進行しているところであり、中通島の東端部に位置する崎浦地域は一層厳しい状況です。

崎浦の地域内住民の力だけでは今後の文化的景観の維持保存は厳しいと思われ、文化的景観の保存に関しては交流人口の増加から地域づくりに加わる人々を増やし、地域の活性化を目指します。地域づくりに参加するということは必ずしも石材業や農漁業など実際の作業を行うことに限ったものではなく、現地の風景を見て、地元の人々と触れ合うことで新上五島町の文化的景観を理解し、それぞれの友人知人など周囲の人々に伝え関心を持ってもらうことから始まるものです。

そのためにも景観を活かした観光産業などを通じ、頭ヶ島天主堂をはじめとした砂岩を利用した集落景観など文化的景観の価値を示すものをしっかりと伝えることが重要です。

定住化促進事業、地元特産品を使った商品のブランド化や販売促進事業、様々な年代やグループに対応した観光事業等の施策を展開し、町全体で活性化を目指します。

3 整備・活用の基本的な考え方

本計画は、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」の歴史的な集落の形成と生業を視野に入れつつ、中通島の東部一帯の「重要文化的景観選定範囲」について、今後の整備・活用のあり方を示すものです。

重要文化的景観選定範囲は、新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画や新上五島町景観計画、自然公園法など既存の法令などに定められた行為規制により保護されており、また、振興計画や過疎地域自立促進計画、観光振興ビジョン等の各種の計画に基づいて整備や地域振興の施策を行っているところです。

本計画はそれらの取り組みと連携しながら、将来に向けて望ましい文化的景観の形成を図る観点から、既存計画や法令に定められていない部分についても付加し、充実させることとします。その基本的な考え方となるポイントを以下に示します。

重要文化的景観は、集落を形成する建築物や採石場、石材産業関連施設、及び農地・漁労のための生産施設や道路・港など公共施設が含まれます。これら特有の有形要素の減少を食い止めること、また現状を保ちつつ整備・活用していくことが最も重要となります。

これらの有形諸要素と、生業や生活様式、風習等の無形の諸要素が一体となってその土地特有の雰囲気や場所の特性をあらわしているので、単に目に見えるものだけで捉えることはできません。個々の有形要素と無形要素が有機的に組み合わせられ、まとまりを持つ総体として成り立っています。

生活・生業にまつわる歴史性を継承しつつ、今日的なあり方を模索し未来へ向けて発展させていくことが重要文化的景観の整備・活用において必要となります。

また、崎浦地域の頭ヶ島天主堂は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として世界遺産暫定リストに記載され、その構成資産となっています。既に観光客等の来訪者も多く見られるようになりましたが、地域に滞在することなく教会周辺の見学に終わることも多く、これら来訪者が崎浦全域の文化的景観に触れる機会を増やし、地域に滞在することによって活性化を促す仕組みを整える必要があります。

ハード施策

定住や生業を継続するための生活基盤の整備を行うと同時に、これまでに積み重ねられてきた歴史と文化が作る景観を保存しながら地域づくりを進める必要があります。そのため、景観計画及び文化的景観保存計画に示した景観形成基準に則した整備を進めます。

ソフト施策

文化的景観の価値は人々の生活や生業が継続的に行われることによって保たれているものです。地域住民をはじめ、町内外の人々に文化的景観の価値への理解を深めるための取り組みから、地域の活性化や特産品開発、石材加工や農漁業体験施策など、産業や文化など様々な施策を一体的に進めていくこととします。特に文化的景観は観光資源としての側面をもつと考え、崎浦への来訪者や滞在者を増やすことから始めます。

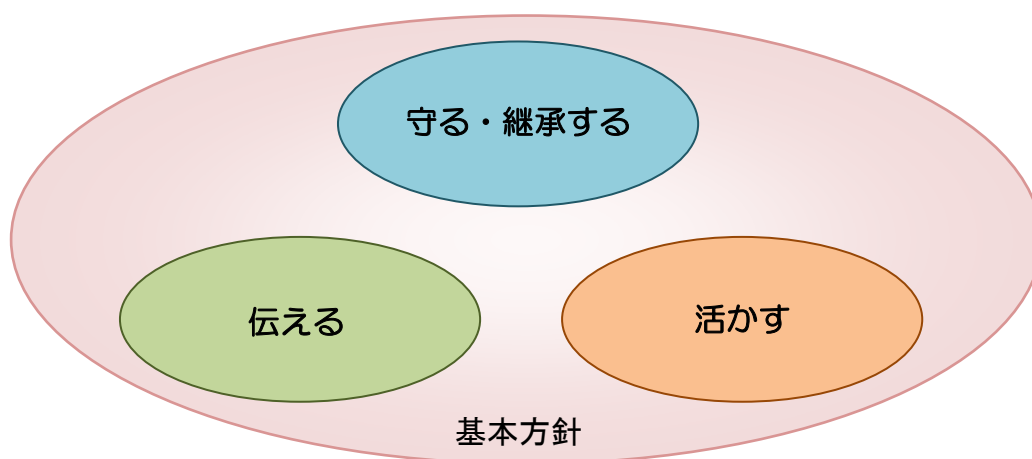
第4章 整備・活用の方針と方策

1 基本方針

基本理念に定めた『豊かな自然に育まれたふるさとの“イシ（石と意志）”を受け継ぎ、次世代へ活かす地域づくり』をコンセプトとし、文化的景観を活かした地域の振興を目指すために、基本方針を定めることとします。

参考として、整備・活用の基本方針については、「文化的景観保存計画」において、自然的観点と集落及び生活・生業的観点の二点から様々な方針を掲げています。特に集落及び生活・生業的観点から、地元で採れる砂岩で作られた石畳や石垣、石塀、腰板石などの特徴ある景観の要素を保存・整備することが重要であり、それらを活かす取組みについての必要性が掲げられています。また第2章の「現状と課題」に取り上げた課題を克服していくことが、文化的景観の整備・活用に繋がることも念頭に入れつつ整理を行います。

以上を参考にしながら、以下の基本方針を掲げることとします。



(1) 守る・継承する

文化的景観は、人々の営みが自然環境に働きかけることによって生まれた景観であり、人間がそこで生活していくことで、守っていかなければなりません。先祖が築き上げた景観や生業の技術を後世に継承していかなければ、文化的景観を保存していくことはできません。生業によって生まれた100万個の石のある景観という崎浦地域にしかない特色ある景観を守ることが必要であり、住民と行政が協力して考えていかなければなりません。

(2) 伝える

文化的景観の価値は、そこに住んでいる人にとって当たり前にある風景であるためわかりづらいものです。価値をよく理解してもらい、子や孫達に伝えていく方策を取らなければなりません。また、初めて訪れた人にとっても、どうしてこのような景観が生まれたのかを知ってもらわなければ、価値は伝わりません。価値を伝えるためには、ガイドの育成や価値をよく表している場所に案内サインを設置するなどの措置が必要です。また、「崎浦の五島石集落景観」という国の重要文化的景観に選ばれた場所があることを全国の人に知ってもらうことも必要であるため、情報発信の強化も行わなければなりません。

(3) 活かす

重要文化的景観に選定されたことを契機に、それを活かす取組みを考えなければなりません。文化的景観は「生活・生業によって生まれた景観」であるため、特色ある生業によってもたらされた物（石材業）に対して、更に重要文化的景観の選定範囲内で作られた物という付加価値をうまく利用していかなければなりません。

2 方策

基本方針である【守る・継承する】・【伝える】・【活かす】の三つの柱をもとに方策を示します。

(1) 守る・継承する

①生業に関わる伝統の継承

石材業に関して、それぞれ昔から伝わる技術等の伝統を記録に残したり、保存会や語りべを作るなどの継承を推進します。

②U I ターン^{※1}の促進

崎浦地域は、上五島の中でも特に少子高齢化が進んでいる地域です。空き家も増加しており、このままでは家屋の減少から集落景観の喪失につながるようになります。家屋の維持または集落を維持していくため、空き家情報などの提供に力を入れるなどし、U I ターンを促進します。

③景観を守る

今ある景観を守るため、景観を阻害している箇所等を取りまとめ、修景に取り組めます。

④文化的景観の特色を守る

重要構成要素の修理・修景について、また腰板石家屋や石畳・石垣等の整備等について方針を定めます。

⑤生活を守る

人間が生活してこそその文化的景観であるため、住民が安全で安心して住むことができる生活環境の整備を推進します。

(2) 伝える

①情報発信の強化

町のHPやSNS^{※2}等を利用し、文化的景観の魅力を全国に発信します。

②散策コースの設定

文化的景観の価値を十分に伝えることができる散策コースを設定し、ルートマップ等を作成します。ただし、ルート上には住民の生活スペースも含まれることが予測されるため、十分な理解と協力が必要となります。また、既存の観光ルートに選定範囲を組み込んでもらえるよう各関係者に働きかけを行います。

③案内サインの整備

標識及び説明板を設置する箇所を検討します。また五島広域を視野に入れつつ崎浦地域に合う標識及び説明板のデザインも検討する必要があります。

④ガイドの育成・受け入れ体制の整備

住民を対象としたふるさとガイドの育成やガイド養成講座等での文化的景観に関する研修を推進します。

⑤インフォメーション施設の整備

情報発信や交流拠点となる施設の整備を検討します。崎浦地区内には案内施設や体験施設等も不足しているためこれらの施設を整備します。

(3) 活かす

①砂岩を使った石材業への支援

関係部署と協議し、石材業に対しての新たな方策を講じます。

②文化的景観を活かした特産品等の開発

砂岩に特化した新たな特産品の開発に取り組みます。

③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施

砂岩を利用した体験事業や、地域の特色を生かした継続可能なイベントを行います。

④世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」との連携

文化的景観の範囲に含まれる頭ヶ島天主堂が世界遺産候補となっており、登録に向けた様々な事業を文化的景観としても連携して行います。

⑤北魚目の文化的景観との連携

同じ町内に趣を異にする2つの文化的景観があり、お互いに交流を深めたり連携することによって相乗的に文化的景観の保護と地域の活性化を目指します。

※1：Uターンとは、もとの場所に逆戻りすることを指し、ここでは故郷へ帰ってくることを指す。

Iターンとは、都会生まれの人が地方に移住することを指す。

※2：HPとはホームページ(home page, homepage)のことであり、インターネット上にある様々な情報をコンテンツとして提供するデータベース。政府機関や自治体による情報提供をはじめ、民間企業による自社活動の紹介や商品のPR、個人による情報の発信などに利用されている。

SNSとはソーシャルネットワーキングサービス(Social Network Service)のことであり、インターネット上で構築された社会的ネットワークのこと。コミュニケーションの場を提供しているサービス。

「崎浦の五島石集落景観」整備活用計画

基本理念

基本方針

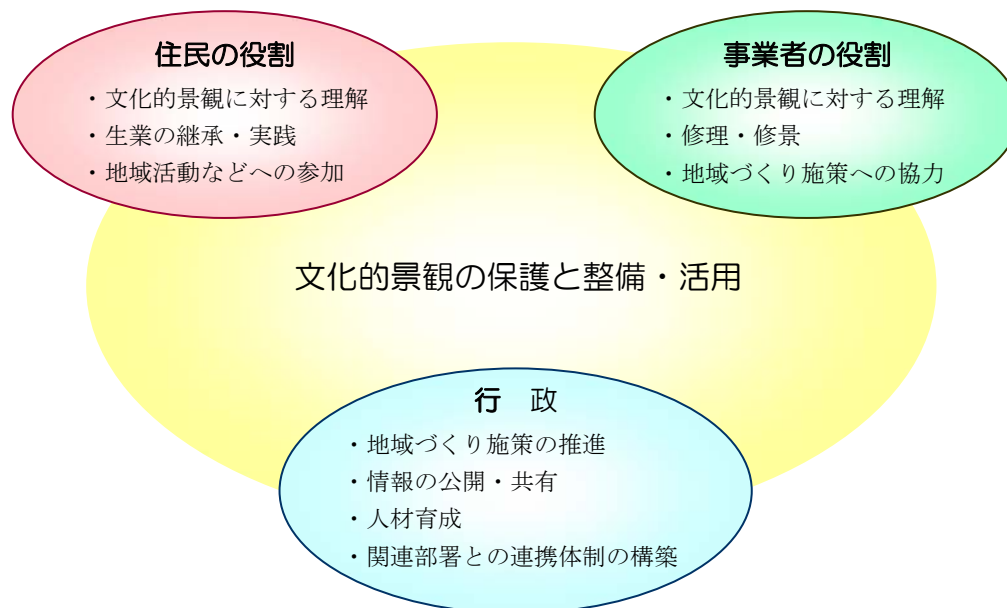
方策

豊かな自然に育まれたふるさとの「イシ（石と意志）」を受け継ぎ、次世代へ活かす地域づくり	守る 継承する	①生業に関わる伝統の継承 ●定期的な座談会等の実施 ●記録として残す ●語りべをつくる ●保存会の立ち上げ及び運営の支援 ②U I ターンの促進 ●U I ターン事業及び空き家情報の充実 ③景観を守る ●守るべき景観 ④文化的景観の特色を守る ●重要構成要素の保護・管理体制について ●重要構成要素の修理・修景について ⑤生活を守る ●生活環境の整備
	伝える	①情報発信の強化 ●H PやS N S等使った文化的景観の情報発信 ②散策コースの設定 ●ルートマップの作成 ③案内サインの整備 ●標識・説明板等の設置 ④ガイドの育成・受け入れ体制の整備 ●観光ガイドの育成 ●地域ガイドの育成 ⑤インフォメーション施設の整備 ●情報・交流拠点となる施設の設置 ●既存施設の有効利用
	活かす	①砂岩を使った石材業への支援 ●新たな方策の構築 ②文化的景観を活かした特産品等の開発 ●砂岩を利用した新たな特産品の開発 ③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施 ●体験事業の実施 ●地域一体となったイベントの企画・実施 ④世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」との連携 ●世界遺産登録事業と連携した各種事業の展開 ⑤北魚目の文化的景観との連携 ●2つの重要文化的景観選定地区の存在を活かしたまちづくり

第5章 整備・活用の具体的な計画

1 推進体制の整備

重要文化的景観を保護しながら整備・活用を推進するためには、行政が文化的景観を活かした地域づくり施策を推進するだけでなく、そこに住む住民や事業者が文化的景観について理解し、生活や産業のなかで継承していかなければなりません。以下に整理する役割を、住民、事業者、行政がそれぞれ担うことで、文化的景観の整備・活用の推進に努めます。



文化的景観の保護と整備・活用の推進体制

(1) 住民の役割

文化的景観の継承は、本地域の歴史や文化または素晴らしい自然環境を、住民自らの手で子や孫に伝えて行くことが重要です。そのためには、住民一人ひとりが地域の歴史と伝統文化に対する理解を深め、先祖が築き上げた景観を継承し、日々の暮らしの中で、できることから実践していくことが望まれます。

また、住民は、行政と協働のパートナーであるとの自覚と責任を持って、地域のコミュニティー活動をはじめ、保存会やまちづくり団体などの多様な活動を通し、文化的景観の整備・活用の取組みに積極的かつ主体的に参加することが求められます。

(2) 事業者の役割

民間事業者も住民の役割と同様に、行政、住民と連携し、文化的景観の整備・活用の取組みに積極的かつ主体的に参加することが求められます。

特に、民間事業者等においては本地域の文化的景観の価値について理解するとともに、行政が進める施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向け、建築物等を建てる際にも建設事業者が行う景観への配慮や、地域の特産品の開発や販売に努めるなど各種の産業においても文化的景観としての生業・文化の価値を継承するための事業を展開することが望まれます。

（３）行政の役割

文化的景観を活かした地域づくりを念頭に、保存・整備・活用に取り組むこととします。施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を推進し、住民や事業者等と情報を共有して、様々なニーズの把握に努めます。

また、住民・事業者等と行政の協働による文化的景観の保存・整備・活用の取組みを行うため、各種啓発事業を積極的に展開するとともに、住民をはじめ、町内外の人々や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成に努めます。

さらに、文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する町内担当部署との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制作りを行うこととします。

また、文化的景観の保存や整備を行う際に、新上五島町文化財保護審議会、新上五島町景観審議会などの各関係審議会に必要に応じて諮るとともに、文化庁、長崎県その他関係機関とも連携し、文化的景観の保存や整備・活用を実現するための事業や取組みを進めます。

2 整備・活用に関する事業の概要（短期・中期・長期）

前章で示した文化的景観整備・活用の方針や方策については、住民や行政などそれぞれの役割のもと事業として進めます。

文化的景観を訪れる人のためや住民への周知・理解など先行的に行うべき事業と、検討期間を要する内容や、地域内の機運や熟度を要する事業など様々であり、保存のために緊急性があるものや、文化的景観を理解する上で必要なものなど、効果的なものなどから順次事業化を目指します。

文化的景観の保護は地域の住民の理解と地域文化の継承から始まるものであり、文化的景観を理解してもらう事業や来訪者への案内など早急に取り組むべき事業から進めます。

また、施設整備など既存の建物を利用するなど所有者との協議や、住民との協力で進める事業などは中・長期的視野をもって整備を行います。

住民アンケートやヒアリングからも過疎化や高齢化による地域活力の低下が進み、これまで行われてきた生業の継続にも不安を感じている住民は少なくありません。また、人口減少に伴って空き家も多く見られるようになり、このままでは文化的景観の特徴である腰板石を持つ家屋も少なくなってしまう。これらの文化的景観の価値が失われないように「UIターンの促進」「文化的景観の特色を守る」を重点施策として進めます。また、頭ヶ島天主堂をはじめ白浜地区は世界文化遺産候補であり、世界遺産登録に向けた事業と連携して文化的景観を守ることも重点施策とします。

方針	短期 1年～3年	中期 4年～6年	長期 7年～10年
守る 継承する	①生業に関わる伝統の継承	事業の継続	
	②UIターンの促進	事業の継続	
			③景観を守る
	④文化的景観の特色を守る	事業の継続	
			⑤生活を守る
伝える	準備期間	①情報発信の強化	事業の継続
	②散策コースの設定		
	③案内サインの整備		
		④ガイドの育成・受け入れ体制の整備	事業の継続
		⑤インフォメーション施設の整備	
活かす		①砂岩を使った石材業への支援	
		②文化的景観を活かした特産品等の開発	事業の継続
	準備期間	③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施	事業の継続
	④世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」との連携		
	⑤北魚目の文化的景観との連携		

3 整備（修理・修景）活用について

基本方針 <守る・継承する>

①生業に関わる伝統の継承

●定期的な座談会等の実施

文化的景観については、これまでも住民に対して周知を行ってきましたが、まだ十分に理解して頂いていない状況です。

文化的景観の理解と、住民自らの保存に対する意識の向上を目指して文化的景観について勉強会を定期的に行います。理解を深めることによって、文化的景観の整備と活用についても住民からの発意が生まれます。来訪者に対しても文化的景観の良さを伝えることができ、地元のガイド育成にもつながります。

また、これまでに選定された県内外の文化的景観先進地への視察を検討します。各地の保存会などとの情報交換や交流などを行い、先進地の状況などを参考にすることによって、崎浦らしさや地域の資源としての再認識を行います。

●記録として残す

文化的景観の記録として、砂岩を使った建築物や工作物の築造年や経緯について調査し、また生業については当時行われていた砂岩の採石方法や加工方法、運搬方法、販売状況のほか、漁業や農業に関する人々の暮らしなどを調べ、記録保存を行います。

これまでのように報告書等にまとめることが考えられますが、例えば映像ライブラリや絵本など、子どもから高齢者まで多くの人が気軽に楽しみながら学習できる記録資料の作成も検討します。

<映像記録>

地域の人々をはじめ、町民が地域の歴史を学べるよう崎浦の伝統産業をまとめます。

文献としての記録も重要ですが、地域住民や来訪者にも見てもらえるような、映像としての記録を残します。石材加工方法や農漁業の方法なども実演やヒアリングなどで映像化を検討します。

記録映像はDVDなどのメディアとして図書館ライブラリや役場などの公共施設、フェリーターミナルなど町民や観光客等に気軽に見てもらえる場所での上映も考えます。



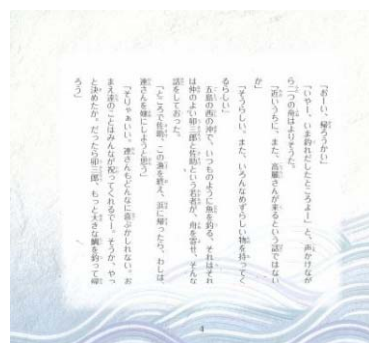
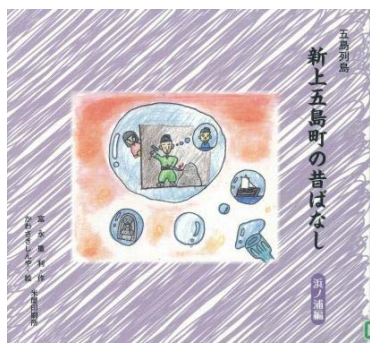
解説を入れた映像記録の作成



フェリーターミナルなどで上映

＜絵本作成＞

上五島に伝わる昔話を絵本にし、崎浦の石材業のはじまりとなった話や、頭ヶ島教会建設の話なども絵本にすることにより、小さな子どもも地域の歴史に触れる機会を増やします。



上五島の昔ばなし（絵本）

●語りべをつくる

地域に長年住み続けてきた方や石材産業に係わっていた方を中心に、人々の暮らしぶりや、採石の方法・加工の仕方など、昔から地域に伝わる「こと」や「もの」を語り伝える「語りべ」になってもらえるような取組みを検討します。また、ガイド育成とも関連しますが、住民を対象に崎浦の砂岩に関する歴史を勉強してもらい、来訪者や子どもを対象にした「語りべ」となる人物の育成も検討します。さらに、小学校、中学校と連携し、地域に残る貴重な文化財を学ぶ機会を設け、文化的景観を未来へ引き継いでいく意志を醸成する活動に取り組めます。



住民による集落の紹介の様子（長崎新聞 H25. 3. 3）



語りべによる話し（豊後高田市 田染荘）

●保存会の立ち上げ及び支援

石工技術の継承、砂岩が崎浦の町並みに使われている風景、先祖が砂岩を切り出した採石場跡など、崎浦の景観の特徴である「100万個の石のある景観」を自分たちの手で守っていくために地域住民を主とした保存会等の設立を目指します。

保存会の設立にあたっては、地域住民の中でも様々な立場の人が参加し、行政や専門家の応援や町外からも参加できるような開かれた懇談会を定期的に行き、様々な活動を通じた中で、保存会としての立ち上げを目指します。保存会はより公的な活動の展開を行うため、NPO法人化することを検討し、守るだけではなく情報を発信し、また自主運営できる体制を目指します。



NPO 法人大谷石研究会（栃木県宇都宮市）

NPO 法人宇佐美江戸城石丁場遺跡保存会
（静岡県伊東市）

既に選定されている全国の重要文化的景観地区では、様々な保存会が組織されており、地域づくりや町おこしのために活動を行っています。将来的には、そのような保存会との交流を図り、情報交換や新たな取組みに繋げていけるような体制を整えることとします。

②U I ターンの促進 【重点施策】

●U I ターン事業及び空き家情報の充実

地域の活力を維持向上させるためには、担い手育成などを念頭に人口の減少を止めなければなりません。地域に貢献できる人を確保するため、都市と田舎の交流を活発化させ、都市からの協力体制を整える必要があります。新上五島町では平成17年度から毎年、「田舎暮らし体験ツアー」を実施し、県内外の本町に関心がある方がツアーに参加しています。現在は様々な体験や既に上五島へIターンした方との交流会を行い、定住に向けた相談に対応しています。この活動を継続することで、崎浦の人口減少を少しでも食い止め、地域活動に貢献していただく人の確保に繋がっていくことが大切です。

U I ターン情報については、町のホームページだけではなく、長崎県のホームページ上でも行っており、今後は様々な情報源を利用して町に関心を持ってもらえるよう努めます。また、新たな取組みとして崎浦地域の魅力を伝えることや空き家情報の提供等を住民の協力を得ながら行っていく予定です。



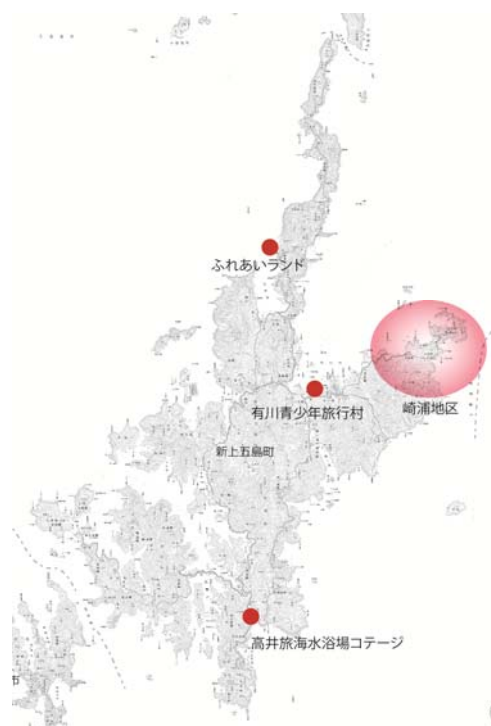
田舎暮らし体験ツアーの様子（H25 年度）

田舎暮らし体験ツアーのチラシ
（H25 年度）

長期間使用できる公共の体験宿泊施設は、曾根のふれあいランド、有川青少年旅行村、高井旅海水浴場コテージなどですが、夏場は観光客も多く使用できません。崎浦の五島石集落景観範囲内に長期間宿泊できる施設の設置を検討し、崎浦についてさらに理解を深めてもらう良い機会を提供できるよう取組みます。



田舎暮らし体験ツアー（空き家見学）



③景観を守る

●守るべき景観

崎浦の山や海、海岸などの素晴らしい自然景観とともに、各集落の木造家屋や砂岩を使った町並みの景観を守っていく必要があります。例えば、友住の石畳やその周囲にある石垣や石塀など、砂岩を使用した一体的な集落景観は、一部修景を加えつつ、砂岩を使用した形で守っていかなければなりません。

<景観形成の方針>

- ・西海国立公園の範囲や周囲の自然景観を守る。
- ・一般の建築物や工作物については、新上五島町景観計画の重要景観計画区域の景観形成基準に従った修理・修景や新築・改築等を行う。



頭ヶ島白浜集落とクロコ島



崎浦地域と有川湾



友住石畳



友住の石垣・石塀

守るべき景観とは別に損なわれた景観を取り戻す必要もあり、それらを修理・修景といった行為で直していくことを検討します。修理・修景などの地域の景観形成の方針を立てる必要があります。



孕神社のコンクリート塀



中途半端に意匠を加えた防波堤

④文化的景観の特色を守る 【重点施策】

●重要な構成要素の保護・管理体制について

崎浦の五島石集落景観の特徴をよく表した物件は重要な構成要素として指定しており、適切な保護・管理体制の構築が必要です。また、定期的な巡回を行い、各構成要素の状況を把握するとともに、必要に応じて、大雨や台風などの自然災害から守るために事前の備えを行います。



腰板石家屋のペンキ塗装



赤尾 MI氏宅

●重要構成要素の修理・修景について

個人所有である家屋や、生業のための生産施設、石垣や石畳などは破損状況に応じた緊急性を把握しながら、今後は修理・修景基準を定めて適切な保護を進めます。

＜修理修景の方針＞

- ・重要な構成要素は現状維持を基本とし、破損箇所等は文化的景観に合わせた修理修景とする。
- ・生業に係る敷地内の動線や配置などは、伝統的なものを踏襲する。＜保存計画P I -56等参照＞



江ノ浜薬師堂



赤尾 HK氏宅

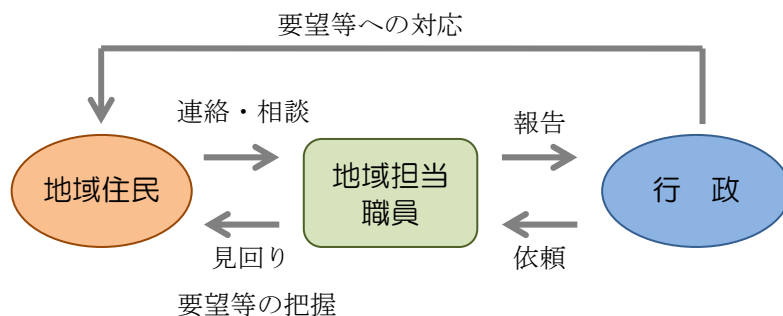
⑤生活を守る

●生活環境の整備

文化的景観は自然や風土に対し、人々の営みが作用することによって生まれた景観です。言い換えれば、人々が住んでいない地域や場所には文化的景観は生まれません。また、居住しなくなれば、文化的景観はいずれ喪失してしまいます。よって、いま現在、文化的景観選定範囲内に住んでいる人々の生活環境を守ることが、文化的景観の保護に繋がることを考え、様々な支援体制の構築を目指します。

＜具体例＞

- ・住民の要望に対する迅速な対応環境づくり（地域担当職員制度の活用等）
- ・道路や集落の草刈りなどの環境美化活動の推進（行政による支援）
- ・住民活動に関する支援強化
- ・協働のまちづくりを積極的に推進



基本方針 <伝える>

①情報発信の強化

●HPやSNSを使った文化的景観の情報発信

文化的景観の魅力を全国に発信すべく、町公式HP（ホームページ）上で文化的景観に関する特集ページを作成します。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト等を通じ、文化的景観の特徴や価値を紹介し、広く周知することを目指します。さらに、文化的景観の「今」を伝えるべく、地域行事や保存会などの活動状況紹介や、イベント等の開催告知に利用していきます。



市のHP上にある文化的景観の特集（福岡県豊前市）



SNSの活用（五島市久賀島）

<その他の情報発信>

- ・ 文化的景観を紹介する写真展、パネル展等の実施。
- ・ 既存のパンフレットのほかに、ガイドブックや散策マップの新規作成。
- ・ 一般の観光パンフレットに文化的景観紹介記事の掲載。
- ・ 情報弱者のために、広報誌などのイベントの告知や報告を行い、定期的に文化的景観の特集を組む。

文化的景観紹介パネルの展示
（有川フェリーターミナル）

棚田のガイドブック（葦野の棚田）

②散策コースの設定

●ルートマップの作成

来訪者に対し、崎浦の五島石集落景観の魅力を伝えるために散策コースを設定します。

集落内をくまなく散策するコースと、文化的景観を構成する4つの集落を概略的に廻るコースの二つを設定し、様々な来訪者に対応できるコースを考えることとします。

ただし、集落内を廻るコースは、地域住民と十分に協議し設定することとします。



集落別文化的景観散策マップ(案)

また、崎浦の五島石集落景観は海岸線に露頭する砂岩を用いることで生まれた景観です。海岸線には採石した痕跡やダイナミックな砂岩の露頭を見ることができるため、海上クルーズによるコースの設定も検討します。ただし、船の利用は天候や費用等検討すべきことが多いため、モニターツアーなどを実施し、ルート設定を検証することとします。

さらに、海上からだけではなく、陸路からも採石場跡を見学できるコースの整備も検討します。

最終的にコースが設定された際は、集落を散策するコースと海上をクルーズするコースを合わせた一つのルートマップとしてパンフレット化することを検討します。



砂岩の採石場跡



海上からの採石場跡の見学



頭ヶ島ウゴラの採石場跡の見学

③案内サインの整備

●標識・説明板等の設置

集落を散策する際に、わかりやすい統一した案内サインを整備します。案内サインも文化的景観の全体を紹介する「総合案内サイン」や、各集落や構成要素、また歴史的・文化的資源に対する「解説サイン」、「記名サイン」、各集落間や集落内を分かりやすく廻らせるための「誘導サイン」等に分け、それぞれを適所に配置します。

サインの整備にあたっては、五島列島の広域景観に配慮しながら、崎浦地域の風土や景観に合ったデザインとし、地域の特徴を表す砂岩の積極的な利用促進を検討します。

設置場所については、地元と協議しながら、散策コースと連動した適切な場所に設置します。

総合案内サイン



重要文化的景観「石見銀山」(大田市)



重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」
(豊後高田市)

解説サイン



重要文化的景観「石見銀山」(大田市)



重要文化的景観「蕨野の棚田」(唐津市)

記名サイン



友住石畳



重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」
(豊後高田市)



重要文化的景観「蕨野の棚田」
(唐津市)

誘導サイン



白川郷・五箇山の合掌造り集落（岐阜県白川村）



重要文化的景観「蕨野の棚田」（唐津市）

④ガイドの育成・受入れ体制の整備

●観光ガイドの育成

現在町内には「上五島ふるさとガイドの会」があり、これまでに観光ガイド養成講座の開催や島外研修を行うなど、人材育成とおもてなしの心を提供するガイドを育成しています。

今回新しく選定された崎浦の五島石集落景観についても適切なガイドが必要となりますが、文化的景観は、「当たり前にある風景であるため、価値がわかりづらい」という話をよく耳にします。

文化的景観を見学するために訪れた人々に対し、適切な案内をすることで、地域の魅力発信にも繋がりますので、文化的景観の価値を十分に説明できるガイドの育成が必要です。これまで以上にガイド養成講座等を積極的に行い、更なる質の向上に努めます。



「上五島ふるさとガイドの会」研修会



ウォーク&クルーズの様子

●地域ガイドの育成

来訪者を受け入れる体制としては、地域住民の協力が必要です。住民自らが文化的景観の価値を理解し、それを伝えることは、来訪者にとって更なる理解を生み、印象づけることに繋がります。レンタカーを利用する個人客やタクシーなどの小規模なグループにも対応できる地域ガイドの育成も目指していく必要があります。

⑤インフォメーション施設の整備

●情報・交流拠点となる施設の設置

文化的景観の概要を説明できるインフォメーション施設の設置に取り組みます。

インフォメーション施設には、崎浦の五島石集落景観を説明したパネルの展示や、パンフレット、散策マップ等を置くほか、石工に関する資料や民具等の展示を検討します。また、教室や校庭をアトリエとして開放し、砂岩の加工体験や作品作りの場として利用してもらうことも考えられます。さらに、保存会や地域ガイド等の事務所や問合せ窓口など様々な機能を集約し、地域活動の拠点となるような施設を目指します。

●既存施設の有効利用

インフォメーション施設の設置にあたっては、民家や廃校等の既存施設を有効利用することを検討します。その中でも、旧崎浦小学校は崎浦の4集落の中央に位置し、最適な場所と考えられるため、地域住民の理解を得ながら、利用を検討します。



基本方針 <活かす>

①砂岩を使用した石材業への支援

●新たな方策の構築

上五島には地元産出の砂岩があるということの積極的な周知を行います。上五島から運び出された石材は、長崎市内のオランダ坂やグラバー園などにも使われているとされており、砂岩を通して崎浦の五島石集落景観の知名度を向上させる機会になります。

近世以降、道路の舗装材や建築資材として使われたように、各種の公共工事等に砂岩が利用されるよう、地元業者の協力を仰ぎながら働きかけ等の支援を行います。

また、砂岩は比較的加工しやすい性質であり、事業者や行政、更には大学や研究所等を含め、特性や風合いを活かした様々な利用法の研究を検討します。

現在、町では新たな産業として起業できる支援体制に産業企業支援事業補助金制度があります。しかし、平成26年度までの時限制度であり、今後は新たな起業に対して支援を続けられるよう補助制度の創設を検討します。



砂岩を使った顕彰碑（曽根郷）



県道沿い法面に砂岩を使用



長崎市内では多くの砂岩が使われている。（出島の状況）

②文化的景観を活かした特産品等の開発

●砂岩を利用した新たな特産品の開発

砂岩を使った土産物品や工芸品の開発を行います。現在は地元の砂岩を原料とした陶製の小物を町の土産物品店等で販売している業者もありますが、品数及び種類とも数が限られています。

具体例としては、砂岩を使用して作られた代表的な建物である頭ヶ島天主堂をモチーフにした特産品の開発など、文化的景観というブランドを活かし、この場所にしかない付加価値のある製品開発を推進します。

<既存の工芸品>

友住郷「潮騒工房」では、「上五島石」の名称で砂岩を使った工芸品を創作しています。文化的景観に選定されたことをPRの良い機会と捉えて、更なる活用を目指します。



有川港フェリーターミナルの売店に並ぶ
砂岩を使った土産物



潮騒工房の内部

<他の重要文化的景観地区で行われている特産品の開発例>

福岡県豊前市の「求菩提の農村景観」では、地元で栽培した「そば」を使って、そば饅頭を作り、近くの道の駅などで販売しています。

また、佐賀県唐津市の「蕨野の棚田」では、棚田米「蕨野」として現地にあり、注文を受け全国に配送しています。



③新たな体験事業の実施及びイベントの企画・実施

●体験事業の実施

現在も砂岩を使用した陶器の絵付け作業などの工芸体験が行われています。この他にも新たな体験事業を行うことによって、砂岩の周知や文化的景観の価値の伝達に繋がるよう取り組みます。

新たな体験事業の例としては、大きな砂岩を「割り矢」や「突きノミ」で割ってみたり、プレート状の砂岩を「ノミ」で削る彫刻体験などが考えられます。このような体験事業は、小中学校の総合学習の一環として取組むなど、学校教育との連携も図ります。また、来訪者をはじめ、町民も気軽に参加できるよう、イベントなどと併せた彫刻体験も検討する必要があります。



潮騒工房の絵付け体験

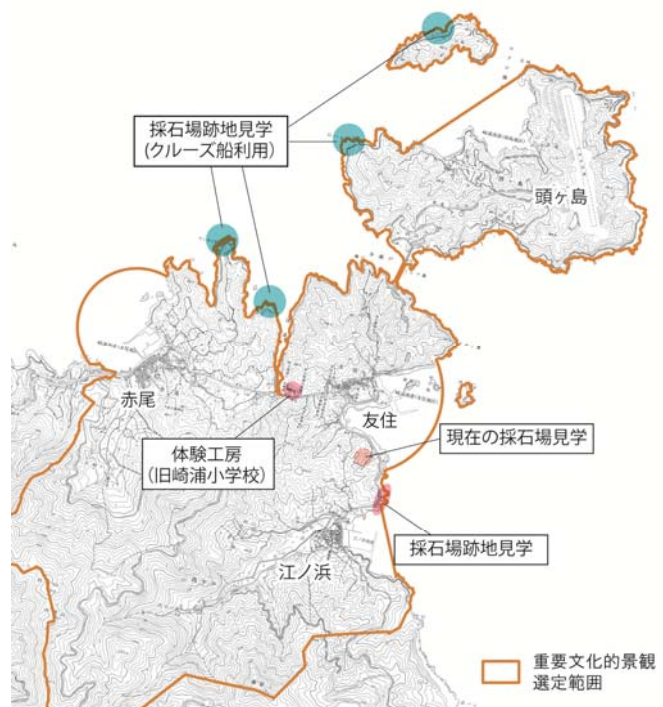


来待石の彫刻体験（島根県宍道町）

砂岩を使った割り石体験や簡単な彫刻などができる体験工房は、インフォメーション施設として検討している旧崎浦小学校にあわせて整備を検討します。来訪者が立ち寄った際に、ガイドによる解説やパネルなどで学習し、更に実際に加工体験することで文化的景観の価値に対する理解が深まります。

プレートなど小型の作品は持ち帰ることもできるようにします。また、大型の作品はイベントとして校庭に展示したり、数日や数回に分けて作業できるような環境の整備も検討します。

石材加工体験では実際に散策コースとして検討するクルージングコースなどと併せ、ロクロ島をはじめとした採石場跡や現在も使われている採石場見学も検討します。



●地域一体となったイベントの企画・実施

イベントを実施することで、来訪者に文化的景観の価値を伝え、イベントを通して地域の繋がりを、結束の深まりなど生まれるものがあります。

崎浦では砂岩をテーマとしたイベントを開催し、誰でも参加できる石切り体験や簡単な彫刻などの他、石の芸術家を招聘した彫刻イベントの実施を検討します。

また、地域の伝統的な祭りや行事と合わせたイベントの開催や、年間を通して定期的に彫刻教室（講習会）なども開催します。

文化的景観の周知と地域の活性化を図るため、他市町の重要文化的景観では様々なイベントが行われています。

高知県の四万十川流域の文化的景観選定では、季節に合わせイベントが行われており、津野町の「七夕まつり」では景観セミナーを開き、文化的景観の理解を深めて頂いた後、地元の方々のコンサートやちびっこ日本舞踊、カラオケ祭りなどを開催しています。

大分県豊後高田市の田染荘小崎では、稲作の年中行事にあわせ、田植え祭りや収穫祭を荘園領主（オーナー）に参加を呼び掛け、地域をあげてイベントを開催しています。



④世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」との連携 【重点施策】

●世界遺産登録事業と連携した各種事業の展開

現在、長崎県と熊本県及び関係6市2町で「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指し活動を行っています。その構成資産として、本町からは崎浦地域に存在する「頭ヶ島天主堂」が候補として挙げられています。

頭ヶ島天主堂が既に世界遺産候補となる暫定リストに登録され、町も「明日の世界遺産に出会う島 上五島」として観光に力を入れており、教会を中心とした観光ツアーも年々盛況となっています。頭ヶ島天主堂は崎浦地区の石造文化の最たるものであり、



頭ヶ島天主堂

地域文化の象徴と言えるものです。更に歴史的な石造の教会は国内でも例が少ないことが文化的景観の調査から明らかになっており、その点においても非常に価値があるものです。

世界遺産（候補）をも生み出した文化がある地域として、崎浦全体をイベントをはじめとした各種の事業を通して広くアピールし、石材産業や地域の活性化につなげます。



頭ヶ島天主堂の外壁に使われている砂岩

⑤北魚目の文化的景観との連携

● 2つの重要文化的景観選定範囲の存在を活かしたまちづくり

新上五島町内の北魚目地区には「北魚目の文化的景観」として重要文化的景観があり、同じ国選定の重要文化的景観があるということは、それだけ豊かな地域性と優れた景観を持つということです。

北魚目地区との交流や連携を密にし、それぞれの文化的景観を保存しながら地域の活性化を進めることは町全体の活性化にもつながります。また、町全体でも2つの文化的景観を守り、育てることが町民の誇りとなります。

2つの重要文化的景観の連携について、具体的には各種イベントを合同で行ったり、シンポジウムの開催などが考えられます。また、インフォメーション施設では北魚目の概要説明や案内ができるような整備を検討します。

崎浦の砂岩で作られた臼を使った、椿油の搾油体験や、カンコロ餅作りなど各種事業を行う事も考えられますし、北魚目産のカンコロを使って、崎浦でもカンコロ餅づくりの体験イベントを行うなどの相互交流も検討します。



有川湾を挟んだ崎浦と北魚目

4 モニタリングと計画内容の見直し

(1) モニタリング

本計画において、整備・活用における事業の実施状況と効果について、以下のモニタリング項目を設定します。また、文化的景観の価値の保護についても整備状況等のモニタリングを行うものとします。

モニタリング結果は毎年整備活用委員会や保存会、地域等に公表します。

指 標		詳 細 等
社会状況	人口	転入・転出状況
	高齢化率	
	産業別人口	
	幼・小中学生数	
構成要素の状況	重要な構成要素	現状変更数と内容
		保護状況
計画の進捗状況	勉強会の実施状況	回数・参加者数
	保存会・NPO等の立ち上げ	
	記録保存	
	語りべの育成	
	空家提供	紹介数・入居数
	※田舎暮らし体験ツアー者数	
	景観	修景箇所の状況
	生活環境	改良等の整備状況
	HＰ・SNSによる情報発信	更新回数・閲覧数
	パンフレット・ガイドブック作成	配布状況
	散策コース	コース数
		マップ作製・配布
	案内サイン整備	整備箇所・状況
	観光ガイド育成	研修会開催数
	地域ガイド育成	研修参加者数・ガイド数
		ガイド実績
	インフォメーション設置	箇所・状況
	砂岩利用状況	公共事業での使用状況
		その他使用状況
	特産品の開発	砂岩利用の特産品
	イベント企画・実施	石材加工等 開催回数・参加者
	世界遺産登録事業との連携	
	北魚目の文化的景観との連携	

(2) 計画内容の見直し

文化的景観の保全については、社会情勢や地域の実情に合わせ、随時検討しながら修正していく必要があります。よって、本計画の内容については定期的に見直しを行うこととします。

モニタリング項目ごとの見直しは基本的に毎年実施することとし、全体的な総括については3年を目途として実施することとします。

また、計画内容の見直しにあたっては、整備活用委員会、関係各課、住民それぞれの意見が反映できるようにします。

意見収集の方法について、整備活用委員会については委員会の定期開催、関係各課の意見については庁内連絡会議による意見交換、住民意見については座談会の開催やヒアリング、アンケート等による意見の収集を行います。

第Ⅲ部 重要文化的景観内での公共事業等について

第6章 公共事業における文化的景観への配慮

1 文化的景観の価値を保全・向上する整備のあり方

(1) 基本的な考え方

公共事業などの整備によって文化的景観の価値が失われることを防ぐため、文化的景観の範囲内で実施される公共事業等の整備事業デザインの調整を図ります。必要に応じて、整備活用委員会の専門委員や県、文化庁と協議を行い、検討することとします。

事業の実施にあたっては、「公共事業の実施プロセス」により、文化的景観に配慮したデザインの調整を行います。

文化的景観は住民の暮らしのうえで成り立つものであるため、生活環境整備などの事業による景観の変化は許容されますが、この変化が文化的景観の価値を損なわないようにしなければなりません。

整備事業等を行う際には、目に見える有形の景観的価値だけではなく、文化的景観の自然・歴史・生業・場所が持つ意味などの無形の価値を考慮する必要があります。

文化的景観範囲内の公共事業の整備においては、新上五島町景観計画の中で重要景観計画区域を設定し、景観形成基準に従った整備を進めています。また、国県道及び主要な町道、港湾・漁港施設を景観重要公共施設の対象として整備を行っています。「景観重要公共施設の整備に関する事項」を参考にし、文化的景観からの視点を考慮しながら実施することとします。

文化的景観範囲内の公共施設が「景観重要公共施設」に指定された後は、「景観重要公共施設整備指針」に沿って事業を実施します。

(2) 整備にあたって特に留意が必要な箇所

文化的景観の重要な構成要素や世界遺産登録への推進事業などは特に留意が必要な箇所です。(他の箇所についても留意は必要です。)

①頭ヶ島全域

頭ヶ島内には、世界遺産登録を目指す「頭ヶ島天主堂」があり、教会だけでなく、周辺景観（バッファゾーン）についても、登録に向けた評価の対象となり、特に文化的景観に配慮が必要な地区です。長崎県が作成している「世界遺産に向けた公共事業のあり方ガイドライン」等を参考にしつつ、実施していくことが必要です。

世界遺産登録推進の取組みなどにより、頭ヶ島天主堂を訪れる人は増加しています。特に主要地方道上五島空港線から白浜地区へ降りる町道は幅員も狭く、改良整備を求める意見もあり、公共交通機関の利用を含めた検討が望まれています。

海岸に整備された公園や休憩施設等の老朽化や破損も見られ、手摺などの破損個所の補修やビジターセンターなど建物壁面の色彩の検討も行われています。

整備に際しては住民の意見はもとより文化的景観の価値を損なわない様に十分検討し、使用する素材やデザインを工夫するとともに、住民等との協議を丁寧に行いながら整備を行っていきます。

2 公共事業等の事業実施プロセス

文化的景観範囲内で実施される公共事業等の整備事業については、原則として次の事業プロセスにより実施します。ただし、災害などで、緊急対応が必要な事業については専門の整備活用委員へ対応の指導を仰いだうえで、実施します。

＜文化的景観範囲内で行う一般事業の進め方＞

①住民の要望を正確に把握

事業担当部署は、住民が何を求めているか、問題となる要因は何か、改善すべきポイントなどを正確に把握します。

②文化的景観担当部署との情報共有

事業担当部署は、住民からの要望内容や必要な事業について、文化的景観担当部署と情報を共有します。

③景観へ与える影響の大きさの判断

文化的景観担当部署は、必要に応じて、整備活用委員会等と景観へ与える影響の大きさを協議し判断する必要があります。

④事業検討プロセスの報告

文化的景観担当部署は、協議結果及び事業実施の方向性について事業担当部署に報告し、事業方針を検討します。

⑤整備活用委員会での審議

文化的景観担当部署は、整備活用委員会を開催し、検討された事業方針について審議します。また、必要に応じ景観審議会において事業方針について協議します。審議の結果、再検討となった場合、指摘を基に再検討し、再度整備活用委員会に諮ります。

⑥県・文化庁への報告

文化的景観担当部署は、事業概要を県及び文化庁に報告し、必要に応じ協議を行います。県及び文化庁から事業方針に対し、指摘を受けた場合、文化的景観担当部署は、整備活用委員に報告し、対処方法を検討します。

⑦住民への回答

事業担当部署は、検討された事業方針を、要望のあった住民や関係者に対し説明し、問題点を解決する上で問題がないかを確認します。

⑧事業計画素案作成・予算確保

事業担当部署は、検討された事業方針を踏まえ、事業計画素案を作成し、予算要求を行い、予算を確保します。事業の設計においては、必要に応じ、景観アドバイザー等の助言を受けることとします。

⑨事業設計（基本設計・実施設計）

事業計画素案を基に事業設計についての検討（設計や工法、進め方など）を行います。必要に応じ、景観アドバイザー等も参加します。協議内容を基に事業担当部署は、事業設計を行い、文化的景観担当部署を通して、整備活用委員会に諮り、審議を行います。

⑩現状変更の手続き

文化的景観担当部署は、現状変更の手続きを行います。

⑪事業着工

事業担当部署は、事業計画に沿って事業を着工します。着工後、計画変更や現場検討が必要とな

った際は、整備活用専門委員や景観アドバイザーを交えた協議を行います。

⑫施工後の状況確認

住民、整備活用委員会は必要に応じて、現地視察し、施工後の状況を確認します。文化的景観担当部署は景観担当部署と現場を確認し、施工後の状況を把握します。

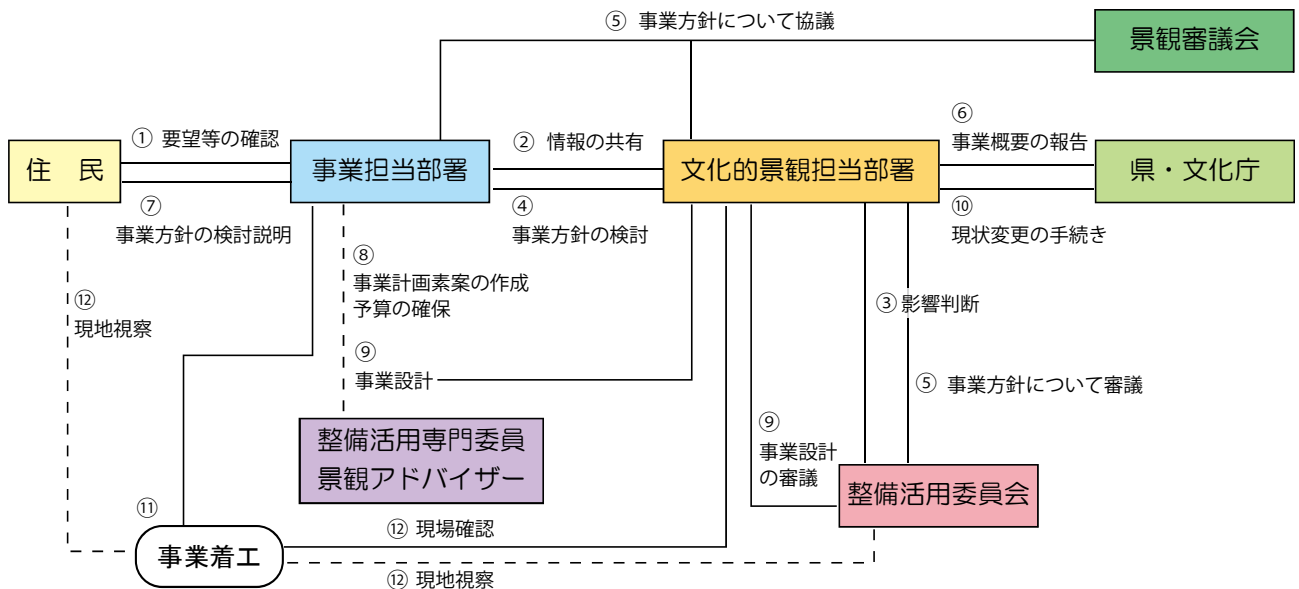


図 文化的景観範囲内で行う一般事業の進め方

<緊急に対応が必要な事業の進め方>

災害や劣化による損失・き損により、緊急に対応が必要となった事業については、時間的猶予がない場合、応急処置的な対応を取り、施工後に通常のフローで整備を進めます。

- ①事業担当部署は、文化的景観担当部署に事業概要を報告します。
- ②災害等による損失・き損の状況を県・文化庁へ報告します。
- ③文化的景観担当部署は、整備活用専門委員に応急処置としての対応方法について協議し、その対応方法について県・文化庁に報告します。
- ④事業着工。文化的景観担当部署は現地を確認し、後日、事業の様子を整備活用委員会に報告します。

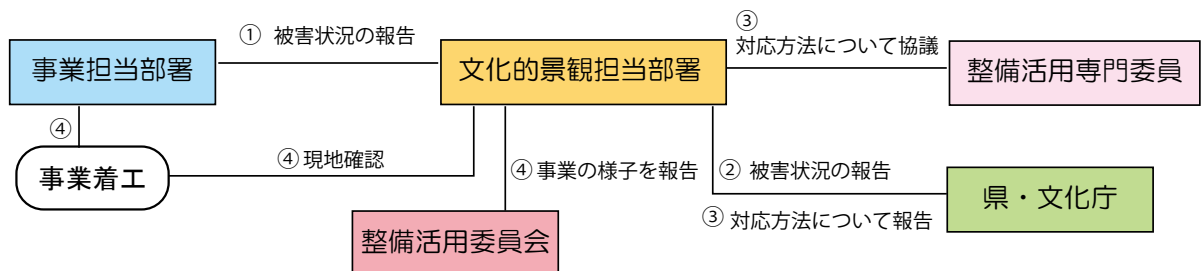


図 至急対応が必要な事業の進め方

3 公共事業ガイドライン

文化的景観の価値を保護し、向上する整備のあり方をもとにガイドラインを作成します。

＜整備の方針＞

●自然景観や文化的景観との調和を図る

周辺の海や山などの自然景観、歴史的景観、漁村農村景観との調和に配慮します。

基本的には主張を抑え煩雑にならないようなデザインとすることに留意します。

緑化を行う際には郷土種を用いることを基本とします。

＜道路整備＞

●周辺の景観に配慮したデザインとします。

・全体として主張を抑えたデザインとし、周辺の歴史的景観や農村漁村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮します。

●一般橋梁・トンネル・ボックスカルバート等、構造物は主張を抑えたデザインとするよう努めます。

・周辺景観が主役となるような位置、構造を計画します。

・構造物の形状は、主張を抑えたデザインとし、周辺景観が主役となるように配慮します。

●大規模な橋梁は景観を構成するものであるため、周辺景観と調和したデザインとします。

●道路附属物（照明灯・防護柵等）は周辺景観に溶け込むデザインとします。

・交通標識の支柱、照明灯、防護柵、反射板の支柱等の附属物の色彩はベージュや濃い茶色を基本とします。また、周辺景観と調和するような素材の使用を検討します。

・防護柵は、透過性の高いものを採用することを基本とします。

・一般橋梁の場合、桁、柱等に対する照明灯、防護柵等の間隔を工夫し、煩雑な印象を抑えるようにします。また、検査昇降路、排水管などは、周辺景観に配慮し、極力目立たないような位置、デザインとします。周辺景観と調和するような素材の使用を検討します。

●道路休憩施設

・沿道の景観ポイントとなる地点や余裕地がある場合は、道路停車帯などとして緑化による修景等、歩行者、ドライバーにとって憩いの空間を創出します。

＜港湾・漁港整備＞

・全体としてまとまったデザインとし、周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮します。

・巨大なコンクリート構造物が多く殺伐とした景観になりがちですが、緑化や、くつろぎ空間の配置など、人々に潤いと憩いを与える景観づくりに配慮します。

＜建築物等の整備＞

公共施設として案内所や体験施設等を整備する際には、極力既存の建築物を利用するなど、新たな建築物を建てないこととし、集落等の地域の景観に溶け込むような整備を行うこととします。

施設の機能や必要とされる場所に、その用途や規模に適合する既存の建築物が無い場合は、以下の点に留意して施設を整備します。

①位置等

・地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮します。

・道路など公共の場所から、文化的景観の特徴を示す景観や海や山の自然景観の眺望の妨げとなら

ないように配慮します。

②外観

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とします。
- ・形態・意匠は、地域の自然や歴史的特性に配慮します。
- ・設備類を設置する場合は、公共の場所からは見えない位置への設置や、意匠・色彩についても周囲の景観や建築物との調和に配慮します。

③色彩

- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とします。

④外構

- ・駐車場、ごみ置き場、ガス庫等の附属施設は、建築物や周辺の景観に配慮します。
- ・道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努めます。

⑤駐車場

- ・駐車場の位置は、周辺の景観や緑の連続性に配慮します。
- ・防犯上、交通安全上支障のない範囲内で、緑化に努めます。

⑥緑化

- ・地域のシンボリックな既存樹木がある場合は、その活用に努めます。
- ・敷地内については、できる限り多くの部分を緑化します。
- ・植栽については、周辺の集落や海山の景観に配慮します。

<公園、緑地>

公園や緑地は、住民や来訪者の憩いの場、防災、自然生態系の保全など多様な機能・目的の確保を基本とし、地域の自然や歴史・文化、周辺環境との調和や連続性に配慮するよう努めます。また、位置を検討する際には、文化的景観としてのビューポイントを意識した場所を設定します。

公園や緑地は地域の緑の核として、椿をはじめ地域の特性や四季の変化を活かしながら、時間の経過とともに風格と味わいが増すような豊かな緑の創出や、既に良好な景観を形成している樹木などの保全に努めることとします。

①公園・緑地等全般

- ・地域の歴史・文化的資産の保存、活用や地域特性に応じた個性の創出などにより、地域に親しまれる個性豊かな空間となるよう工夫します。
- ・公園等の周囲にある道路、河川等の公共施設との連続性に配慮し、開放感のある開かれた空間を形成します。

②緑化

- ・地域の個性を活かした植栽を行い、できる限り自然植生とします。
- ・地域の花木による季節感の演出など、四季の季節感を演出する樹種や草花の植栽とします。

③公園施設等

- ・景観に影響を与える表層材については、できる限り自然素材及び地場産材などを用いながら、周辺景観との調和を図ります。
- ・公園・緑地内に、案内板や造形物などの工作物を設置する場合は、過剰なデザインや色彩、付加的な装飾を避け周辺景観との調和を図ります。

④建築物等

- ・公園や緑地内の建築物や施設等は、素材や色彩等を工夫し、周辺景観との調和を図ります。

＜河川＞

河川は、治水・利水の充実と河川環境の保全・復元を基本とし、自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全するよう努めます。

また、護岸や水門等の河川内の工作物にあつては、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分に踏まえ、地域の歴史・文化、周辺環境に調和した配置、形状等の工夫に努めます。

①河道

- ・瀬、淵、河畔林など、現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全します。

②護岸

- ・護岸は、多自然川づくりに配慮した護岸を基本とし、自然河岸の再生を図ります。
- ・使用材料は、できる限り自然のものを使用すると共に、現地で発生する石材等が再利用できるように考慮します。
- ・コンクリート護岸では、植生コンクリートや自然石の利用やタイルの使用など、できる限り表面処理を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
- ・コンクリートブロック護岸では、環境保全型ブロック、魚巢ブロックを使用するなど、周辺の自然環境における植生、生態系を保全するような護岸とします。

③水門等

- ・水門等の形態、意匠、素材及び色彩については地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和するように検討します。
- ・鉄製の門扉は、周囲の構造物の色彩との調和を図り、高彩度の色彩を用いないようにします。

＜砂防、急傾斜地、地すべり、治山＞

砂防、急傾斜地、地すべりや治山関連の事業は、土砂災害等から生命や財産を守るといった防災機能の確保を基本とし、生態系を含めた自然環境に配慮します。時間の経過とともに周辺環境に馴染む形状、素材等の工夫に努めることとします。

①砂防えん堤等（形状及び構造）

- ・形状及び構造は、自然景観、生態系の保全を念頭におき、積極的に周辺景観と調和する形状及び構造とします。
- ・砂防えん堤は、コンクリート構造が主となるため、現地産の石を利用するなど表面に変化をもたせ、周辺景観との調和を図ります。

②砂防えん堤等（配置及び規模）

- ・施設配置や規模の工夫により、樹木・岩を残存させるなど、景観資源の改変をできる限り回避・抑制します。また、設置する場所は道路など公共施設から見て、既存樹木に隠れるような位置を選びます。

③溪流保全工

- ・溪流保全工を施工する現場においては、できる限り現地産の石を利用した護岸とします。
- ・必要に応じて地域の生態系に配慮した、魚道、魚巢などを設けます。

④急傾斜地崩壊防止施設等（山腹工含む）

- ・急傾斜地崩壊防止施設を設置する場合は、地域性に合わせた表面処理を検討するとともに、法枠内の緑化などを行い、周辺景観との調和を図ります。
- ・擁壁工、法枠工においては、周辺景観に調和する工種の選定や、地形改変をできる限り抑えた配置、規模とします。

- ・法面工においては、可能な限り緑化工法を検討することとし、その場合には郷土種を用います。

＜海岸＞

海岸は、文化的景観を守るためにも自然海岸の保全を基本とします。防護面・環境面・利用面において整備が必要とされる場合は、周辺環境の特性を踏まえ、求められる機能を総合的に勘案し、背後や周辺地域を含めた一体的な景観形成に努めることとします。

また、地域の景観を特徴付ける地形地物が、整備によって失われたり、阻害されたりしないように配慮するとともに、それら地形地物を、当該海岸の景観的魅力として活用できるよう工夫に努めます。

①堤防・護岸

- ・堤防は、人々が豊かな自然に触れることができるよう、自然石などを用います。
- ・護岸等の構造物は、海岸景観に圧迫感や違和感を与えないよう構造、形態、素材や色彩に配慮し、周辺景観との調和を図ります。
- ・人々が憩うところでは、海と親しむ護岸とし、できる限り階段や緩勾配の親水護岸とします。

②離岸堤・突堤

- ・離岸堤の設置が必要とされる場合は、設計条件、施工条件、経済性との整合を図りつつ、構造形式の検討、天端高の抑制策等の配慮を行います。また、潜堤や養浜などを組み合わせた面的防護方法など、できる限り良好な景観を確保できる方法を選定します。
- ・突堤の設計においては、構造物の天端高や形状、素材に留意するとともに、これらの保全施設と砂浜や水面が滑らかにすり付くようにします。

③海浜

- ・自然海浜は、海浜だけでなく、その周辺の緑や自然石群などを含めた地域をできるだけ残すようにします。
- ・海岸景観への視点場の確保など、海を眺められる場所の整備も検討します。

4 景観に配慮した公共事業の事例

平成 24 年国の重要文化的景観に選定されて以降も、選定範囲内では様々な公共事業が行われています。2 に示した公共事業等の事業実施プロセスに基づき、事業担当部署との連絡調整や整備活用委員会等に諮りながら、事業を実施しています。その実施例を以下に整理することとし、今後の公共事業の整備のあり方の参考例として示します。ただし、整理した事例については、各施設の所在する地域や周辺環境を考慮し検討された結果によるものであることから、全ての地域で活用できるものではないことを認識する必要があります。

表 重要文化的景観選定以降の公共事業一覧

	年月	事業名	実施主体
1	平成 24 年 7 月	一般県道 津和崎立串線(仲知地区)道路改良工事	五島振興局 上五島支所
2	平成 24 年 12 月	新魚目番嶽園地整備工事	長崎県
3	平成 24 年 12 月	赤波江・大瀬良・小瀬良・江ノ浜地区地上デジタル放送受信施設設置	赤波江・大瀬良・小瀬良・ 江ノ浜地区テレビ共同 受信施設組合
4	平成 25 年 1 月	一般町道 江ノ浜 8 号線維持工事	新上五島町
5	平成 25 年 2 月	主要地方道 上五島空港線災害防除事業	五島振興局 上五島支所
6	平成 25 年 12 月	頭ヶ島白浜地区ビジターセンター 海岸護岸修景事業	新上五島町
7	平成 26 年度 (予定)	救急無線鉄塔設置事業(番嶽園地内)	新上五島町

1) 道路における事例

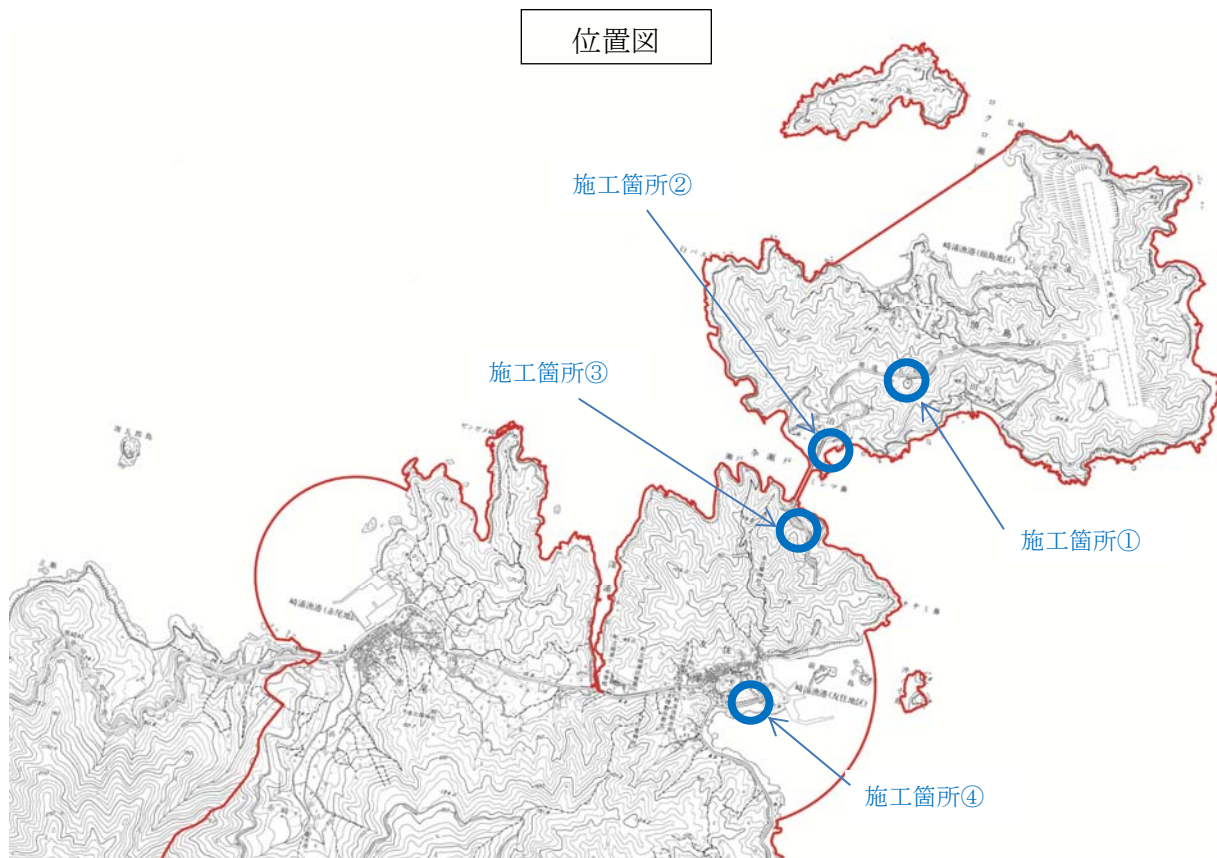
施工箇所	新上五島町友住郷（4箇所）	事業主体	五島振興局 上五島支所
事業概要	道路施設の老朽化に伴い、道路利用者の安全を確保するための補修・補強工事		

●工事名 主要地方道 上五島空港線災害防除事業

●施工時期
平成 25 年度

●施工内容
施工箇所①・③ 法面崩落防止のための工事
施工箇所②・④ 道路崩壊防止のための工事

●経 過 長崎県デザイン支援会議での工法検討
↓
文化的景観保存計画策定委員での工法等の検討
↓
県・文化庁との工法等協議



施工箇所①

着工前

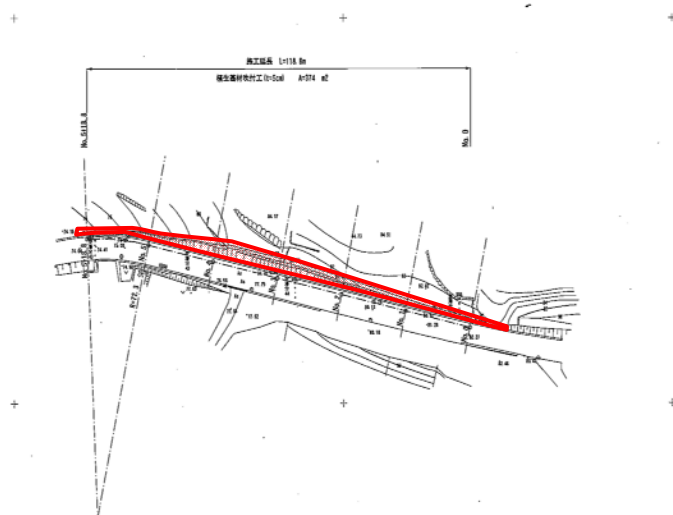


検討事項

頭ヶ島の植生に合わせ、法面に自生しているカンコノキやハマヒサカキなどを植え替え、ダンギクの種も一緒に法面に吹き付けることとした。

また、法尻には崎浦産の砂岩を積み、ツワブキを植栽することとした。ツワブキはよく根付くように、島内に自生していたものを移植した。

図面等



ダンギク

土壌や水分があまりない、岩場付近でも生育しやすいため、選定した。

完了



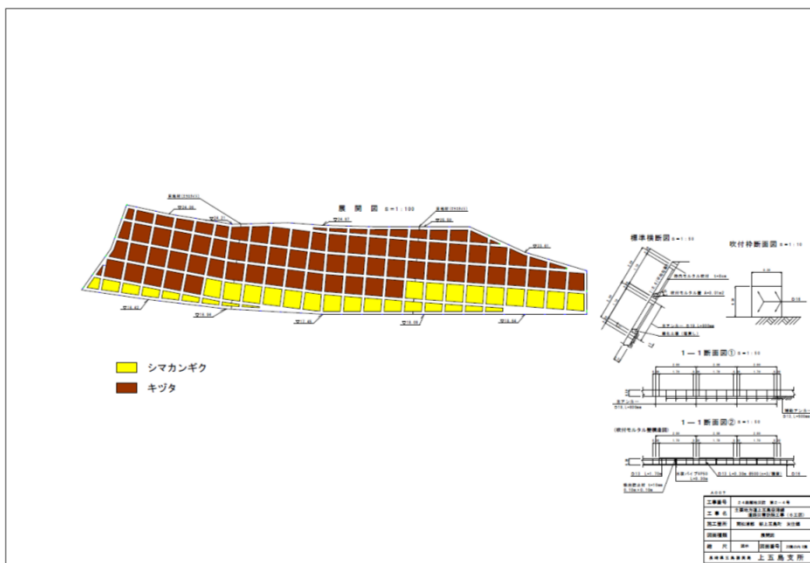
施工後の課題

法面に吹き付けたダンギクやツワブキなどの植物の生育について観察する。

また、島内各地でイノシシ等による法面や石積みが崩される被害が起こっているため、そういった視点からのモニタリングも必要である。

ツワブキの植栽

施工箇所③

着工前   亀裂状況	検討事項 コンクリート面に亀裂が入っていることから、補修工事と合わせて、緑化の検討を行ったが、「基面がコンクリートのため植栽が根付かない」との結果に至り、法面崩落を防止する法枠補強を採用した。 代わりに法枠内にポケットを作り、キヅタ等を植え、緑化することとした。植生は上五島に自生している植物を選んだ。
図面等  シマカンギク キヅタ	ポケットの下段には目線の高さに花が見えるようにシマカンギクを、上の段にはキヅタを植え、キヅタが下に伸びていく特性を活かすこととした。  キヅタの生育例
完了   キヅタの植栽	施工後の課題 キヅタ等の生育状況について、定期的に観察する。また、施工箇所の上部にも緑化目的としてツタを移植しているので、その経過観察も実施する。

施工箇所④ （施工箇所②と同工法）

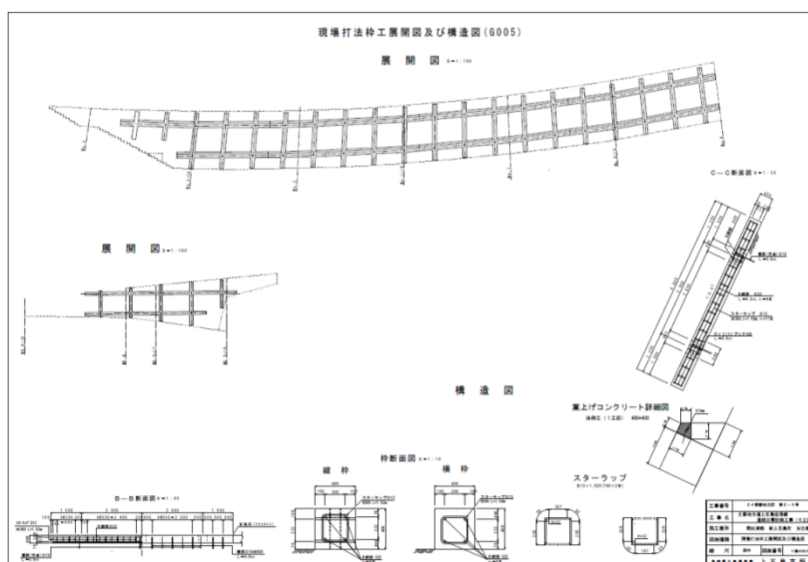
着工前



検討事項

県道の沈下及び崩壊を防ぐために、法面の補強工事を行うことから、県デザイン会議で工法等を協議した結果、法枠で施工し、枠内に石を積むなどして色を落とす手法等が検討された。しかし、石では周囲の景観に合わず、管理も難しいとのことで、法枠にキヅタ等を這わせる工法とした。

図面等



完了



施工後の課題

施工箇所③と同様にキヅタの生育状況について、定期的に観察する。

また、法枠の上下コンクリート面も今後の修景課題となっている。

2) 建築物における事例

施工箇所	新上五島町友住郷字白浜	事業主体	新上五島町
事業概要	頭ヶ島地区にあるビジターセンター及び海岸線にある転落防止柵の修景事業		

●施工時期

平成 25 年度

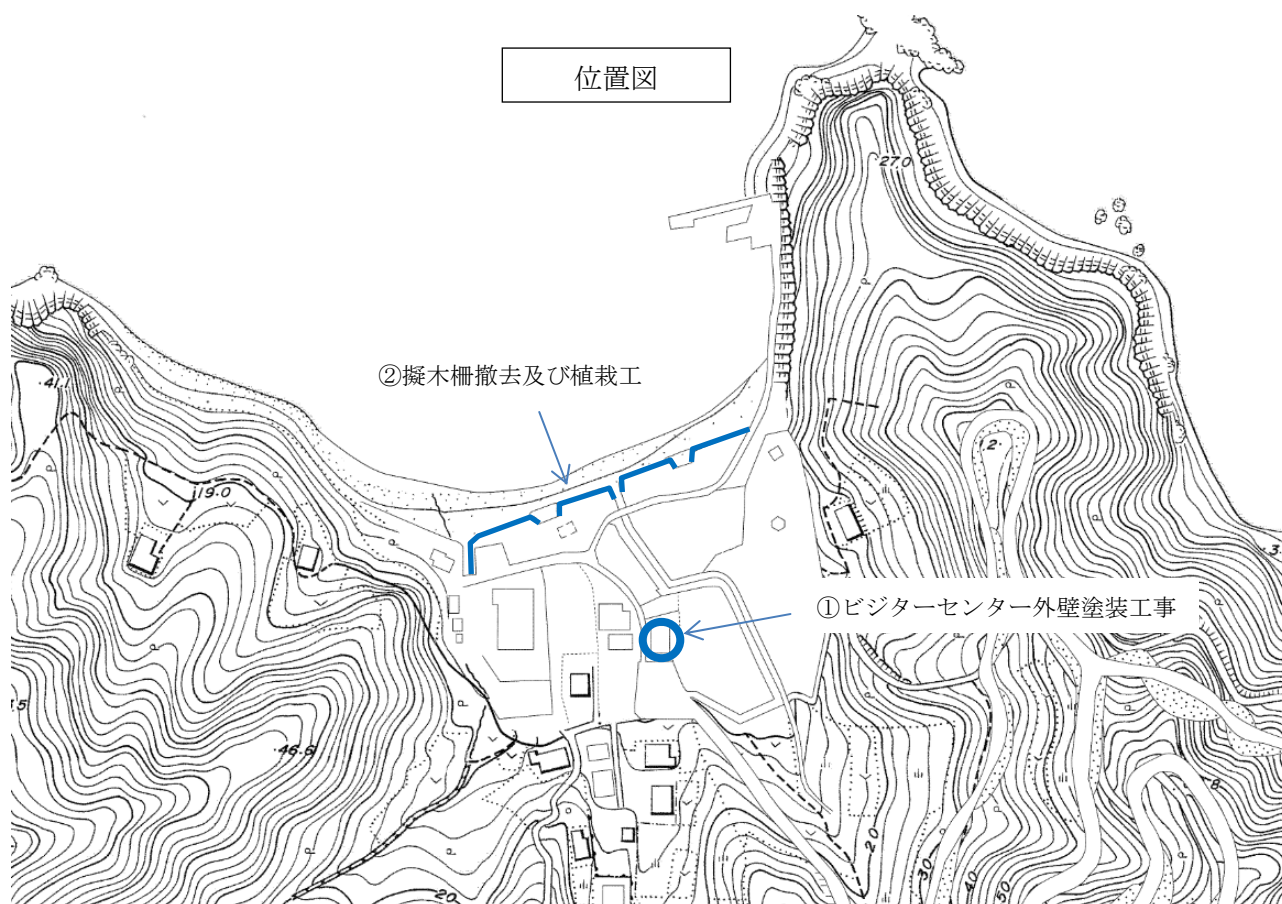
●施工内容

①ビジターセンター外壁塗装 1 棟

②擬木柵撤去及び植栽工 L = 141m

●経過

- ・世界遺産登録へ向けた修景対象として挙げられた。
- ↓
- ・世界遺産に係る修景・景観整備方針検討会にて協議
- ↓
- ・文化的景観整備活用委員会において、修景方針の説明
- ↓
- ・文化庁・専門家・アドバイザーの助言



① ビジターセンター外壁塗装工事

着工前



完了



白浜地区ビジターセンターの白い外壁と青い屋根が周囲の景観に合っていないことから、グレー系の色に塗装することとした。色の選択にあたっては、修景・景観整備のあり方検討委員会及び文化的景観整備活用委員と検討を重ね、決定した。

検討プロセス

屋根色



壁色



既存の壁面との比較



既存の屋根面との比較



屋根色と壁色ともに周辺になじむような候補4色を選び、現地にて比較を行った。また、外壁がコンクリートであるため、実際にコンクリート壁を用意し、より現状に近い状態で検討を行った。屋根色に関しても、遠景から見て、周辺景観とのバランスを確認し、色の選択を行った。

②擬木柵撤去及び植栽工

着工前

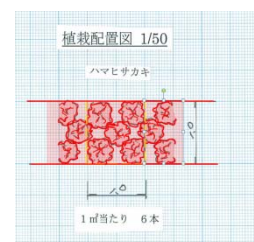
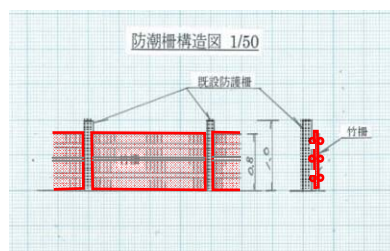
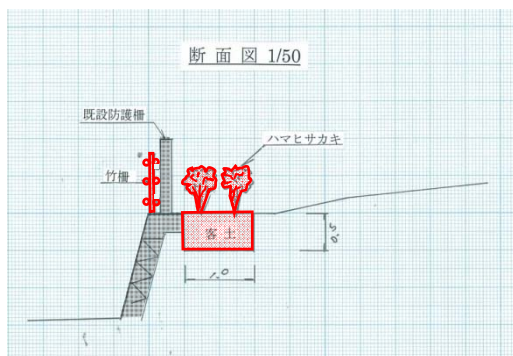


完了



転落防止用の擬木柵が腐食し、転落の危険性があるため、景観保護と侵入防止と合わせ植栽帯を設けることとした。

検討プロセス



植栽に関しては、文化的景観整備活用委員会の専門委員に指導を仰ぎ、海岸線に多く生育しているハマヒサカキを植えることとし、海岸線から見る集落景観及び海を見る視点を考慮し、高さを低く設定した。また、頭ヶ島は北風が強く、潮風もあたることから、竹の防潮柵を設置し、保護することとした。

3) 工作物における事例

施工箇所	新上五島町曾根郷	事業主体	新上五島町
事業概要	電波法改正に伴う消防救急無線の改訂により、無線形式をアナログ式からデジタル式へ移行する。そのため、曾根郷の番岳頂上付近に通信中継施設（鉄塔、局舎）を建設する。		

●施工時期

平成 26 年度予定

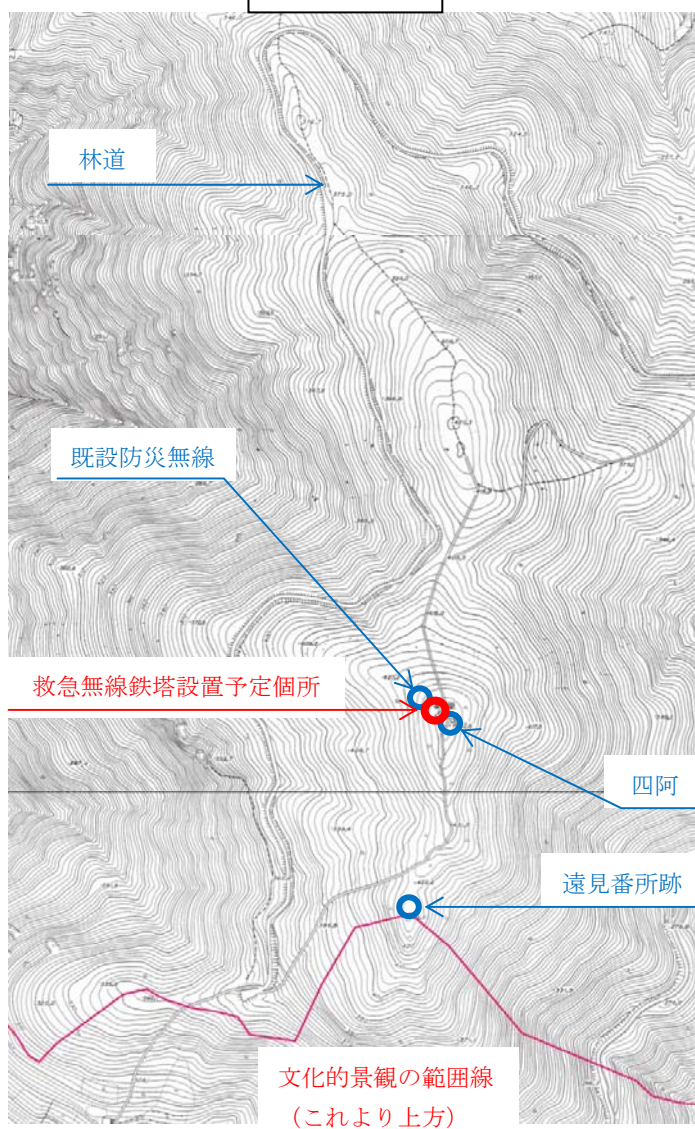
●施工内容

- ①新たに救急無線鉄塔を建設する。また、既設の防災無線柱を撤去し、新設する鉄塔にアンテナを載せ換えることとする。
- ②鉄塔建設に合わせ、資材搬入道を整備する予定で、鉄塔建設終了後、一部については、椿管理用道路として利用する。

●経過

- ・美しい景観形成アドバイザー派遣によりアドバイスを受ける。
- ↓
- ・文化的景観整備活用委員会において審議
- ↓
- ・文化庁にて協議

位置図



①救急無線鉄塔の建設について

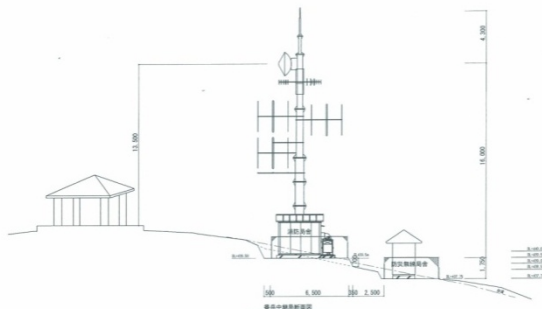
現況写真



救急無線鉄塔の新設については、町内で新たに設置する3箇所のうちの1つである。検討の結果、北魚目地域への無線伝達には、番岳頂上付近が最適であったため、設置することとなった。番岳の自然景観に配慮しつつ、効果のある事業とするため、下記のとおり検討した。

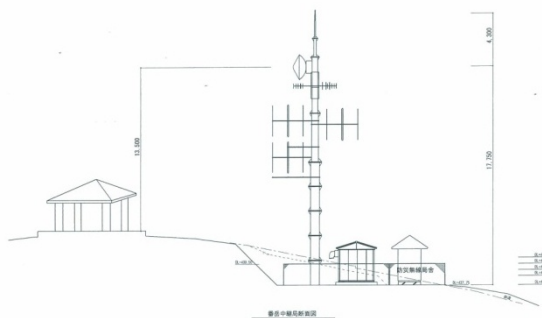
検討プロセス

①案 断面図
GL439.5



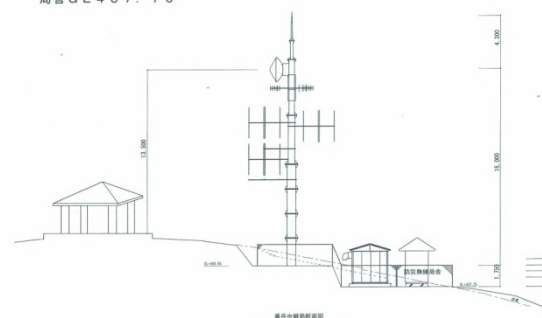
①案
山頂付近の形状変更を抑えるため、防災無線局舎の一段上に鉄塔の局舎を建設する場合

②案 断面図
GL437.75



②案
鉄塔の局舎と、既設の防災無線局舎を同じ地盤高に揃えた場合

③案 断面図
鉄塔GL439.5
局舎GL437.75



③案
防災無線局舎と鉄塔の局舎を同じ地盤高に揃え、法面の高さを抑えた場合

【前提】

- ・山頂からの眺望を確保するため、鉄塔を西側へ寄せ遊歩道に影響がない範囲に設置する。

- ・四阿からの眺望で①案～③案とも新設する鉄塔は必ず視野に入るため、局舎を視野からはずす方法を考慮する。

【検討案】

①案については、鉄塔の局舎の位置が高く、四阿からの眺望を遮るため不適。

②案については、鉄塔の局舎を下げたことで眺望は良くなるものの、大幅に土地を削ることとなり、法面が高くなることから不適。

③案が眺望も保たれ、法面の高さも抑えられることから採用。

